日本犯罪社会学会

第５０回大会報告要旨集

２０２３

■　特別記念講演　■

Can a Social Movement of the Formerly Incarcerated Change Criminal Justice?

元収容者の社会運動は刑事司法を変えることができるのか？

■　シンポジウム　■

包摂概念を見直す

■ テーマセッションA ■

拘禁刑時代における犯罪者処遇論――「指導」の義務づけの理論的・実践的意義を考える

■ テーマセッションB ■

批判的犯罪学の展開――理論と経験的研究を問い直す

■ テーマセッションC ■

少年院がうしなったもの

■ テーマセッションD ■

犯罪概念の変容と責任論の展開――犯罪予防及び秩序維持の視点から

■ テーマセッションE ■

非行少年の被害体験と少年院における矯正教育――非行少年の被害の埋め合わせに向けた課題

■ テーマセッションF ■

社会復帰支援の困難と自助グループの役割――外部交通と身元引受

■ テーマセッションG ■

日本犯罪社会学会の創成期を語る

■　自由報告　■

日本犯罪社会学会編

日本犯罪社会学会
第50回大会報告要旨集
２０２３
目　次

■ 第50回大会記念特別講演	Can a Social Movement of the Formerly Incarcerated Change Criminal Justice? 元収容者の社会運動は刑事司法を変えることができるのか？	Shadd Maruna	6
■ 第50回大会記念シンポジウム	包摂概念を見直す		
	企画趣旨	津富　宏	8
	障害学はどのような仕方で包摂と排除を問題化してきたか――批判的障害学、クリップ理論などの現代的諸動向から問い直す	辰巳　一輝	10
	排除と包摂の境界を分解する	猪瀬　浩平	12
	民主的教育とトランスクルージョン ――ガート・ビースタの思想へ	上野　正道	13
	包摂概念を見直す	市川　岳仁	15
	指定討論	吉間　慎一郎	17
■ テーマセッションA	拘禁刑時代における犯罪者処遇論――「指導」の義務づけの理論的・実践的な意義と課題を考える		
	１　企画趣旨	相澤　育郎	20
	２　拘禁刑創設の意義と課題――なぜ今まで禁錮は廃止されなかったのか？	相澤　育郎	20
	３　離脱の主体は誰か――新しい拘禁刑で問われる離脱と回復	市川　岳仁	22
	４　刑事施設におけるプログラムの展開と展望	東本　愛香	24
	５「拘禁刑」創設の審議過程――政策学・行政学・政治学的観点に基づく検討	京　俊介	26
	６　現場職員から見た拘禁刑	岡本　融	27
	７　議論		29
■ テーマセッションB	批判的犯罪学の展開 ――理論と経験的研究を問い直		
	企画趣旨	岡村　逸郎	30
	批判的犯罪学と「社会問題の構築主義」の位置関係	山口　毅	31
	被害の当事者と研究者の狭間で――構築主義のエートスを再検討する	岡村　逸郎	33
	刑罰の代替制度の構想――検察官としての実存と自省的司法	吉間　慎一郎	35
	大麻規制によるハームと，抵抗の方途	山本　奈生	37
	コモンズの犯罪化としての囲い込み――アナーキズム的想像力と批判的犯罪学	渋谷　望	38
■ テーマセッションC（ラウンドテーブル）	少年院がうしなったもの		
	１　企画趣旨	津富　宏	39
	２　話題提供者からの発言	小柴　直樹 遠藤　英明 竹田　和夫	39
	３　指定討論者からの発言	武内　謙治 岡田　行雄 齊藤　哲也	41
	４　まとめ		42
	５　おわりに		42

■ テーマセッションD　犯罪概念の変容と責任論の展開――犯罪予防及び秩序維持の視点から
1 本テーマセッションの企画趣旨　安藤 泰子　44
2 犯罪概念の変容と責任論の精緻化――私犯から公犯へ、集団責任論から個人責任論へ　安藤 泰子　45
3 犯罪論における不法と責任の区別についての再検討　佐竹 宏章　47
4 個人責任のゆくえ　徳永 元　49
5 マインドコントロールと刑事責任論――精神障害なき異常犯罪を巡って　本庄 武　51
6 指定討論　松宮 孝明　53
7 総括　安藤 泰子　54

■ テーマセッションE　非行少年の被害体験と少年院における矯正教育――非行少年の被害の埋め合わせに向けた課題
1 企画趣旨　岡田 行雄　55
2 非行少年の被害を踏まえて少年院に求められること　中村 すえこ　55
3 少年院における被害がもたらす立ち直りの阻害　安西 敦　55
4 少年院における少年の犯罪者化とその構造　都島 梨紗　56
5 少年院における非行少年に累積する被害の埋め合わせに向けて　岡田 行雄　56
6 議論　57

■ テーマセッションF　社会復帰支援の困難と自助グループの役割――外部交通と身元引受
（ラウンドテーブル）
1 企画趣旨　風間 勇助　58
2 話題提供者より　石塚 伸一　58
中谷 こずえ
西原 実
水落 盛稔
水藤 昌彦
吉田 緑
3 議論　59

■ テーマセッションG　日本犯罪社会学会の創成期を語る
（ラウンドテーブル）
1 企画趣旨　岡邊 健　60
2 テーマセッション「創立50 周年 日本犯罪社会学会の創成期を語る」　横山 實　60
3 日本犯罪社会学会の創成期を語る――2 階席から舞台の上へ　斉藤 豊治　61
4 （話題提供）　細井 洋子　63
5 話題提供者間での意見交換　64
6 質疑応答　65

■ 自由報告

A	1	ストーカー行為者に対する措置による再犯リスクの軽減可能性	○ 齊藤　知範 山根　由子 草尾　祐樹 島田　貴仁	67
A	2	特殊詐欺の施策認知や防犯対策実施の属性別特徴	○ 草尾　祐樹 齊藤　知範 山根　由子 島田　貴仁	69
A	3	被害類型別の被害後の対処行動について	○ 山根　由子 齊藤　知範 島田　貴仁	71
B	1	過失運転致死傷罪の加害者家族への支援の実際と課題	○ 浦川　美奈子 津富　宏	73
B	2	法務教官専門職論の展開可能性	今井　聖	75
B	3	犯罪離脱を促す要因と具体的手法に関する研究――主体的な生成的活動参加を促進する内観法	土ヶ内　一貴	77
C	1	QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』の音声自動認識対応化	原田　豊	79
C	2	静岡県市民安全調査からみる暗数の実態に関する報告	清永　奈穂	81
C	3	日本の性犯罪に関する法改正における「年齢差」レトリックの構築	周　筱	83
D	1	医療観察法に改革の可能性はあるのか――アメリカにおけるMental Health Court を参考に （大会を欠席されたため、報告は成立しませんでした）	大塚　未来	
D	2	問題解決型裁判所と少年裁判所	石田　侑矢	85

本抄録は基本的に執筆者の提出されたデータを使用しているため、誤植などがあってもそのまま印刷されている場合があります。ご了承ください。

特　別　記　念　講　演

第５０回大会記念特別講演
Can a Social Movement of the Formerly Incarcerated Change Criminal Justice?
元収容者の社会運動は刑事司法を変えることができるのか？

Shadd Maruna （シャッド・マルーナ） （クイーンズ大学）

司会：浜井　浩一（龍谷大学）

１　日本語要旨

アメリカ合衆国における大規模な収容は、2023 年に 50 年の節目を迎えた。この期間に、何百万人ものアメリカ人が刑務所システムを経てきた。これは、多くの恵まれないコミュニティでの通過儀礼となり、社会的に排除された元収容者という社会から見放された階級を生み出した。この 10 年で、元囚人たちが彼ら自身の政治的および市民的権利を求めて組織化するという、類まれな運動が米国内外の元収容者の間で始まっている。この講演では、このような社会運動が発展するのになぜこれほど時間がかかったのか、また刑事司法制度に根本的な変化をもたらすという点で、この運動にどのような可能性があるのかを問いかけながら、この運動のルーツを探求する。また、犯罪学の理論と想像力に与える影響についても議論する。

２　英語要旨

Mass incarceration in the United States has reached a grim anniversary turning 50 years old in 2023. Over this time, millions of Americans have passed through the prison system, becoming a rite of passage in many disadvantaged communities, and creating an outcast class of socially excluded former prisoners. In the past decade, an extraordinary movement has begun among the formerly incarcerated in both the US and beyond, whereby ex-prisoners are organising for their political and civic rights. This talk will explore the roots of this movement, asking why it has taken so long for such a social movement to develop and what the prospects are for this movement in terms of creating fundamental change in the criminal justice system. The implications of this work for criminological theory and imagination are also discussed.

【講演者略歴】

現アメリカ犯罪学協会の会長であり、クイーンズ大学ベルファストの犯罪学教授。以前はケンブリッジ大学、マンチェスター大学、およびラトガース大学で勤務し、ラトガース大学犯罪学部（アメリカ合衆国）の学部長を務めた。主な研究は犯罪からの離脱と収容者の再統合への影響に焦点を当てている。7 冊の書籍の著者または編集者であり、『Rehabilitation: Beyond the Risk Paradigm』、『Fifty Key Thinkers in Criminology』、最近では『The Oxford Handbook of Criminology』などがある。彼の著書『Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives（犯罪からの離脱と「人生のやり直し」-元犯罪者のナラティヴから学ぶ-）』は、2001 年にアメリカ犯罪学協会「Outstanding Book Award」を受賞した。2012 年には、彼の研究が元収容者の再統合の実践に与える影響に対して、The Howard League for Penal Reform から第 1 回研究メダル（研究活動を通じて刑事司法と刑罰の改革の分野に重要な貢献をした人々を表彰するもの）を受賞した。

シ　ン　ポ　ジ　ウ　ム

第５０回大会記念シンポジウム
包摂概念を見直す

コーディネーター・司会：津富　宏（静岡県立大学）

１　企画趣旨

市川（2019）においては、I am an addict という高らかな宣言、addict としての自認が謳われ、市川（2022）では、addict としての研究対象となることへの強い違和感が示された。後者は、他者（例えば、研究者、治療者）への期待に応えた、ある意味「適応的な」アイデンティティであり、前者は、むしろ、被差別者、すなわち、不適応者としてのラベルを自らの「名乗り」としたアイデンティティである。

このように、いわゆる当事者の側から、正常／異常の線引きを揺るがし、あらためて、既存の秩序を問い直す動きは、性的少数者がクイアと名乗ることを主張するクイア理論、クイア理論に影響され、障がいのある者がクリップと名乗るクリップ理論などの動きがある。これら境界線を撹乱し、正常と異常の関係性をつくり直す動きは、私たちがしばしば自明にしてきた「社会的包摂」の概念を書き換える動きとして理解することができる。

境界線が揺るがされるということは、包摂する側（＝正常）と包摂される側（＝異常）をもはや自明とすることができないということである。これは、当事者と支援者の関係を相互変容の過程と捉える、吉間（2019）の主張とも軌を一にする。教育学においては、ビースタ（2021）が、インクルージョン（包摂）に代えて、インサイド（内側）とアウトサイド（外側）という地平を再定義することを意味する、トランスクルージョンという概念を提案しており、また、津富（2022）は、猪瀬（2019）に影響を受けて、被排除者がつながりあいながら既存の秩序に浸透する「分解」という概念を提案している。

犯罪学は、長らく、善と悪、排除と包摂の境界線について議論してきた。これらの境界線は、なぜそこに引かれたのか、それは社会にとって何を意味するのか、当事者性や多様性，レジリエンスが称揚される現在、包摂概念を根本的に見直し，犯罪学が想定する社会を問い直すためのセッションとしたい。

２　シンポジウムの構成

犯罪学は、さまざまなディシプリンから議論の枠組みを援用して発展してきた。本シンポジウムにおいても、異なるディシプリンにおける社会的包摂についての議論について学び、犯罪社会学に対する刺激とすることとした。具体的には、批判的障がい学の立場から包摂と排除という二項対立の構造について問い直している辰巳一輝氏（大阪大学）、人類学の立場から、分解概念を用いて、埼玉県の見沼田んぼの福祉農園での実践を手掛かりに社会のありようを問い直している猪瀬浩平氏（明治学院大学）、インクルージョンに代えてトランスクルージョンという概念を提案しているガート・ビースタの民主的教育学の紹介を一貫して行ってきた上野正道氏（上智大学）の三氏に報告をお願いした。

指定討論者は、本学会員からの報告への応答として、当事者が他者からの評価を求めようとしてしまうことへの違和感から包摂について批判的に検討してきた市川岳仁氏（三重ダルク）、　包摂する側と包摂される側という区別をやめ，解放区の創造に始まる新たな文化創造を目指すべきと論じてきた吉間慎一郎氏（『更生支援における協働モデルの実現に向けた試論』著者）にお願いした。

３　報告者と報告内容の骨子

３－１　辰巳報告「障害学はどのような仕方で包摂と排除を問題化してきたか」

「批判的障害学 Critical Disability Studies」の諸研究に依拠して社会的包摂／排除という対概念を再検討した。障害学は、障害者を取り巻く様々な問題がその人個人の問題へと不当に矮小化されてきたことを告発すると同時に、その困難を放置してきた＝排除を再生産してきた社会に対してその解決を求めるという認識論的な転換（社会モデル）を提唱してきた。しかし、障害学や障害者運動が発展していくにつれて、単純な社会的包摂／排除の二項対立では処理することが難しいケースが問題とされるようになる。例えば、「エイブリズム ableism」的な価値観による差別などの非制度的位相においてもまた、様々な排除が存在していることが指摘された。以上の議論を踏まえ、「包摂」を「ある人が、無数の存在者同士が複雑に絡み合う関係のネットワークから切り離されず、そのネットワークの変化の一原因として参入している状態」と再定義した。

３－２　猪瀬報告「排除と包摂の境界を分解する」

筆者が埼玉の障害者運動や、その延長で生まれた見沼田んぼ福祉農園の実践のなかで探求してきた「分解」概念を、吉間の「協働モデル」踏まえて、深化させる。同福祉農園は、埼玉県の治水事業によるもので、障害者福祉制度によるものではない。福祉政策、農業政策、治水制度の狭間で、障害の有無を超えて多様なボランティアの参加によって営農活動が行われてきた。発表では、福祉農園において知的障害のある人とともに行われた農機具小屋の修繕活動と、福祉農園にやってきた美術作家との交流の

二つの事例を取り上げ、主流文化への同一化につながる動きと、主流文化の相対化につながる動きを抽出する。福祉農園においては、障害のある人の身体的特徴だけでなく、その行動に与えられる属性や意味付けをずらし、主流文化を問い直す実践は即興的に存在するが、その意味はまだ深められていない。

３－３　上野報告「民主的教育とトランスクルージョン――ガート・ビースタの思想へ――」

学校教育を民主的で公共的に組織するうえで、主体としての子どもや生徒をどのように位置づけ、彼らの多様性と包摂をどのように構想するか。オランダ出身の教育哲学者であるガート・ビースタは、「包摂」と「排除」の議論を超える枠組みとして「トランスクルージョン」を提唱する。「トランスクルージョンとは、「位置が保持され取得される、まさにその地平を変えることを求めるものである」。ビースタが依拠するジャック・ランシエールによれば、「民主化」とは、すでに民主的な人が他者をその範囲内に包摂するプロセスではなく、「外部」から寄せられる「新たな行為や存在の仕方」が可能になり「数に入れられる」ような方法で「秩序を再定義」せよという要求に応えるプロセスであり、既存の秩序の内部からは表現することができなかったり明確に表すことができなかったりする場所からその秩序を「途絶させるプロセス」である。子どもや生徒の「主体」をどう捉えるか。包摂と、包摂される側の秩序の再構成の両方を含んだトランスクルージョンをどう準備するのかは、これからの教育を構想するのに不可欠なテーマである。

４　指定討論

４－１　市川討論「包摂への疑問」

薬物依存とその回復の体験談が社会の中で必要とされるようになった。当事者としての語りを求められることは、聴き取られる価値を自覚させ、その期待される役割へとその人を誘う。しかし、当事者たちは、当事者として包摂されていること、人々がいつまで経っても彼らを当事者としてしか認めようとしないことに、違和感を感じ始めた。違和感を感じ始めた当事者たちに共通しているのは、ある時期まで周囲の期待に応えた語りをしていること、ある時期からそれに違和感を感じ語りを止めたことである。その違和感を感じられる／感じられない境界にあるものは何か。それを振り払うのに必要なことは何か。そして、その境界を問い直すのは誰か。この境界は取り払われるべきものなのか。そもそも、なぜ当事者として期待に応じた語りをするのか。

回復者であるヨコヤマは、「依存症の当事者という役割を社会の中で担っていくことで、それまでは全く不満足だった自分自身のアイデンティティが満たされたような気になっていた」と語りつつ、ダルクを離れたあと自分が依存者であることを明かさないで働くことを学んだという。このように、自分自身にカテゴリーを与え引き受けてきた当事者たちは、社会からの期待を手放し、越境していく。

４－２　吉間討論

映画「ショーシャンクの空に」に出てくる出所者の一人は規範を守り生活に疲れて自殺した。もう一人は遵守事項を破って友との再会を果たし自らの人生を生きて行く。規範の遵守を求める限り、包摂は、人々に幸福をもたらさない。ゴフマンは，精神病院の職員からの監視を逃れつつ禁じられた活動に従事できる空間を解放区と呼んだ(Goffman1961=1984)。猪瀬報告における、見沼田んぼ福祉農園も解放区である。同報告では「差別をそのまま生きてしまいながら」,「多様な存在が生きる場を作りだしていく運動」が示され、上野報告では「不和／不一致」によって「異なる実存可能性としての主体性」が現れることが指摘されたが、こうした状況は、自らの人生に対する見方を維持する解放区が保持されているからこそ可能になるのではないか。辰巳報告においては,包摂とは排除を伴うものであったことが示され,新たな包摂概念の定義が提案された。包摂は，少数者を支配的マジョリティの生活に統合するために用いられてきた概念ではないか。障害学，人類学，教育学における排除と包摂をめぐる議論は，包摂の加害性を自覚し新たな共生の在り方を探し求めているように思われる。犯罪学の課題はどうしたら人々を対象化することをやめられるのかということである。

文献

ビースタ，ガート著（上野正道監訳），2021，『教育にこだわるということ』東京大学出版会.
市川岳仁，2019，「アディクトの人生に寄り添う：治療でも更生でもなく」『犯罪社会学研究』44: 63-79.
――――，2022，「自己和解」を中心にしたリカバリー概念の生成にむけて――他者の定義による「回復」を超えて」『犯罪社会学研究』47: 42-59.
猪瀬浩平，2019，『分解者たち』生活書院.
吉間慎一郎，2019，「社会変革のジレンマ」『犯罪社会学研究』44: 46-62
辰巳一輝，2021，「2000 年代以後の障害学における理論的展開／転回 ―「言葉」と「物」、あるいは「理論」と「実践」の狭間で―」『共生学ジャーナル』5: 22-48.
――――，2022，「「社会モデル」以降の現代障害学における「新たな関係の理論」の探求」『思想』1176: 46-64.
津富宏，2022，「静岡方式による市民社会の組織化―支援から自治へ―」『ノンプロフィット・レビュー』21(1&2): 15-23.

障害学はどのような仕方で包摂と排除を問題化してきたか
――批判的障害学、クリップ理論などの現代的諸動向から問い直す――

○辰己一輝（大阪大学大学院）

1　目的

本報告の目的は、犯罪社会学においても重要な論点の一つとされてきた社会的包摂／排除という対概念を、現代の「障害学 Disability Studies」と呼ばれる学問分野の知見から批判的に再検討することにある。以上の目的を達成するにあたって、本報告では、まず障害学や障害者運動の内部で、どのような背景から両概念が導入されてきたのかの経緯を確認することによって、基本的論点の整理を行うことを第一の小目標とした。次いで、そこで確認された論点に対するいくつかの批判をみていくことによって、社会的包摂／排除という従来的な二項対立では捉えることの難しい、複雑な権力作用や個々人の経験が問題となるケースを提示することで、両概念を論争的な形で会場へと開くことを第二の小目標とした。

2　方法

以上の目的に鑑みて本報告では、障害学の古典的な議論枠組みの確認から出発しつつ、単純な包摂／排除概念には回収しえない複雑な諸論点に焦点を当てている今日の「批判的障害学 Critical Disability Studies」の諸研究に依拠して議論を展開した。

3　結論・考察

以上の目的・方法に基づき、本報告では主に以下の論点が提示された。

社会的包摂／排除という両概念の背後に存する権力性・政治性：障害学はその出発点において、障害者を取り巻く様々な問題がその人個人の問題へと不当に矮小化されてきたことを告発すると同時に、その困難を放置してきた＝排除を再生産してきた社会に対してその解決を求めるという認識論的な転換（社会モデル）を提唱してきた。したがって、障害学が社会的包摂／排除を問題とすることは、そもそもこれまで障害者をめぐる諸問題が社会的・政治的次元で問われてこなかったことに対するカウンターとしての意味を有していた。

従来的な包摂／排除の枠組みでは捉えきれない、複雑な権力作用への焦点化：障害学や障害者運動が発展していくにつれて、単純な社会的包摂／排除の二項対立では処理することが難しいケースが問題とされるようになる。例えば障害学において社会的包摂は、しばしば制度的位相における権利保障やアクセシビリティのための環境整備といった文脈を典型として語られてきたが、「エイブリズム ableism」的な価値観による差別などの非制度的位相においてもまた、様々な排除が存在しているのであり、そうした位相も可視化していかなければ、議論としては不十分である。すなわち、表面的には社会的包摂が遂行されていようとも、その水面下で諸々の排除が温存されているようなケースが存在するのであり、そのことを批判的障害学の論者たちは強調してきた。

社会的包摂／排除概念の再定義：以上の議論を踏まえた結論として、本報告では、従来の定義に代わる新たな「排除」ないし「包摂」の定義を示唆した。まず「排除」を「ある人が、無数の存在者同士が複雑に絡み合う関係のネットワーク（＝世界）から不当に切り離されたり、そのネットワークの変化の一原因として参入することを（種々の構造的要因により）妨げられている状態」と再定義した。そして、その裏返しとして「包摂」を「ある人が、無数の存在者同士が複雑に絡み合う関係のネットワークから切り離されず、そのネットワークの変化の一原因として参入している状態」と再定義した。

4　全体討議や質疑

まず全体討議においては、上記 1)と 2)の前提が共有されたうえで、3)で報告者が提示した、概念の再定義（再利用）という方向性に対する疑問が寄せられた。

包摂／排除の境界線を厳格に設定することによって、むしろ特定の当事者のスティグマを強化する危険性があるのではないか？ 例えば、当人としては排除されているという自己認識はないのにもかかわらず、周りが上記の定義を振りかざし「あなたは排除されている」と述べることには、暴力的な客体化やパターナリズムが伴うように思われる。

あらゆる当事者に対応できるような普遍性・一般性を備えた包摂の定義を要請しようとする欲望は、結局のところ定義による簡略化に収まらないはずの個別具体的なケースを無視・軽視する結果をもたらすため、両概念を厳格に定義することをやめるか、別の言葉を新たに作り出した方がよいのではないか？

上記の問題が生じる原因を考えるためには、包摂や排除といった概念が「誰にとって」「誰のために」「何のために」用いられてきたか・用いられているのかに注意を払わなければならない。そもそも「包摂」という言葉自体が包摂する側のマジョリティの視点から要請された言葉であるように思われること

から、この語を使用し続けることは結局のところ、マジョリティ中心主義的な社会の在り方を再生産・強化する方向にしか向かわないのではないか？ もはや包摂という言葉は、マジョリティ側がマイノリティに対して配慮しているというパフォーマンスのために用いられている側面が強いのではないか？

以上の問いに対して報告者は、次のように応答した。①と②に関して、まさにそうした概念上の切り分けや普遍化の志向によって、個別具体的な当事者の経験が排除されたり、等閑視されてきたという点が批判的障害学にとって重要なクリティカル・ポイントだったはずであり、本報告が結論部で示した既成語の再定義という戦略は、むしろそうした障害学の批判意識に反するものであった。そして③の問いを経由したうえで、二元論的な枠組みの明晰化や普遍化が、結局のところマジョリティ（健常者）のための手続きにしかなりえていないのではないか、と改めて問題提起を行った。何を「包摂」とみなすのか、あるいはどこからが「排除」になりうるのかを厳密に規定したいという動機は、障害者を取り巻く状況をコントロール可能な形で秩序化したい、グレーゾーン（余白）を作りたくないという、ある種の管理社会的な体制側の都合に裏打ちされているのではないかと報告者は述べた。

また、こうしたマジョリティ側の欲望を、しばしばマイノリティの側が内面化していくがゆえに、マジョリティが期待する「包摂」のストーリーを自ら引き受けて語ってしまうという問題についても、コメンテーターの側から問題提起がなされた。この点に関して報告者は、当人の語りがたとえ「主体的」で排除をともなっていない（ネットワークに参入できている）ようにみえたとしても、それがフーコー的な「主体化＝服従化」と分かちがたく結びついていること、少なくともそうした語りの揺らぎの背後にあるエイブリズムを問題としなければ､「なぜマジョリティはマイノリティを客体化し続けてしまったのか」という問いを反省的に分析することは不可能であること、を指摘した。

排除と包摂の境界を分解する

猪瀬　浩平（明治学院大学）

分解の哲学／人類学は、既存の人や物の属性(何かに分かちがたく属していること)や機能(何らかの目的のためにふるまうこと)が、剝ぎ取られ、機能を失い、バラバラにされていく過程や、そこから新たにうまれるつながりの運動に注目する（猪瀬 2021；藤原 2019)。本発表は、この分解概念と、犯罪社会学において提示された協働モデルの融合の可能性を探るものである。

辰巳一輝は、排除をある人が、無数の存在者同士が複雑に絡み合う関係のネットワーク（＝世界）から不当に切り離されたり、そのネットワークの変化の一原因として参入することを（種々の構造的要因により）妨げられている状態、包摂を、ある人が、無数の存在者同士が複雑に絡み合う関係のネットワークから切り離されず、そのネットワークの変化の一原因として参入している状態と定義する（辰巳：本シンポジウム発表)。一方、吉間は排除された人やその伴走者がつくりだす文化が、社会の主流文化との距離を持ち、その下位に位置づけられる／排除されるのではなく、主流文化を変容（イノベーション）させていく「協働モデル」を提示する（吉間 2019)。

この吉間の整理を踏まえたうえで、発表では筆者が埼玉の障害者運動や、その延長で生まれた見沼田んぼ福祉農園の実践のなかで探求してきた「分解」概念を深化させる（猪瀬 2019)。

1970 年代末からはじまった、埼玉における障害者運動（身体障害のある人を中心にする地域生活運動や、障害のある子の普通学級就学運動）は、地域の中で障害のある人、ない人が「ごちゃごちゃと生きること」を目指すもので、主流文化の問い直す力をそれなりに持ってきた。しかし、2000 年代前後から、運動によって地方自治体が導入した支援制度（専従職員雇用の支援、介助人派遣制度、生活ホーム制度）が、次第に国の障害者福祉制度の中に取り込まれていくなかで、それまで雑多な人によって担われてきた障害のある人との関わりが、専門職の人によって担われる部分が大きくなった。その一方で、障害者福祉への市場サービスの参入も進む。運動団体を担ってきた障害当事者や支援者も高齢化するなかで、次第に主流文化による影響を強く受けるようになっている。

そんな中で、見沼田んぼ福祉農園は、見沼田んぼの耕作放棄地を県民に開く形で、治水機能を守りながら有効活用する埼玉県の総合政策部土地水政策課の公有地化推進事業によって実施したものである。障害者福祉制度によるものではない。福祉政策、農業政策、治水制度の狭間で、障害の有無を超えて多様なボランティアの参加によって営農活動が行われている。このように必ずしも労働生産性も、土地生産性も必ずしも高くない福祉農園に多様な人々が集まっていることを整理するために、造園学を専門にする石井秀樹（福島大学）は土地福祉性／労働福祉性という概念で整理しようとしている。

本発表は、福祉農園において知的障害のある人とともに行われた農機具小屋の修繕活動と、福祉農園にやってきた美術作家との交流の二つの事例を取り上げ、主流文化への同一化につながる動きと、主流文化の相対化につながる動きを抽出する。そのうえで、吉間（2019）が整理した伴走者と当事者が協働関係に基づいて生み出した新たな解決策を、主流文化によって息詰まる社会の解決策として提示し、コミュニティ同士の協働関係を構築することによって、排他的な社会の変革と社会的包摂とを実現するための方途を探る。

現在、障害のある人と、ない人との間で起きる出来事を、意味づける言葉が増加し、障害のある人の身体的特徴だけでなく、その行動一つ一つが明確な属性や意味付けを与えられていく。一方、福祉農園においてはそのような属性や意味付けをずらし、主流文化を問い直す実践は即興的に存在するが、しかしその意味が深められていない。静岡方式（津富 2022）をはじめ、犯罪社会学の包摂と排除をめぐる知見を援用することで、現場の中での対話と実践を深めていくことができる点を最終的に示す。

文献

猪瀬浩平, 2019,『分解者たち――見沼田んぼのほとりを生きる』生活書院

――――, 2021,『コロナの時代の野蛮人――分解の人類学に向けて』『社会人類学年報』47:29-57.

吉間慎一郎 2019「社会変革のジレンマー―伴走者と相互変容コミュニティの相互変容へ」『犯罪社会学研究』44:46-62.

辰巳一輝, 2023, 本シンポジウム発表

津富宏 2022「静岡方式による市民社会の組織化――支援から自治へ」『ノンプロフィット・レビュー』21（1＋２）: 15-23.

藤原辰史 2019『分解の哲学－－腐敗と発酵をめぐる思考』青土社

民主的教育とトランスクルージョン
――ガート・ビースタの思想へ――

上野　正道（上智大学）

１　民主的教育と包摂

学校教育を民主的で公共的に組織するうえで、主体としての子どもや生徒をどのように位置づけ、彼らの多様性と包摂をどのように構想するかは重要な問題である。本報告では、オランダ出身の教育哲学者であるガート・ビースタの民主的教育の思想の核心の一つにある「トランスクルージョン」の概念から本シンポジウムの「包摂概念の見直し」の課題にアプローチする。

２　ガート・ビースタの教育思想

ビースタは、子どもと生徒が「主体であること」を軸にした民主的教育の必要性を訴える。彼は、現在の教育の動向を「『教育』の言語が「学習」の言語に置き換わる」ことで、教育が「顧客としての学習者のニーズや消費の経済的なもの」に転換される一方で、「教育とは何でありまた何であるべきか」という教育の目的を問う議論が退いていることを「教育の『学習化』」と呼んで批判する（ビースタ，2021）。

そのうえで、ビースタは、教育を「資格化」と「社会化」と「主体化」の３つに分類し、「民主的教育」を「政治的な主体化」の観点から論じている。すなわち、「資格化」とは知識とスキルの伝達と獲得にかかわる領域であり、「社会化」とは特定の社会的、文化的、歴史的な秩序の一部となる適応と再生産にかかわる領域であるのに対し、「主体化」とは個々の人間の形成にかかわり、世界の中で、世界とともに存在することにかかわる領域である（ビースタ，2014；2016；2018；2021）。

民主主義政治における「主体」は、既存の社会的、文化的、歴史的な秩序に「よき市民」として包摂される者のことではない。ビースタによれば、民主的教育が形成する「主体」は、ある意味では、「よき市民についての知識を拒否し、この拒否によって、飼いならされることを拒否し、前もって規定された市民のアイデンティティに縛りつけられることを拒否する」ものとなる（ビースタ，2014）。

３　トランスクルージョンの思想

ここで重要なのが、「トランスクルージョン」の概念である。ビースタは、これを「包摂（インクルージョン）」と「排除（エクスクルージョン）」の議論を超える枠組みとして提示する。

ビースタによれば、トランスクルージョンは、「位置の移動」と「地平の移行」という「二重の動き」を含んで成立する。それは「包摂（位置の移動）」を反復するものであるが、それだけにとどまらない。むしろ、「位置が保持され取得される、まさにその地平を変えることを求めるものである（地平の移行）」。つまり、インサイダーをその場所にとどまらせ、外部者を内部に入れることを意味するのではなく、「アウトサイダーとインサイダーの両者の位置」を変えることを求めるものである。それは「外部に排除された人をその秩序の内部に包摂する」のとは異なり、「排除された人びとの包摂と、排除された人びとが包摂されるその『秩序』の再構成の両方」が必要となる。この二重のプロセスが「トランスクルージョン」である。

ここでビースタが依拠するのは、ジャック・ランシエールの「民主化」の思想である。「民主化」は、

「中心から発せられ、周縁に広がるプロセスではない」。それは、すでに民主的な人が他者をその範囲内に包摂するプロセスではないのである。民主主義はむしろ、「外部」からの要求、特に不正義や不当さ、平等の考えとかかわりながらなされる要求として現れる。それは、単に既存の秩序に包摂されることを求めてなされる要求ではない。彼らが求めるのは、「新たな行為や存在の仕方」が可能になり、また「数に入れられる」ような方法で、「秩序を再定義」することである。

したがって、民主化は既存の秩序から排除された人びとを包摂するプロセスでもなければ、「誰が意思決定に参加し、誰は参加しないのかということが完全に明らかなポリス秩序の内部で生起するプロセス」でもないのである。それは「平等の名のもとに、その秩序を変容させる」こと、既存の秩序の内部からは表現することができなかったり、明確に表すことができなかったりする場所からその秩序を「途絶させるプロセス」である。

ビースタによると、ランシエールは民主主義にかかわる通常の考え方を逆転させている。つまり、民主主義というのは「普通の状況」ではない。それは「ポリス的秩序が存在する方法」ではなく、「平等の名のもとに秩序を切断することのなかに生起する」。ゆえに、「民主主義は散発的なもの」なのだ。

したがって、「民主的な包摂」は「より多くの人びとを既存の秩序の中に加えること」ではなく、「その秩序の変容を必然的に伴うプロセス」として理解することが必要であり、「包摂に向けた努力を、排除されていることがすでに知られている人びとだけに制限する限り、私たちは既存の秩序の中で行動しているにすぎないということになる」。そこで求められるのは、「異なる種類の包摂の必要性に対する理解」であり、「無数の」と言い表すことができる「包摂」の理解である（ビースタ，2021）。

4　包摂概念の見直しに向けて

今日、学校教育では、「主体的・対話的で深い学び」や、「包摂的かつ公正で、質の高い教育」「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた教育が強調されている。学校では、外国人児童生徒に対する支援や貧困家庭の子どもの学習支援、特別な配慮を必要とする子どもの支援など、様々な社会的困難や課題を抱える子どもへのサポートも求められている。平等な教育機会を保障し、公正な学校システムを再構築することの必要性が拡大する中で、民主的教育と包摂に関する議論もまた脚光を浴びている。

そうした中で、子どもや生徒の「主体」をどう捉えるか。「教育の『学習化』」が拡大する中で配慮すべきなのは、社会が過度に求める「できる／できない」をめぐる新自由主義的な能力要求に無批判に応えることではない。教育の「資格化」や「社会化」を超えて、子どもと生徒の「主体化」へと向かう民主的教育をどのように確保するのか、他者、差異、多様性を包摂するだけでなく、包摂と、包摂される側の秩序の再構成の両方を含んだトランスクルージョンをどう準備するのか、民主主義と包摂概念の見直しにかかわる課題は、これからの教育を構想するのに不可欠なテーマであると言えるだろう。

文献

ビースタ、ガート（2014）『民主主義を学習する――教育・生涯学習・シティズンシップ』上野正道・藤井佳世・中村（新井）清二訳、勁草書房
ビースタ、ガート（2016）『よい教育とはなにか――倫理・政治・民主主義』藤井啓之・玉木博章訳、白澤社
ビースタ、ガート（2018）『教えることの再発見』上野正道監訳、東京大学出版会
ビースタ、ガート（2021）『教育にこだわるということ』上野正道監訳、東京大学出版会

第 50 回大会シンポジウム
包摂概念を見直す

指定討論者：市川岳仁（三重ダルク／立命館大学大学院）

1　はじめに

依存症はその概念が病気として理解され一般化したことによって、社会から一定の理解をもって受け止められるようになった。それによって依存症経験を語る「当事者」は増え、メディア上にも体験は溢れかえっている。今や依存症は恥ずべき状態ではなく、理解と支援を持って受け止められる時代だといえる。さらに回復体験に至っては、評価や賞賛の対象にさえなりえる時代でもある。ここで注意を払うべきは、当事者としての経験が世間一般に開示されることによってもたらされる「回復」の承認、帰属問題である。

2　当事者語りの社会化

今世紀に入り、薬物依存とその回復の体験談が社会の中で必要とされるようになっていった。たとえば、2006 年に始まった全国の刑務所における薬物依存離脱指導教育では、薬物事犯受刑者にダルクの「当事者」の生きた経験が語り伝えられるようになったし、2013 年に施行された刑の一部執行猶予制度のもとでは、保護観察所で行われる薬物再乱用防止プログラムにダルクスタッフは協力を求められている。さらに各都道府県の精神保健福祉センターにおけるプログラムにおいても回復者が活用されている。そしてほとんどの場合、彼らに求められるのは、過去の薬物体験と回復体験の開示（語り）である。もっとも、どの取り組みにおいても、当事者の経験ありきだった雰囲気は専門家の配置と認知行動療法的ワークブックの導入により、年々変化している。回復の主体であるはずの当事者たちの語りは、いつしかこのワークブックの内容を裏付けるものとして用いられるようになった。

従前、回復は自助グループの中でその人自身が自己対話的に自己を再評価/再定義することから生まれていた。それが可能だったのは、12 ステップを標榜する自助グループ（AA や NA など）が基本的に治療や処遇などのあらゆる権力を有する存在を排する構造を持ち、参加する全ての人に客体的立ち位置を取らせることなく、自分自身によって自己定義できる環境を保証してきたからである。

3　回復とは何か

髪を七色に染め分け真っ黒に日焼けしたある薬物依存の回復者は、自分に向かって指をさし、「変なおじさん!」と叫んだ子どもの親がその子を窘める姿を見て、自分のことを「役に立っとる」と感じたという。彼は夏の間、毎日ビーチに通い身体中にサンオイルを塗って、日がな一日じゅう日焼けをしている。それには大変な努力が必要で、平日の昼間に「何もしていない」ことをするのはとても苦痛だという。神童と呼ばれた子ども時代から親や先生の期待を背負い、それに応えて生きてきたことは喪失であった。彼はまず摂食障害になり、そして薬物依存になった。すでに薬物を手放して数年が経っているが、油断するとまた誰かにとっての価値・意味のほうへ引き戻されそうになる。だから、彼にとって回復とは、誰かの意味から自らを解き放つ自己の取り戻しの行為である。 誰かの視線を意識し、評価を気にして生きることは喪失であり、回復とは、誰かにとっての良い子をやめることであり、それはある種の裏切りである。そして、それにはとても勇気がいるのだという。

薬物だけにとどまらないこうした抑圧的（被支配的）な生き方は、自助グループの中においては、「古い生き方」「病気」などと呼ばれ、逆にこうした状態から解放されることを「新しい生き方」「回復」などと呼んだ。つまり、回復とは自分自身の取り戻し、その人自身による他者定義からの離脱の営みでもあった。それが可能になるのが自助グループで、親も教師も主治医も刑務官も、あらやる抑圧主体となりえる存在を排除して自分と向き合える環境なのである。だが、当事者体験が自助グループ内部にではなく、広く一般社会に向けて語られるようになると、その「回復」を評価するのがその人自身ではなく、それを受け止める人（社会）になる危険性をはらむ。そこに当事者に期待される回復の像が生まれる。当事者は意識的にせよ無意識にせよ、世の中が想像（期待）する回復像に自分の語りを合わせていく可能性がある。元であれ今であれ、依存当事者としての語りを求められることは、その人に良くも悪くも聴き取られる価値を自覚させ、その期待される役割へとその人を誘うからである。

回復者であるやまざきは、「小中学生の子どもたちを前に「クスリなんて使うと、どん底に落ちるからダメだよ」と話し、保護司や刑務官の集まりでは、「薬物を止めたらこんなに幸せで素晴らしい人間になれました」と言いたかった。家族の集まりに行けば、「家族にはとても感謝しています」と涙を流した。それがその時に“当事者”として自分が果たすべき役割だと感じたからだ」[2] と振り返る。この期待される当事者像に自分を合わせている状態こそは、他人に評価を求めることによって自分を喪失してきた、まさに過去の依存症時代（自己喪失の時代）の再来ではないのか。

4　違和感を感じ始めた当事者たち

回復者である山田は、「私の体験談を聞く人が涙をすることや褒められることを「私が依存症だからだ」と感じるようになった。いつからか体験談を語ることで何人が涙するかな？とか考えるようになった」という。さらに「そこには、＜話す私＞と＜聞く人＞の「依存症者」「健常者」という大きな隔たった関係があり、それを感じることは「私はこの人たちと違う人間」で「かわいそうな人なのだ」と感じ、孤独を感じることでもある。それは過去に自分を傷つけていた時と同じ感覚だった。それに気が付いてからは自分の過去をさらけ出すような無理な体験談はすることをやめた。「依存症を観る人」を俯瞰して観る自分が必要だったのだ」[3] と述べる。さらに、「薬を止めはじめた頃は、自分の依存症の話が誰かの役に立つことがとても嬉しくて違和感を感じずにいたが、私の人生が相手に切り取られてしまう感覚がして、寂しくも悔しくもあった。この違和感の中にいて「薬物依存症当事者」であることだけを求められ続けたら、もう一度薬物を使う日がくるのではないかと不安を感じた」という。しかし、「その危うさについて説明しようとしても、相手は私を薬物依存症者としか見ていない」[3] と指摘する。

山田は、この一見包摂されているように見える状況とそれに応えていることこそが彼女を傷つけていることに気づいた。同様のことは他の回復者にも起きている。薬物依存の回復者である上岡は、精神保健福祉士・保育士の資格を取得し、かつて支援を受けた施設で支援者として勤務することになったが、「施設の代表者から『当事者と働く準備ができたので、やっと当事者スタッフを入れられました』と言われ、仲間に入れてもらえない感覚を味わった。『ふつう』の人からの目線が自分のスティグマを強化する」[4] と述べる。彼らに共通しているのは、当事者として包摂されていることと、人々がいつまで経っても彼らを当事者としてしか認めようとしないことである。そして、彼らはそのことに違和感を感じ始めている。

5　包摂概念を見直す

違和感を感じ始めた当事者たちに共通しているのは、ある時期まで周囲の期待に応えた語りをしていること。そして、ある時期からそれに違和感を感じ語りを止めたことである。その違和感を感じられる/感じられない境界にあるものは何か。それを振り払うのに必要なことは何か。そして、その境界を問い直すのは誰か。もっと言えば、この境界は取り払われるべきものなのか。そもそも、なぜ当事者として期待に応じた語りをするのか。本シンポジウムでは、この点に焦点を当てて指定討論とした。

なぜ当事者として期待に応えた語りをするのかについて、回復者であるヨコヤマは、当時は「過去は色々あったが今は努力してシラフの生活を送っている自分という、気をつけていないとどこかになくしてしまいそうなほど小さなアイデンティティを得て、必死にそれを守っていたからだ」[5] という。やまざきは、プライドも自尊心もボロボロだった自分は誰かから必要とされることにとても飢えていたため、「自分の話が誰かに感動を与えたり、誰かから良い評価を受けたりすることの心地よさに耽っていた」[2] と述べる。さらにやまざきは、「ずっと形どおりの依存症者を生きることで安心を得て過ごしてきた自分がダルクの退職を考える時に感じたのは、「誰からも依存者とは呼ばれなくなってしまう」という不安と喪失感、心細さだった」「“依存症の当事者”という役割を社会の中で担っていくことで、それまでは全く不満足だった自分自身のアイデンティティが満たされたような気になっていたのだと思う。言い換えれば、“依存症の当事者”としての役割を押し着せられることは不自由であったけれど、実のところそれは、僕自らが望んでしがみついていたものでもあったということだ」[2] と述べる。ある意味、自身で当事者カテゴリーを引き受けてきた彼らが、どのようにその期待と役割を手放すことができたのか。

6　越境する当事者たち

ヨコヤマは、ダルクを離れたあとに自分が依存者であることを明かさないで働くことを学んだという。「自分がアディクトであることを明らかにする必要なく、自分は何者かを他者に説明することができるようになった、ということに気づいた」という。回復者であり精神保健福祉士でもある三橋も、「以前は名刺に自分の肩書きを「ピア・カウンセラー」と書いていたが、今は精神保健福祉士と書くことで「自分が望んだときにだけ当事者であることを伝えることができるようになった」という。ヨコヤマも三橋も社会の中で周りから付与される「当事者」の立ち位置を越境したときにその自由を得ている。三橋はいう。「資格のための学校で知り合った同級生たちとの名刺交換の際、依存症の当事者であると伝える必要性があるとは思えなかった。僕は当事者として彼らと接したいのではなく、支援者の一人として、同じ学生として接したいのだ」

（注）本稿では、アディクション当事者であり、自助グループにおける回復者であり、有資格の専門職でもある人たちによる今年度出版予定の筆者の編著本からの引用をした。剽窃なきよう強く望む。本書では、回復過程におけるアイデンティティ変容、「当事者」であることをめぐる葛藤、それを取り巻く環境についての考察が行われている。是非手に取っていただきたい。

文献

[1] 市川岳仁 2022,「「自己和解」を中心にしたリカバリー概念の生成にむけて-他者の定義による「回復」を超えて-」犯罪社会学研究 47:42-59

[2345] 三橋かずあき、やまざきゆうじ、山田みかん、ヨコヤマジュンイチ 2023（予定） 市川岳仁 編『越境者-依存症時代の到来とエキスパート（仮）』明石書店

指定討論

吉間　慎一郎
（「更生支援における『協働モデル』の実現に向けた試論」著者）

１　２人の出所者の物語

報告者３名の報告を聞いてまず浮かんできたのは，映画「ショーシャンクの空に」に出てくる２人の出所者の物語であった。

ブルックスは,数十年受刑した後に仮釈放となり，スーパーに就職して生活していたが，孤独な生活に疲れて人生に絶望し，自殺した。レッドも，数十年受刑した後に仮釈放となり，スーパーに就職して生活していた。ブルックスと同様，社会に頼れる人もおらず，人生どうすべきが途方に暮れていた。そのとき，ショーシャンク刑務所で出会ったアンディから，人生には希望が大切だと繰り返し説かれ，その希望の場所であるジワタネホで待っていると言われていたことを思い出した。レッドは，遵守事項を破り，アンディが待つジワタネホに向かい，アンディとの再会を果たした。ブルックスは，再犯防止のために必要だと言われている就職を果たし，遵守事項も守って生活していた結果，自らの命を絶つことになった。一方，レッドは，遵守事項を破ることによって，人生の友であるアンディとの再会を果たし，自分の人生を生きて行くことになった。

この２人の物語は，規範に縛られることによってもたらされる苦しさや絶望と，一方で，規範を破ることによって自分の人生がより豊かになる可能性を示唆している。そうだとすれば，規範の遵守が人々に幸福をもたらさないのだとすれば，その規範が誤っているか，規範の遵守を求める社会に問題があるからであり，社会は，人々の逸脱を認め，人に幸福をもたらさない規範を変更し，社会自ら変わるという選択肢を持たなければならないのではないか。本シンポジウムでテーマとなっている包摂も，その構成員に規範の遵守を求めるのであれば，必然的に同じ問題に直面する。このような観点から，３名の報告者に対する応答を行った。

２　解放区

まず，包摂と排除を見直す上で必要になりそうな概念をまず押さえておきたい。それは，解放区である。猪瀬報告では，見沼田んぼ福祉農園の活動が障害者福祉制度で覆いつくされていないことで,「＜諸政策のはざま＞＜都市の周辺＞にあることのポジティブな側面」（猪瀬報告）があったことに言及されていた。これは，ある意味で，包摂されないことの効用ということでもある。ゴフマンは，精神病棟の参与観察を行い，病院の職員からの監視を逃れつつ，禁じられた手段によって自己効力感を得ていることを発見し，禁じられた活動におおっぴらに従事できる空間を解放区と呼んだ(Goffman1961=1984)。猪瀬報告とゴフマンの解放区に共通するのは，制度に覆われていない場所での活動に，制度がもつ規範に従うこととは異なる実践が生まれる可能性を示唆している点にある。だとすれば，人々を包摂して規範の遵守を際限なく求めることは，解放区を失わせ，規範とは異なる実践によって幸福を得ることを妨げることにならないだろうか。再犯防止の文脈で制度のすきまを埋める「息の長い支援」が言われることがあるが，これは，いつまでも人々を犯罪者として扱い，犯罪者が遵守すべきと支援者たちが考える規範に縛って解放区の創造を妨げることになっていないだろうか。

３　排除と包摂の概念をめぐって

次に，排除と包摂の概念に関する問題提起を行った。ここでは，主に辰巳報告において，包摂とは排除を伴うものであったことが示され，新たな包摂概念の定義がされていた。これに対し，包摂が問題含みのものであったのであれば，なぜそれが使い続けられてきたのかという疑問が生じる。そして，社会包摂とは，支配的マジョリティによる言葉であり，支配的マジョリティが，少数者に対する配慮を行っているというパフォーマンスを示しつつ，少数者を支配的マジョリティの生活に統合するために用いられてきたのではないか。そもそも，包摂とは，誰のために，何のために定義された言葉なのだろうか。周囲の者が,本人を包摂されているかどうか判断し，排除された人というラベルを貼ることによって，本人はますます排除された人らしくなっていくことにはならないのか。包摂という概念を手放さずに包摂を再定義しながら使い続ける意義とその抑圧性について慎重に検討する必要があるのではないだろうか。

４　排除と包摂をひっくり返す

猪瀬報告では,「差別をそのまま生きてしまいながら」,「多様な存在が生きる場を作りだしていく運動」が示され，猪瀬の著書でも「就労できそうな人を支援するのではなく，一見仕事から遠い人や障害者雇用と思っていない事業者をも巻き込み,『仕事』や『職場』という概念を，街の具体的な現場で揺さぶる」（猪瀬 2019:206）実践が紹介された。これは，排除と包摂をひっくり返すということではないだろうか。

つまり，排除された側が排除した側の人々を包摂してしまうような実践であるように思われた。ただ，それが可能になるためには，一定の条件が必要なのではないか。差別や排除によって追い込まれてしまう場合との違いを見出すことが必要であろう。上野報告において，トランスクルージョンという概念の紹介と共に，「不和／不一致」によって「異なる実存可能性としての主体性」が現れることが指摘されていたが，「不和／不一致」が排除を引き起こす場合との違いということでもあるだろう。私見では，差別や偏見が渦巻く社会において，解放区により自らの人生に対する見方を維持する空間が保持されているからこそ，差別や排除をしてこようとする別のコミュニティとの相互変容が可能になるのではないかと考えている。それは，人々が活動する場を育てるということではないか。

５　犯罪学に対する問い

障害学，人類学，教育学における排除と包摂をめぐる議論は，包摂の加害性を自覚し，新たな共生の在り方を探し求めているように思われる。つまり，人を包摂される対象として見ることをやめようとしているということではないか。これは，犯罪学に対して大きな問いを提起することになるだろう。それは，犯罪学は，なぜ人々を対象化することをやめられなかったのか，ということである。犯罪学は，いまだに，人々を犯罪者として見つめ，犯罪者として研究対象としている。Shadd Maruna の基調講演でも Convict criminology が紹介されたが，犯罪学に関わる我々自身が，対象化してきた過去の自分自身と向き合い，自省しなければ，真の「協働」研究は成立し得ないだろう。犯罪学のこれからの課題は，どうしたら犯罪学が人々を対象化することをやめられるのか，ということにあるのでないだろうか。

文献

Goffman, Erving, 1961, ASYLUMS:Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates, Doubleday & Company.(=1984,石黒毅訳『アサイラム――施設被収容者の日常世界』(誠信書房))

猪瀬浩平, 2019,『分解者たち– 見沼たんぼのほとりを生きる』（生活書院）

テ　ー　マ　セ　ッ　シ　ョ　ン

テーマセッションA

拘禁刑時代における犯罪者処遇論
「指導」の義務づけの理論的・実践的な意義と課題を考える

コーディネーター・司会：相澤育郎（立正大学）
報告：相澤育郎（立正大学）
：市川岳仁（三重ダルク・立命館大学大学院）
：東本愛香（成城大学）
：京俊介（中京大学）
コメント：岡本融（前橋刑務所）

1　企画趣旨

2022年6月の刑法の一部改正法により、懲役刑と禁錮刑は「拘禁刑」へと単一化された。改正された刑法12条は、拘禁刑は「刑事施設に拘置する」(2項)とともに、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」(3項)とした。これを受けて、主に刑事法学の領域では、自由刑の本質や作業・指導の義務づけをめぐる議論が活発になされている。しかし、本改正は実務・臨床にも広く影響を及ぼすことが予想され、法学以外からも多角的な検討が必要な領域である。そこで本テーマセッションでは、刑事法学だけではなく、社会学、心理学、政治学など様々な学術的バックグラウンドを有する報告者が、理論と臨床の視点から自由刑の単一化と「指導」の義務づけの意義と課題を検討する。

2　拘禁刑創設の意義と課題―なぜ今まで禁錮は廃止されなかったのか？

相澤育郎（立正大学）

今般の改正を受けて、刑法学においては自由刑の単一化はある種、自明のものとされている(例えば、井田 2022)。しかし、戦前から自由刑の単一化、特に禁錮刑の廃止は繰り返し主張されながらも実現しなかった。本報告では、禁錮刑が長きに渡り廃止されなかった理由を改めて検討することで、現代の自由刑単一化の議論における不十分な点を明らかにしたい。

もともと明治初期の刑法典には、士族の身分刑として閏刑（正刑より軽い寛刑）が規定され、その中の自由刑にあたるものとして辺戍(北海道での警備)、禁錮（自宅の一室での拘禁)、閉門、謹慎が定められていた。1873（明治 5）年の改定律例は、これらの閏刑を「禁錮」に一本化した。翌年、これは「禁獄」に改称され、刑事施設での拘禁に内容が変更された。ただし禁獄は、必ずしも士族への閏刑としてだけでなく、女性犯罪への換刑としても科された。また士族であっても、「廉恥ヲ破ルコト甚シキ者」には身分剥奪の上、通常の刑が科された。閏刑は、恥を知り、自らを律せる者に科される刑であったので、刑罰による懲戒・教育は予定されていなかった(兒玉 2021)。

1880（明治 13）年の旧刑法は、定役のある徒刑とない流刑・禁獄を区別し、後者は国事犯に対する刑罰とした。当時、小河は、分界や管理の困難、禁錮受刑者の定役の実情、労働は「神聖にして貴重」であること等を理由に、単一刑を主張した(小河 1901)。

現行刑法施行後は、教育刑論者によって単一刑が主張された。正木は、禁錮の存置は「道義的責任論の支配の結果」であり、「労働の価値」を今日のように認めることがなかったからであるとした。そして、ソビエトの労働改善法が教育刑の重点を如実に示したものと高く評価した（正木 1930)。

第2次大戦後、1961（昭和 35）年の改正刑法準備草案は、懲役刑と禁錮刑の2元論を維持した本案と、拘禁刑に一本化した別案を公表した。草案が2本立てになった理由は、「それぞれの立場の刑罰観ないし世界観の相違に由来する本質的なものであるから…一方を是とし他方を否とすることは困難」とされた。存置論の根拠には①犯罪の破廉恥と非破廉恥の区別は国民の道徳的観念に合う、②刑の個別化は行刑だけでなく責任に対しても必要、③禁錮刑受刑者への不利益の改善は単一刑ではなく行刑法の改正によるべき、④禁錮に労働蔑視の思想はない、⑤単一化を主張するなら拘留も含めるべき、⑥諸外国でも純粋な単一化は少ないといったことが挙げられ、単一刑の根拠には①行刑の実際上懲役と禁錮にほとんど差はない、②作業は受刑者の矯正のためでありその有無により区別するのは労働蔑視の思想である、③犯罪を破廉恥とそうでないものに区別することは疑問であり裁判官の世界観により不均衡な結果を招きやすい、④イギリスやドイツなどは実際上単一刑を採用していること等が挙げられた（刑法改正準備会 1961)。

植松は、法制審議会での単一刑議論を紹介した上で、ある委員が「私が過って人をひいたとして、禁錮なら我慢しますが、殺人や窃盗の犯人と同じ懲役になるのはかなわんですからねえ」と述べたとしている（植松 1966)。

こうした中、所はデモクラシーの観点から、禁錮刑存置を主張した。それによると「法規にデモクラシーの保障がないかぎり、法規の絶対視は、実質的には、デモクラシーの絶対視ではなく、むしろ単なる政治権力の絶対視である。その限りそれは、むしろデモクラシーとは反対のものである。デモクラシーのもとでは、法規の側にデモクラシーが保障されない場合には､法規は相対視されなければならない。そこでは、ラートブルッフの確信犯人論における相対主義の論理が、依然として妥当する。かくして、デモクラシーの保障を持たない法規に対するところの抵抗が、今日における名誉拘禁の対象となる」とした（所 1961)。

他方で、平野は「真に民主化された社会には、尊敬すべき犯罪人は存在しないはずであ」り、そこまで至っていない場合でも、法律や裁判官が「行為の同期の政治的･倫理的判断に立ち入りすぎることは、妥当とは思われない」とし､禁錮廃止を主張した（平野 1963)。

1974（昭和 49）年の改正刑法草案では、その審議過程において再び単一刑論と禁錮存置論が対立したが、結局二元論が維持された。しかし、懲役と禁錮の内容は、作業と矯正処遇という点で接近することになった。この時の論拠として、単一刑論側は①禁錮と懲役の区別によって分類処遇の発展が阻害される、②作業を強制することは労働を軽視している、③破廉恥の烙印を貼ることが改善更生を妨げる、④作業を受刑者の意思だけで免れさせるのは国際準則にも反する、⑤大部分の禁錮刑受刑者が作業に従事しており区別の意味がなくなっていることを挙げ、存置論側は①刑法により犯罪に対する基本的評価の差を明らかにする必要がある、②犯人の名誉感情を顧慮するという考え方は国民感情に根ざしている、③政治犯に対して特別の考慮を払うという制度は民主主義の基礎をなす政治上の相対主義と密接な関係がある、④ストライキ等への制裁として強制労働を科すことは ILO 条約との関係で問題となる、⑤懲役と禁錮を区別しても分類処遇の発展は阻害されない、⑥政治犯や過失犯は一般の犯罪者と異なり特別の配慮が必要、⑦過失犯に対する禁錮受刑者の開放的処遇が効果的に行われていること等を挙げた（法務省刑事局 1975)。

また 1960 年代後半からの交通事犯の激増に伴い、禁錮受刑者の集禁処遇が実験的に開始され、その対象も拡大された。矯正局は「交通事犯禁錮受刑者処遇要領」を策定し、作業を中心とする集団処遇を実施した。こうした試みは、開放処遇拡大のためのパイオニアと見られるようになった（平場ほか 1972)。

その後、刑事立法は停滞の時期を経て、2000 年代に活性化する。2002（平成 14）年には、名古屋刑務所事件を契機とした行刑改革が課題となり、単一刑化に先鞭をつける形で 2006（平成 18 年）年、刑事収容施設法において矯正処遇（作業＋指導）が義務づけられた。そして、今般の少年法適用年齢引き下げと若年受刑者処遇の充実の検討をきっかけに自由刑の一本化に至っている。

以上のように、日本では、律令制の時代から自由刑を身分によって、また動機（廉恥）によって分ける方法に理由があると考えられてきた。この思想は近代刑法が導入されても維持されていた。これに対し、教育刑論の立場からは、自由刑は労働を通じた教育・改善を主たる目的としており、それを課さないことを「名誉」としている禁錮刑は、直ちに廃止すべきものと主張された。

ところが、そうした批判にも関わらず、禁錮刑は維持されてきた。それは、刑種による区別が、ある時期までは国民（ないし刑法学者）の感覚に根ざしていたからであり、また一時期は行刑において一定のボリュームを持ったからである。もっとも、現代では、犯罪の動機に破廉恥とそうでないものとを区別し、それに対する道義的非難の表現として、作業の有無をもって自由刑を区別する発想は維持し難いことは確かである。その点で、自由刑の単一化自体は合理的であると考えられる。

しかし、それでもなお残されているのは、デモクラシー、つまり民主主義社会にふさわしい自由刑とは何かという問題である。平野は「真に民主化された社会には、尊敬すべき犯罪人は存在しない」と述べ、井田も「今の民主主義的社会において、自己の主張を認めさせるために法的な手続きを履行することなく暴力的手段を用いるなどの実力行使に出た行為者を特別扱いする理由があるかどうかはおよそ疑わしい」と述べていた。しかし、所の「法規の絶対視は､実質的には､デモクラシーの絶対視ではなく、むしろ単なる政治権力の絶対視である」との指摘はなお重要であると思われる。民主主義社会において法を遵守しない者の内心を顧慮する必要はないとの発想は､「法規の絶対視」を通じて「政治権力の絶対視」へと至るのではないか。

もっとも、所の議論は、デモクラシーを絶対視する立場から、処罰が相対化される場合には禁錮（名誉拘禁）を科し、それ以外の場合には懲役を科すべきとする二元論である。しかし、前述のように二元論そのものは現代では支持できないように思われる。むしろ、考えられるのは、刑罰（制度）全体にデモクラシーが要求する相対主義を貫徹することではないか。言い換えると、処罰とは常に相対化されなければならないと考えるのである。民主主義の要求する相対主義のもとでは、拘禁刑における処遇も相対化されなければならない。したがって、本人が真摯

に矯正処遇を拒否する場合には、「正当な理由」（処遇法 72 条 1 項 4 号）があるものとして、懲罰は科せないとすべきではないか。

この点で、近時、拘禁刑の創設に伴い、刑罰の思想が応報から教育へと転換したとする見方がある。こうした見解は、教育する者とされる者という絶対的な関係性を刑罰に持ち込み、デモクラシーが要求する相対主義の自由刑には相入れない。また受刑者を一種の弱者として捉え、パターナリズムに基づく介入を容認する立場も、この観点からは認められるべきではないと考える。

文献

法務省刑事局,1975,『改正刑法草案の解説』（印刷局）：81.
平場安治・平野龍一編,1972,『刑法改正の研究 1 概論・総則』（東京大学出版会）.
平野龍一,1963,『矯正保護法』（有斐閣）.
井田良,2022,「拘禁刑創設と刑罰論」『有斐閣 online』https://yuhikaku.com/articles/-/12351
刑法改正準備会,1961,『刑法改正準備草案附同理由書』（法務省刑事局）.
兒玉圭司,2021,「近代日本の自由刑における刑種の変遷：国事犯への定役をめぐる議論を中心に」『法律時報』93(4)：15-19.
正木亮,1930,「禁錮刑と勤労教育」『刑政』43(12)：6-20.
小河滋次郎,1901,「刑法草案に対し監獄学上より観察したる管見に就いて」『獄事談・全』（東京書院）.
所一彦,1961,「禁錮は廃止すべきか」『立教法学』2:281-128。
植松正,1966,「懲役・禁錮統一論議の楽屋裏」『時の法令』573：17-21.

3　離脱の主体は誰か～新しい拘禁刑で問われる離脱と回復～

市川岳仁（三重ダルク/立命館大学大学院）

1

筆者が薬物依存離脱指導教育に外部協力者として参加するようになって 16 年が経つ.この間、薬物事犯者への処遇はずいぶん変化した.刑務所内だけでなく,保護観察を通して「離脱」は強く促される.それら一連の営みは刑の一部か,あるいはケアに属するものか.当事者活動を通して回復の場を支えてきた立場から,新たに施行される拘禁刑における離脱指導教育の課題について考察する.

2

2006 年、薬物依存離脱指導教育がスタートした.私たちダルクスタッフは民間協力者として刑務所に赴き,薬物関連問題で受刑している人たちに向けた「回復」のメッセージを行うようになった.やがて SMARPP（ワークブック）が導入され,それまでの看守ではなく,法務教官によって実施されるようになっていった.さらに回復施設であるダルクだけでなく,自助グループである NA（Narcotics Anonymous）のメンバーも参画を求められるようになり,そして刑の一部執行猶予制度が施行されると,保護観察所における再乱用防止プログラムに引き継がれるようになった.この流れの中,現場で得られた印象として,仮釈放目的の身柄引き受け依頼が増えた（再犯刑務所が多い）こと.受刑者のダルクに対する否定的態度が顕著になったこと.そして,以前よりもむしろ,ダルクや自助グループにつながってくる人が減ったことが挙げられる.刑務所や保護観察所におけるプログラム実績が積み上がる一方で,こうした現象はなぜ起きたのだろうか.

一つは,離脱指導教育とそれに続く再乱用防止プログラムの導入により,「回復」「プログラム」というキーワードに対する拒否反応が出ていることが考えられる.その理由として,そもそも対象者の自由意志による参加ではないこと.さらに正直になれないミーティングの存在がある.本来自助グループでは誰もが安全に自分のことを話すことができる.それは薬物の再使用があった場合についてでもだ.だが,保護観察中の対象者に回復途上の過程で薬物の再使用が起きた場合,不良措置が取られる可能性がある.依存症は病気だと言っておきながら,実際に薬物の再使用が判明した場合には,刑事処罰の対象となる可能性がある.同様に,暴力やその他の逸脱と判断されかねないような行為に関する話もしづらいだろう.これでは何のためのミーティングだかわからない.そして,対象者と対等な立場ではない行政官によるグループワーク主導が拍車をかける.

2006 年に始まった全国の刑務所における薬物依存離脱指導教育では、薬物事犯受刑者にダルクスタッフの当事者としての生きた経験が語り伝えられるようになった.だが,“ダルク（当事者の経験）ありき”だった雰囲気はワークブックと専門家の配置により,年々変化していった.当初,回復の語り手（主体）であったはずの当事者たちは,ワークブック・プログラムの補助として迎えられるようになった.もちろんワークの主導者は刑務官（法務教官）であり,保護観察官である。当事者たちの経験は,それが独立したものとしてではなく,ワークブックの内容を裏付けるものとして,それを補完する意味合いでの体験談として用いられるようになっていった.当事者の方もこうした変化を敏感に感じとっており,それに応えようとしているようである.薬物依存の回復者であり元ダルクスタッフのやまざきは,「自分の話が誰かに感動を与えたり,誰かから良い評価を受けたりす

ることの心地よさに耽っていた.（中略）…保護司や刑務官の集まりではいつも,「かつての自分は間違っていた。薬物を止めたらこんなに幸せで素晴らしい人間になれました」と言いたかった.それがその時に“当事者”として自分が果たすべき役割だと感じたからだ」述べる（やまざき：市川編 2023 予定）.そして,こうした期待に応えた語りをすることについて,「もう一度確認する必要があった.僕の役割は何だろう？なぜ話すのか？」と疑問を投げかけている.さらに,やまざきはワークブックそのものへの違和感についても述べている.「僕の人生そのものであるアディクトとしての実体験が誰かの解釈によって勝手に書き換えられてしまうような感じ、とでも言おうか.それに加えて,回復という,僕自身の生き直しの過程が,単なる再発や再乱用の防止,要するに「酒や薬を止めること」へと置き換えられてしまうような気持ちになったのだ」.

従前,当事者たちに用いられていた「回復」という言葉の持つ意味が離脱指導と再犯防止の取り組みの中で,狭く一義的なものに置き換わっているのかもしれない.処遇の対象者にとって,「回復」とは薬物検査を陰性の結果でクリアすること，そして「プログラム」は刑務所や保護観察所で受けるものという認識である.結果,対象者は保護観察終了とともにグループ参加を終了してしまう.しかし,「回復とは単に薬物の再使用が止まることではなく,むしろそこを基点として始まる新しい生き方のことであり,アディクト自身が本来の人生を取り戻していくプロセスだということだ.回復とは,就職したり一人暮らしができるようになったりすることでもなく,また善人になることでも,立派な社会人になることでもない.いかに回復が多様なものであっても,専門家たちが果たそうとする目的のどれ一つをとっても,それ単体で個々のアディクトの回復と一義的に置き換わるようなものではない」とやまざきはいう.自助グループにおける回復とは，適応という意味が強く含意される回復様相ではなく，本来生の再構成としての新しい自己の創発にむかう言葉である.リカバリーは誰かから要求された時点で，その人の手から離れ空虚なアリバイと化してしまう.再犯防止や離脱指導を論じる際，十分な合意なく使用されている「回復」「プログラム」というワードと概念の再検討が必要である.せめて自助グループでいう回復と峻別するために異なる表現を用いるべきだろう.

3

かつて、ダルクが制度の中で法務省の意向を取り込んで自助グループ的な精神が脅かされるのではないかという指摘があった.反面,そうした取り込まれのリスクを理解した上で，当事者はしたたかに状況を乗りこなしているという指摘もあった.そして、実際に自助グループでは 「指導」や「教育」という権力が伴う場に参画することの是非が議論されていた.これらの議論における焦点は、刑務所における離脱指導教育が主体的な参加意欲を持つ者以外も対象とすることだろう.それにダルクや自助グループが参画することによって、当事者活動が本来もつ特徴と矛盾が生じることである.例えば、回復支援施設であるダルクで毎日ミーティングの前に読み上げられるハンドブックには,「ダルクの目的は薬物をやめたい仲間の手助けをすることだけである」と謳われており,主体的に薬物を辞めたいと望む人を対象とするスタンスを明確に示すものとなっている.薬物アディクションの自助グループである NA においても,「NA は薬物が深刻な問題となった者たちの非営利的な集まり,いわゆる会である.私たちは回復の道を歩むアディクトであり,定期的に集まってお互いがクリーンでいられるよう手助けし合っている.…(中略)…メンバーになる条件はただ一つ,それは薬物の使用をやめたいという願望があるかどうかだ.…(中略）…NA はどこからも拘束を受けていないし,どのような団体とも提携していない.入会金も会費もない.宣誓書に署名する必要もなければ,だれかに誓約する必要もない.政治や宗教や司法関係の団体との関係もいっさい関係がなく,何があってもどこかの監察下に置かれることはない」と明確に示されている.さらに NA では,その活動の独立と自由を守りグループを円滑に運営するための指針が 12 の伝統という形で示されているのだが,そこには 「私たちが手にできたものを維持していくためには用心を怠ってはならない.一人ひとりの自由が十二のステップによってもたらされているように,十二の伝統はグループに自由をもたらす.…（中略）… 伝統５：各グループの第一の目的はただ一つ,まだ苦しんでいるアディクトにメッセージを運ぶことである.伝統６：NA グループはいかなる関係ある施設にも,外部の組織に対しても,支持や融資をしたり,NA の名前を貸したりしてはならない.金銭や所有権や名声の問題が,私たちを第一の目的からそれさせるおそれがあるからである.伝統７：すべての NA グループは,外部からの寄付を辞退して,完全に自立しなければならない」と記されている.これらを背景に司法行政の「指導教育」の場に協力すること,謝礼を受け取ることの是非が議論されたのである.ともあれ刑務所の中にメッセージが届くことを重視することとなった.付随して発生する謝礼についても議論がなされたが,これは発生した謝金を文献購入に充て,それを刑務所に寄付することで対応することとした.だが,新しい拘禁刑における離脱指導教育においては,プログラム拒否が懲罰等の対象になるのかが注目される.教育や指導に参画することや謝礼の発生は,解

釈の仕方でなんとか折り合いをつけられたとしても,参加の拒否が懲罰の対象となった場合,自由参加・自由退場を保証するダルクや自助グループにとっては看過できない状況となるだろう.

もう一つ,司法が「回復」に関与する上で大きな問題だと感じるのは,実際の自助グループへの参加やそれに伴う出会いを経験する前に「回復」を学習していることである.特に 12 ステップを用いた自助グループにおける実際の回復過程では,知ってる(わかる)ことより,知らない(わからない)ことが重要だとされる.「回復」とは改善ではなく,その先にある未知のものである.わからないからこそ自助グループに赴き,仲間の話を聴き,そこで得たものを取り入れ実践しようとするのである.そもそも,その人をひとり賢くさせる必要などないのである.回復者である大阪ダルクの倉田はいう.「『更生』に対峙することで,『回復』は時に輝き,犯罪ではなく病気としての認知をもたらし,尊厳を取り戻し,可能性を暗示し,当事者主導のキーワード足り得た.しかし,現状は『更生』に代わって,今度は『回復』という言葉を多くの専門家が口にし出した時,それは,あたかも強制的なゴールのようなニュアンスを帯び,プロセスとしての『回復』という言葉が持っている重層性や多様性,もっというなら,個人個人に立脚した生の創造を喪失したように目に映る」

文献

「ナルコティクスアノニマスのプログラムとは?」「ナルコティクス アノニマスの十二の伝統」NA ホワイトブックより抜粋

市川岳仁 2022,「自己和解を中心にしたリカバリー概念の生成に向けてー他者定義による「回復」を超えてー」犯罪社会学研究 47:42-59

倉田めば 2020,「リカバリー・アウトロー薬物を使う自由とやめる自由,そして回復」社会学評論 71(2): 198-214

平井秀幸 2013,「承認」と「保障」の共同体をめざして― 草創期ダルクにおける「回復」と「支援」,四天王寺大学紀要 56: 95-120

丸山泰弘 2013,「薬物使用者に対する刑の一部執行猶予制度―刑の個別化と一部猶予」立正法学論集,46 (1・2): 87-119

やまざき:市川編 2023 予定 『越境者たち』 明石書店

4　刑事施設におけるプログラムの展開と展望

東本 愛香（成城大学）

報告者は長年、刑事施設のおける処遇プログラムに参加している。この度「拘禁刑」として改正され、これに処された者は改善更生を図るため必要な指導が行われることになるということが掲げられており、報告者としては、「その後」の彼らの社会生活を意識し、受刑中から準備できることを、より考えることが可能になることを期待していきたいと考えている。改正に伴う説明などでは、われわれプログラム提供者は、彼らが必要な知識や生活態度を習得するため、これまでより柔軟に指導を行えるようになるといったニュアンスであると受け取れる。そしてそれは、指導が必要だとみなされれば、作業を全くさせずに「罪と向き合わせること」、「社会に適応するための指導を受けることに専念（義務付け）させる」ことが“理論上”可能だということとも言える。

義務付けに関しては、これまでもプログラムは基本的に義務とされているものもあったが、プログラムを受けないということにより懲罰行為とみなされるということはなかった。今後、この点にどのように対応しながら、どのように必要な指導が行われていくのだろうか。

【現在のプログラムの現状から考える】

現在、刑務所における処遇は、刑務作業、改善指導、教科指導であり、改善指導は一般改善指導と特別改善指導に分けられている。一般改善指導が、被害者感情の理解および贖罪意識の醸成、心身の健康の増進、社会適応に必要なスキルの獲得を目的とした指導であるのに対して、特別改善指導は、改善更生および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善のために行われる指導であり、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導が実施されている。

これらの指導については、本件に関わる背景や経緯から、「必要に応じて」対応したプログラムの受講が義務づけられる。最近では、特殊詐欺の問題性を理解させ、振り込め詐欺等の特殊詐欺に関与した者を対象に、ワークブックに加え、被害に関する理解等を深めるための視聴覚教材の視聴や、数回のグループワークなども開始している。

プロラムの拡充は検討すべき点であるが、必要に応じての実施が、罪名・罪種ごとに増えていく状況であり、「誰の、何の必要性か」という点について、また実施に関わる担当者のスキルについて、検討しながらすすめなければならないことが多いように感じている。改めて、アセスメントの視点を強化していく必要があると考える。

【プログラムの役割から検討する】

プログラムの多くは、グループで行われることが多く、認知行動療法ベースのプログラムがほとんどである。何より、先に述べたように受講は基本的に「義務」として付されているため、参加は拒否できないことも多い。また、逆に自発的に希望して参加

できるという機会もほとんどない。

そのような中で、報告者や報告者がスーパーヴァイスをするグループにおいて意識して行っていることは、犯罪に関わった自身や、当時の生活に対する理解を深める介入、今後の対処に関する準備・練習とともに、豊かに・健全に・安心した生活をすることへの意欲・希望をもたせるという点である。そういった考え方を持ち、全体のバランスをとりながら生活していくことが大切だという気づきを共有している。

確かに「義務づけられた」「罪名」に応じたプログラムが指標により提供であっても、多くの語りがあると感じている。施設の生活の中で、「自身のこと」として「生活」や「心持ち」など話せる安心した場面が少ないと考えられる。その中で、報告者らは、加害という視点のみならず、本人のこれまでの話もする、聴く、時間、場としてもとらえている。それは、プログラム中にもアセスメントすることにつながり、本人主体の実施（トリートメント）へと活かすことにもつながると考える。特に、本人の被害体験が語られる場面も多くあり、自身の話をしてこそ、他者への加害について考えられる機会にもなるという場面を何度もしてきている（事例にて報告）。これまでの体験・自身の被害体験に目を向けることのも念頭に、行為による発散・解消・達成感などにつながらないことへの取り組みにつなげられるかどうか、また自身のケアが望ましい生活に大切だということを目指し、安心感のある対話のなかで語られるかどうかを考える必要があるだろう。

新たな枠組みとし開始されている若年受刑者に対するユニット型処遇においては、特に、このような書　日経印刷「対話」という視点も強調されおり、川越少年刑務所では、自身やこれからの自身の生活に対しての準備が整うことにつなげるような取り組み、期待をもって出所できるような工夫を意識しているという。また、本人は「必要」な時に面接を希望することなどができるということも、大切な枠組みであると考える。

このような理解や姿勢が、一般刑務所においても拘禁刑開始に際して、改めて求められると考える。そのため、これにかかわる職員の増員や研修などによる専門性の向上、意識改革が不可欠であろう。

【受刑者の特性に応じた指導・作業に向けて】

本改正において、確実に増える刑務所の負担にどう対応するかについても計画的に準備を進めなくてはならないと考える。それをなくして、本当に受刑者の特性に応じた指導や作業がかなうのだろうか。運用においても、指導などの効果を検証し、情報共有を進めて改善を図ることも求められる。

まず、教育が重視されると掲げる限りは、施設環境も含めたハード面の確保、プロラムが増えるということでは外部協力者との円滑な連携も強化していく必要があり、処遇カウンセラー、あるいは社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士といった職種との連携、スーパーヴァイスによる質の維持・担保も鍵となろう。そこでは、民間である報告者らは本改正で「義務」であり懲罰の可能性のある「指導」をどのような位置づけで、どのような立場で提供するのかについても明確に示されていく必要があろう。

今後の生活を考えて、施設内での教育を強化していくとするならば、包括的な Good Lives モデル構築に向けた出所後の住居および雇用などを、早い段階からイメージできるようにすることや､その際に、彼ら自身の目標・人生における大切なこと（優先順位）を考える機会の提供も重要であろう。そこに関連することとして、指導中は作業報奨金が支払われないため、出所準備の貯蓄に向けてという視点においては､どのように整備していくのかについてなど、推移をみていきたい。

また、受講が本人の希望ではなく、最初の指標である程度決定づけられてしまうこともあり、若年ユニットで試行されているような、一般改善指導的な自由度の高いものを組み合わせたりすることで、本当の意味でのニーズにも対応できることにならないかという点についても、この改正を機に検討の土壌にあがることを期待したい。

参考文献

法務総合研究所（2021）. 令和 3 年版犯罪白書.日経印刷

法務総合研究所（2022）. 令和 4 年版犯罪白書.日経印刷

毛利真弓・藤岡淳子・下郷大輔（2014）加害行動の背景にある被虐待体験をどのように扱うか？： A 刑務所内治療共同体の試みから.心理臨床学研究, 31（6）, 960- 969.

毛利真弓（2016）語りの場と犯罪行動からの離脱. 藤岡淳子(編)『アディクションと加害者臨床』pp. 98- 114. 誠信書房.

田中健夫・今村亨　（2017）　児童自立支援施設職員による「加害者性」と「被害者性」についての認識と関わり.東京女子大学心理臨床センター紀要, 7, 39- 53.

田中健夫（2021）加害者の中にある被害者性についての臨床心理学的検討 ： 押しつけられた罪悪感を手がかりに. 東京女子大学紀要論集 , 71（2）, 119-134.

Ward, T., Mann, R. E., & Gannon, T. A. (2007). The good lives model of offender rehabilitation: Clinical implications. Aggression and Violent

Behavior, 12(1), 87- 107.

５　「拘禁刑」創設の審議過程――政策学・行政学・政治学的観点に基づく検討――

京 俊介（中京大学）

１　はじめに

本報告の目的は，2022 年の刑法等改正により，従来の懲役刑と禁固刑を単一化する形で新設された「拘禁刑」の創設に至る審議過程を，刑事法学および刑事政策学の「外」からの視点で分析することである。「拘禁刑」について論じる先行研究は，当然ではあるものの，刑事法学や刑事政策学の専門家によるものばかりである（赤池 2022;浜井 2022 など）。これに対し，本報告では，当該審議過程について，（公共）政策学，行政学，および政治学の 3 つの視点から分析を行うことにより，「拘禁刑」創設自体が持つ，あるいはそれが矯正政策にもたらしうる，異なる側面を明らかにすることを試みる。

２　「拘禁刑」創設への流れ

「拘禁刑」創設に向けた審議は，以下⑴～⑷の 4 段階の過程を経て行われた。

⑴前史としての刑法全面改正論議（1963～74 年）。ここでは単一刑論と禁固存置論の論争があったが，懲役刑と禁固刑の区別を残すという結論になった。もっとも，検討された改正は結局実現しなかった。

⑵法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」（2015 年 11 月～2016 年 12 月）。検討の契機は，選挙権年齢・民法の成年年齢の引き下げにともなう少年法の適用年齢等の引き下げの必要性の問題であった。本勉強会の報告書では，若年受刑者のみならず高齢受刑者や障害を有する受刑者へのより柔軟な対応のために，自由刑の単一化という方策が提示された。

⑶法制審議会－少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（2017 年 3 月～2020 年 9 月）。答申に，懲役刑と禁固刑を単一化して新たな自由刑を創設することが盛り込まれた。

⑷2022 年の通常国会。本国会に提出された閣法には，刑法 9 条の懲役刑と禁固刑を「拘禁刑」に置き換え，「拘禁刑に処せられた者には，改善更生を図るため，必要な作業を行わせ，又は必要な指導を行うことができる」と規定された（12 条 3 項）。法案は与党・自民党等による賛成多数で両院を通過した。

３　3 つの視点から読み解く「拘禁刑」創設

3.1　政策学的視点

政策学的な視点から指摘できるのは，「拘禁刑」創設の主たる目的が再犯防止にあると説明されるにもかかわらず，審議過程においてはそれが再犯防止に寄与するというエビデンスが全くといってよいほど提示されていないことである。この背景には以下 2 つの要因を指摘できる。

第 1 に，再犯のメカニズムを明らかにするための量的研究が不足している。そもそもそうした研究を行うためには，受刑者の個人データを得る必要がある。しかし，他の先進国と異なって日本では，現状，研究者がデータにアクセスすることが極めて困難であり，不可能に近いとも言える。

第 2 に，法制審の主たる参加者の統計学的な知識が欠如している。部会で心理学者の委員が指摘したように，ある条件の効果を測る際には他の条件を統制する必要性がある。この指摘は，典型的な自己選択バイアスを考慮せずに政策の効果を評価した矯正職員や，少年院と刑務所の収容者の属性の違いを考慮せずに処遇の効果を論じた刑事法学者の発言に向けられていると考えられる。このように，本来は統計学的なエビデンスも踏まえながら政策案を検討しなければならないはずの法制審の専門家には，その能力が不足していた。

3.2　行政学的視点

行政学的な視点からは，エージェンシー問題への考慮が全くなされていないことを指摘できる。政治・行政においては政治から行政へ，また行政の内部でも上位組織から下位組織へと，権限の委任が連鎖的に行われ，これを本人－代理人（プリンシパル・エージェント）関係で捉えることができる（曽我 2022）。本人－代理人論の観点から言えば，一般的に，代理人の裁量の度合いを高めると，本人とは異なる利益構造を持つ代理人が本人の望まない行為（逸脱行為）を行うという意味でのエージェンシー・スラックが生じる可能性が拡大する。

「拘禁刑」創設の刑法改正により，従来は刑事施設における義務となっていた刑務作業が，刑事施設長の裁量へと変化した。したがって，国民や国（法務本省）を本人とし，刑事施設の長や現場の矯正職員を代理人とした場合，この改正は明らかに代理人の裁量の度合いを高めるものである。

この改正の最大の目的として謳われているのは，受刑者の改善更生・再犯防止であり，改正により個々の受刑者の特性に応じて作業と指導を「ベストミックス」することができると説明されている。しかし，代理人たる各刑事施設の長や現場の職員が受刑者の改善更生・再犯防止にとっての「ベストミックス」を常に追求するとは限らない。主に以下の 3 つの理由から，本人による監視とそれに基づく褒賞・制裁を行うことが困難であるため，エージェンシー・スラックが生じる可能性が高くなる。

第 1 に，逸脱行為を防止するためには，本人が代理人の行動を観察・監視することが必要であるが，矯正行政の現場の実態は，日本の行政の中でも最も外部から観察しにくいものの代表例である。

第2に，上述したように，再犯のメカニズムが量的研究によって解析されていないので，代理人の行動の結果を評価することが困難である。

第 3 に，「火災報知器」型監視（McCubbins & Schwartz 1984）が効力を発揮しにくい。矯正行政においてこのタイプの監視機能を持つのは刑務所監察等の制度である。しかし，独立性の高い欧州の刑務所監察の制度に比べると，日本の刑事施設視察委員会の権限は弱い。2022 年 12 月に発覚した名古屋刑務所事件においては，同年 3 月の刑事施設視察委員会からの指摘を刑務所側が否定し，結果として問題の発覚が遅れたと報じられている（『中日新聞』2022 年 12 月 10 日等）。

刑事施設長以下の裁量を高めることによるこのようなエージェンシー問題は，審議過程において全くと言ってよいほど考慮されていない。

3.3　政治学的視点

政治学的な視点からは以下のような説明が成り立つ。すなわち，再犯防止という社会的課題を解決するために「拘禁刑」という解決策が求められたのではない。法務省（刑事局・矯正局）幹部という政治アクターが，組織の利益に基づいて「拘禁刑」という政策の実現を欲し，その正当化のために再犯防止という問題と，政治による正統化の機会とを結び付けたのである。

一般的に，政策過程は，まず解決すべき社会的「問題」が認識され，それを解決するための「政策」がまとめられ，それを「政治」の場で正統化するという単線的な流れで理解される。これに対し，「政策の窓モデル」（キングダン 1984＝2017）は，「問題」，「政策」および「政治」はそれぞれ独立した流れであり，これら 3 つの独立した流れが合流するときに政策変化の機会（政策の「窓」）が開くと説明する。一定の政治的意図を持って，この 3 つの流れをまとめて政策変化を生じさせるのが，「政策企業家」と呼ばれる政治アクターである。

「拘禁刑」創設の事例における「問題」の流れは，民法改正等を契機とする少年法の見直しであった。ここで自由刑の単一化という「政策」アイディアが提示されたが，この「政策」は既に刑法全面改正論議の際にほぼ完成しており，この「問題」の流れとは独立している。また，インターネット上における侮辱に対する厳罰化の問題に世論の注目と支持が集まるという「政治」の流れの中で，「拘禁刑」創設は，侮辱罪厳罰化と同じ刑法等改正案に盛り込まれた。この 3 つの流れをまとめる「政策企業家」の役割を担ったのは，法務省幹部である。近年，受刑者数が減少の一途をたどるのに対し，刑務官の定員は一定である。現状の矯正行政のあり方のままであれば，近い将来に定員減を求められることは避けられなかった。しかしながら，「拘禁刑」の創設により，各受刑者の特性に応じた「きめ細やか」な矯正を行うことが求められるので，法務省は定員減への圧力に対抗する理由を得られることになる。

4　おわりに

本報告は，政策学，行政学，および政治学の 3 つの視点に基づいて，「拘禁刑」創設の審議過程を分析した。政策学的な視点からは，「拘禁刑」が再犯防止に寄与するというエビデンスがほとんど全く提示されていないことを指摘した。行政学的な視点からは，「拘禁刑」導入によって刑事施設の長や現場レベルの刑務官の裁量が拡大するにも関わらず，エージェンシー問題への考慮が全くなされていないことを指摘した。また，政治学的な視点からは，「政策の窓モデル」を用いて以下のような説明を提示した。すなわち，近年における受刑者数の減少によって刑務官の定員減への圧力を避けたいという法務省の組織利益を背景として，政策企業家としての法務省幹部が，既に完成していた自由刑の単一化という「政策」アイディアを，少年法の見直しという「問題」の流れと，侮辱罪厳罰化への注目と支持という「政治」の流れと結び付ける働きをし，それが政策変化の実現につながった。

※本研究は JSPS 科研費 22H00806 の助成を受けたものです。

文献

赤池一将，2022，「拘禁刑をめぐる素朴な問いの覚え書き」赤池一将ほか編『刑事司法と社会的援助の交錯：土井政和先生・福島至先生古稀祝賀論文集』現代人文社.

浜井浩一，2022，「新たに創設された「拘禁刑」と刑務所の課題」『季刊刑事弁護』112：146-152.

キングダン，ジョン（笠京子訳），1984=2017，『アジェンダ・選択肢・公共政策：政策はどのように決まるのか』勁草書房.

McCubbins, Mathew D. & Thomas Schwartz, 1984, “Congressional Oversight Overlooked: Police Patrols versus Fire Alarms,” American Journal of Political Science 28(1): 165-179.

曽我謙悟，2022，『行政学〔新版〕』有斐閣.

6　現場職員から見た拘禁刑

岡本 融（前橋刑務所）

1　はじめに

拘禁刑創設に伴う「指導」の義務付けについては、教育刑への転換であり受刑者個人の思想や良心への過剰な介入が生じるのではないかといった懸念、義務付けられた「指導」は刑なのかあるいはケアなの

か、現場にはどのような影響を及ぼすのかといった疑問が本テーマセッションの報告者から示された。

しかし、同法の施行日は「公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、施行日以降に犯罪をした者について拘禁刑の判決が決定して初めて、拘禁刑受刑者の収容が生じる。そのため、実際に拘禁刑受刑者に対する処遇が開始されるまでにはまだ期間がある。そのため、現時点では決まっていないことが多く、その運用は現場職員にとってもはっきりしない点が多いが、職員向けの所内誌や勉強会の内容､執務資料等から、現場職員が拘禁刑創設をどう捉えているか整理することで、示された懸念・疑問へのリプライに代えたい。なお、評価・意見にわたる部分については私見である。

２　刑罰の本質及び刑の内容

刑罰の本質については、相対的応報刑論が通説とされ、実務上も同様に理解されている。拘禁刑の創設と刑罰の本質との関係について、第２０８回国会参議院法務委員会において、古川禎久法務大臣（当時）が「拘禁刑というものは、このような今までの相対的応報刑論という立場から何らかの変更をするものではございません。」と答弁しており､政府の方針に従って業務を遂行する国家公務員である現場職員は少なくとも､「指導」の義務付けを「教育刑への転換」とは捉えていない。

同委員会においては、刑の内容についても質疑がされているが、川原隆司刑事局長（当時）の答弁は「(刑の内容については)講学上様々な理解があり得るところでございまして、お尋ねにつきましても様々な理解があり得ると考えられるところでございます。いずれにいたしましても、拘禁刑におきましては、作業と指導について、いずれも刑を犯した者の改善更生という特別予防のために課すものとして位置付けること（とする)」と刑の内容について明言しておらず、何が刑の内容であるかははっきりとしないが､「作業」も「指導」も改善更生のため必要な受刑者には義務として課されるものとしている。

３　何が改善指導に必要か

刑事施設における改善指導のプログラムの多くが依拠する認知行動療法の視点から、改善更生を「再犯しないことを前提とした向社会的な生活」とすると、個々の受刑者の犯罪を誘発するリスク要因と、逆に抑制する保護要因（強み）が何かを見立て、その見立てを確認しつつ、リスク・マネジメントの方法を検討し、受刑生活を通してそのための力を身に付けさせることが必要となる。この何が必要かの判断は、刑事施設の長の裁量とされ、実務上は処遇審査会（受刑者の処遇に関して重要な事項を決める際に、刑事施設の長が意見を聴く諮問機関）において決定し、刑事施設の長が決裁によって承認する形になると思われる。

なお、認知行動療法のターゲットは、対象となる受刑者の問題行動（犯罪行為）とそれを後押しする認知であり、個人の思想や良心を対象とするものではない。刑事施設において実施する改善指導のプログラムの大きな変更は予定されていないため、「指導」の義務付けにより「指導」が侵襲的になるという懸念は当たらないと考える。

４　矯正の最近の動向

民法の成年年齢の引き下げに伴う少年法の改正に連動して、若年受刑者の特性に応じた処遇の充実化が図られており、川越少年刑務所及び美祢社会復帰促進センターにおいて｢若年受刑者ユニット型処遇｣が２０２２年に開始され、閉庁した市原学園のハードを活用した市原青年矯正センターでの「少年院転用型処遇｣も本年度内の収容開始が予定されている。

また、本年４月には法務省矯正局が、刑事情報連携データベースから得られる受刑者の属性データを用いて受刑者の釈放時アンケートを分析した結果として｢刑務作業の効果の検証について｣を公表した。背景には、拘禁刑においては、受刑者の改善更生に必要なもののアセスメントとその説明が求められるだろうとの意識がうかがえる。

直近では、本年１０月１日に受刑者の各種指導に関する訓令・通達が改正され、一般改善指導（対話）が新設された。同指導は、動機づけ面接やオープンダイアローグの手法を取り入れて行うこと、刑事施設における課部署横断的な指導体制を構築することに加え、民間協力者を含め適任者を指導者に選定すること（チーム処遇）を謳いつつ、一方で指導の中心を担うのは刑務官であることを強調している。

こうした試みには、名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会による提言書「～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」の影響が強くうかがえ、同提言書が拘禁刑の運用開始に向けた矯正の変革の大きな指針となっていることは明らかである。

５　指導の義務づけで変わること（あるいは、変わる必要があること）

第一に､｢作業｣と｢指導｣が並列となったことで、両者の比率は変わるだろう。受刑者の特性によっては｢作業｣を行わせず､｢指導｣を集中的に行わせる。そういった処遇もあり得るということである。

第二に、前記３の見立てのためのアセスメント力が、チーム処遇に携わる広範な職員に求められることとなるだろう。これに伴い、受刑者の処遇目標や配役する工場を決定してきた　処遇審査会における基準や視点も変わるものと思われる。

第三に、懲罰の運用である。現在、懲罰の対象と

なる事由として最も多いのが、工場へ出ることや作業することを拒否する怠業である。懲罰の内容は、単独室で決められた時間を、受罰姿勢という決められた姿勢で座って過ごし、その他の受刑者ができる行動の一部が制限される、閉居罰が中心である。しかし、閉居罰を課すことは、必ずしも受刑者が「作業」や「指導」に取り組む動機づけにはなっておらず、今後、受刑者が主体的に自身の改善更生に取り組めるよう働き掛ける上では、懲罰の運用改善が必要だろう。

拘禁刑においては、「作業」も「指導」もその目的は受刑者の改善更生であると明確にされているところ、両者とも受刑者に対する懲らしめではなく、強制的に取り組ませることが当然ではないという、矯正職員全体の意識改革が変革の土台として必要となるだろう。また、拘禁刑という新しい刑の執行に必要となる専門性、資質・能力も当然に変化していくものであり、こうした変化に適応し、適正に業務を遂行していくことが、拘禁刑創設により矯正職員には求められるものと思料する。

【文献】

西田篤史, 2022,「若年受刑者の処遇の充実について～若年受刑者ユニット型処遇を中心に～」『刑政』133-9：18-26

那須昭宏, 2023,「川越少年刑務所における若年受刑者ユニット型処遇」『刑政』134-6：74-85

久保木健・深井恵利子, 2023,「美祢社会復帰促進センターにおける若年受刑者ユニット型処遇」『刑政』134-6：86-97

西田博・大橋哲編著, 2022,『矯正職員のための法律講座　三訂版』東京法令出版

鴨下守孝ほか編, 2019,『新訂　矯正用語事典』東京法令出版

法務省矯正局,2023,「刑務作業の効果検証について」（https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei13_00005.html, Last accessed 12 Oct 2023）

法務省, 2023,「名古屋刑務所による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」（https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003_00001.html, Last accessed 12 Oct 2023）

7　議論

当日は多くの方に本テーマセッションにご参加いただいた。質疑では、まず岡本氏や東本会員に対して、拘禁刑の施行に向けた実務の準備状況や今後の見通しに関する質問が集中した（処遇困難者への対応、懲役等の受刑者と拘禁刑受刑者の混在、懲罰の運用等）。両会員からは、現場での体感等も踏まえ、現在の状況について回答が行われた。次に、相澤会員には、デモクラシーと自由刑との関係をめぐる所の議論の妥当性やILO条約の理解についての質問が行われた。相澤会員からは、前者に関しては現在でも妥当しうると考えること、後者については今回の報告の射程外ではあるが今後も検討したいとの回答が行われた。市川会員と京会員には、拘禁刑の創設は裁判や量刑に影響を与えるのかといった質問が出された。市川会員はダルクでの活動を踏まえ、京会員は政治学の視点からそれぞれ回答が行われた。

テーマセッションB

批判的犯罪学の展開
理論と経験的研究を問い直す

コーディネーター，司会：岡村　逸郎（東京家政学院大学）
司会：松原　英世（甲南大学）
報告者：山口　毅（帝京大学）
岡村　逸郎（東京家政学院大学）
吉間　慎一郎（「更生支援における『協働モデル』の実現に向けた試論」著者）
山本　奈生（佛教大学）
渋谷　望（日本女子大学）

1　企画趣旨

批判的犯罪学は，司法と犯罪諸科学が依拠する制度的な枠組みや言語に対して，根本的な批判を行なう学派だ．

私たちは，昨年度の日本犯罪社会学会で，「批判的犯罪学の視角――犯罪社会学と刑事司法制度のあり方を問う」というテーマセッションを行なった．昨年度は，私たちの議論の出発点となる，批判的犯罪学の綱領を作成し，それにもとづいて各登壇者が議論をした．今年度は，引き続き綱領を念頭におき，犯罪を扱う「理論と経験的研究」のあり方を問う議論を展開した．

私たちは，理論の構築と経験的研究を，価値中立的に行なうことができないものとして捉える．両者がともに研究者の規範的コミットメントと不可分なものであり，それを議論する公共的な場が必要だと考える．その趣旨は，綱領2に記されている通りだ．本テーマセッションにおいては，各登壇者の視点から，理論と経験的研究を問い直した．そのことを通して，批判的犯罪学のポテンシャルを検討した．

2　各報告の概要

「批判的犯罪学と『社会問題の構築主義』の位置関係」では，早い時期から構築主義の議論にコミットし，批判的犯罪学についても意欲的な議論をしてきた，山口毅が報告した．本報告では，構築主義における「価値中立性」の問題がテーマにされ，私たちが提示する綱領2との関係が議論された．

「被害の当事者と研究者の狭間で――構築主義のエートスを再検討する」では，犯罪社会学の領域で構築主義の立場に依拠する歴史的研究を行なってきた，岡村逸郎が報告した．本報告では，構築主義と価値中立性という点では山口報告と論点を共有しつつ，研究と実存という観点から議論がなされた．

「刑罰の代替制度の構想――検察官としての実存と自省的司法」では，自身が検察官として働きつつ，犯罪社会学の領域で研究をしてきた，吉間慎一郎が報告した．本報告では，刑罰の代替制度がテーマにされ，検察官の経験を踏まえた吉間の実存を出発点として，議論がなされた．

「大麻規制によるハームと，抵抗の方途」では，大麻問題を研究対象とし，批判的犯罪学の立場を明快に打ち出して研究をしてきた，山本奈生が報告した．本報告では，近年の「大麻使用罪」をめぐる動きを踏まえつつ，厳罰化，合法化，ハームリダクションをめぐる議論の布置が批判的に議論された．

「コモンズの犯罪化としての囲い込み――アナーキズム的想像力と批判的犯罪学」では，労働問題を研究対象とし，ネオリベラリズムの権力論などについて批判的な議論をしてきた，渋谷望が報告した．本報告では，コモンズとアナーキズムが扱われ，犯罪社会学のそとの議論に批判的犯罪学の発想を応用する可能性を模索する議論がなされた．

批判的犯罪学と「社会問題の構築主義」の位置関係

山口　毅（帝京大学）

1　はじめに

私たちは，2022 年の日本犯罪社会学会大会テーマセッションで，学派としての批判的犯罪学を提唱した.「綱領」によって結びつく日本版批判的犯罪学の形成には，次のような狙いがあると考える.「問題の個人化への対抗」を軸に，規範を論じる議論のアリーナを形づくること．あるいは副次的に，規範を論じる必要性の有無を論じる議論のアリーナを形成すること．本報告はその意義を，社会問題の構築主義の主張を参照軸としながら示したい.

2　批判的犯罪学の主張――その要点

批判的犯罪学の主張の要点としては，下記が挙げられる．①主流派犯罪学はしばしば，事実の記述の見せかけのもとに，研究者による価値判断を忍びこませ，それを暗黙裡に押しつけようとしている．②研究者の用いる規範のひとつに刑法による犯罪定義があるが，それは権力関係上有利な位置にある者を利し，社会正義と違背する．だから規範の自省的見直しが必要である.

けれどもこうした問題提起について，疑問も生じ得るかもしれない．①については研究の価値中立性を否定することへの異論，②については，具体的にどのような研究プログラムを批判的犯罪学は提唱するのかという疑問がありうる．本報告は，①については社会問題の構築主義の主張を参照し，多くの犯罪・逸脱研究において価値中立性の主張が破綻していることを示す．②については，具体的な事例を題材として試論的な検討を行う.

3　社会問題の構築主義と研究の規範性――構築主義以外の社会問題研究における価値中立性の主張の破綻

「社会問題の社会学」における研究の規範性について，構築主義は次のような主張を行っている.

(1)構築主義以前の社会問題研究における価値中立性の主張の破綻．構築主義の主張からは，社会問題や犯罪・逸脱を客観的な実在として定義して行われる研究はなべて,クレイム申し立て活動という「規範的」現象として位置づけられざるを得ない．対象の定義に関して研究者が規範的にコミットしているため，研究は価値中立的ではあり得ない.

(2)構築主義の方法論に基づいた研究の価値中立性．構築主義は，社会問題や犯罪・逸脱を客観的な実在として定義せず，他者の定義活動（クレイム申し立て活動）を研究する．構築主義者自身はクレイム申し立てを行わないから，価値中立的な立場を保持できる.

以上が構築主義の主張であるが，その後の構築主義論争の中で次のような批判が寄せられるようになった.

(3)構築主義の影響を受けた研究には,構築主義の方法論的規準という点で一貫していないものが多い.それらに関して価値中立性の主張は破たんしている.

このような形式の応酬は，社会問題の社会学内部だけで見られるものではない．批判的犯罪学が主流派犯罪学に対して行っている批判も，手続きの形式は同じである.

主流派犯罪学が前提とする「刑法犯としての犯罪」は，一貫性を欠いた雑多な行為カテゴリーを含み，「存在論的リアリティ」を欠いている（対象定義の概念的・方法論的困難）．それにもかかわらず，犯罪を実体的に取り扱う主流派犯罪学の営みは，自らの規範的なコミットメントに基づいた主張に他ならない．そこに一貫性をもった価値中立的な科学の基準があるとは言えない．このような論法である.

ところで社会問題や犯罪の実証主義的研究の側で，批判に応えて価値中立性の擁護の論陣を張った研究者はどれだけいるのだろうか．もしあまり見当たらないということであるならば，価値中立性に関する理論的・方法論的な課題を残したままで経験的研究の蓄積のみが進むという，いびつな状況があるということになる．その場合には，価値中立性を掲げたり，あるいは暗黙裡に前提とするような研究は，自らの規範を隠蔽しつつ他者に押しつけて，その根拠を問わせないように試みる無責任な営みへと化してしまう.

他方で批判的犯罪学の少なからぬ論者は，研究が不可避的に帯びる規範性をめぐる自省的検討が必要であるという方向に歩みを進める．その方向の検討は本報告の後半で行うが，実証主義的研究のなかでも構築主義論争に触発されつつ同じ方向に歩みを進める研究者がいることは銘記すべきだろう（たとえば盛山 2006）.

4　構築主義と存在論的ゲリマンダリング――構築主義に影響を受けた犯罪・逸脱研究の非一貫性

構築主義者は，自らは社会問題となる「状態」に対する判断を回避し，クレイム申し立て活動の研究に徹することで，価値中立性の主張を堅持しようと

する．これは，方法論上の一貫性の主張である．この内容については，岡村報告を参照されたい．

ここでは，構築主義の一貫性を掘り崩す存在論的ゲリマンダリング(OG)批判について検討しよう．とくに，中河伸俊の言う「OG1」に注目する．OG1 とは，社会問題となるような「状態」を想定しないという構築主義の禁忌を破り，研究者が実在的な「状態」に言及することである（中河，1999）．ただしラベリング論と構築主義の論理的同型性を考えると，犯罪や逸脱を実体として扱うことも OG1 に含まれるだろう．いずれも，ラベリング／クレイム申し立てによって構築されるものであるはずなのに，分析者が客観的に実在するものとして扱うならば，論理的一貫性を欠くことになる．

このような一貫性の欠如は，構築主義の研究をそれ以前の社会問題研究と同じ位置に追いやることになる．客観的状態についての想定を行うならば，研究者は他の社会問題のクレイムメイカーと変わらない存在になってしまうからだ．

カテゴリーの外挿（すなわち OG1）は，構築主義の影響を受けた犯罪・逸脱研究でも少なくない．たとえば対象者の行った行為を「犯罪」や「非行」,「逸脱」であるとして実体的に扱う姿勢は，多くの研究に共通している．非行に関するサイクスとマッツァの議論は,非行少年は自らの行為を非行でないと「中和」すると論じた．犯罪や逸脱にも同様の中和が見られるだろうし，日常の相互行為において同一人物の行為の定義がさまざまに揺らぐことは，しばしばだろう.そのようなやり取りに目を向けることなく，研究対象を「非行」「犯罪」等と前提して分析したり提言を行なったりする研究は，いずれも OG1 を犯している．このような場合，構築主義の影響を受けた研究であったとしても，そのありようは実証主義的な主流派犯罪学と変わらない．

5　規範的議論をどのように行うか

研究の規範性をめぐる検討がなされた事例のひとつとして，ハーム概念を用いた仲野（2021）を取り上げよう．規範的議論の行い方について示唆が得られるはずである．

少年院を研究対象とする仲野は，自らの規範を言語化する．「『少年院（出院者）』のスティグマ化をいかに解除するか，それに取り組むことがさしあたりの最重要課題」（仲野 2021: 70）である．

報告者は「少年院出院者のスティグマ化の解除」が重要だという指摘に全面的に賛同する．スティグマ化とは問題の個人化を行う相互行為の形式だから，批判的犯罪学の批判対象である．よって,「少年院出院者のスティグマ化の解除」という共有の規範に立脚した上で，どのようにそれを行うかという議論が可能となるだろう．

仲野においては，少年司法が少年の行為を「非行」とする社会的反作用が等閑視され，いったん成功裏にラベリングがなされた（＝少年司法制度に捕らわれた）後での他の人々の反応だけがやり玉に挙げられている．その議論は，刑事司法のラベルを受け入れた上で，つまり負のラベルを自ら反復的に構築したうえで，それを負のものとして受け止める他者の解釈を非難するという，マッチポンプの図式に陥っている．

しかしながら「少年院出院者」というカテゴリーは，対象者を少年院に送致しなければ，そもそも存在しない．少年院に収容しない脱施設化によって，少年院出院者のスティグマ化の解除が，抜本的に可能となる．

そして考えてみれば，現在の少年院送致の減少のうち,（虞犯に典型的なように）ダイヴァージョンによるものが含まれていることは否定できないだろう．脱施設化の選択肢は現実的である．

以上の議論は,「少年院出院者のスティグマ化の解除」という規範に基づいた最適解として提示された．他方で，何らかの理由で既存の（あるいは最低限の）少年院収容を所与とせざるを得ないことが論証されるならば，報告者の議論への反駁につながり得る．つまり，刑事司法制度のラベリングは，主流派犯罪学を含めてそれを擁護する側からの正当化の立論を必要としている．そして犯罪化の可否は，批判的犯罪学の内外での重要な議題である（山口 2023）．批判的犯罪学は，犯罪化や施設収容の可否をめぐる規範的議論のアリーナを用意することによって，犯罪研究に貢献をもたらし得る．

文献

中河伸俊，1999,『社会問題の社会学――構築主義アプローチの新展開』世界思想社.
仲野由佳理，2021,「『少年院出院者』をスティグマ化するのは誰か？」少年の社会復帰に関する研究会編『社会のなかの「少年院」――排除された子どもたちを再び迎えるために』作品社.
盛山和夫，2006,「理論社会学としての公共社会学に向けて」『社会学評論』57(1)：92-108.
山口毅，2023,「研究動向　批判的犯罪学とソーシャルハーム概念」『犯罪社会学研究』48.

被害の当事者と研究者の狭間で
構築主義のエートスを再検討する

岡村　逸郎（東京家政学院大学）

1　はじめに

本報告の目的は，批判的犯罪学から構築主義に対して提示される批判を整理し，それに応える道を研究と実存という観点から模索することである．

2022 年 10 月 16 日，私は，日本犯罪社会学会第 49 回大会の総会で，第 21 回日本犯罪社会学会奨励賞の受賞者としてスピーチを行なった．私は，はじめて，公の場で自身が犯罪の被害者であることをカミング・アウトした．

私がカミング・アウトをしようと思ったのは，私の実存の問題に何かの区切りがついたからではない．民事裁判で支払われた逸失利益に頼って生活し，後遺障害の診察を受けるために定期的に病院に通い，常時鳴り響く耳鳴りを誤魔化して就寝しようとするたびに，私は，自分が犯罪の被害者であることを実感する．

私がカミング・アウトをしようと思ったのは，学会がそれを受け入れてくれる温かい場になったからでもない．社会的弱者を冷静な眼差しのもとで観察し，研究や支援の対象として対象化する人々が集まる場は，いつだって私にとって不安と恐怖の場だ．

にもかかわらず私がカミング・アウトをしようと思ったのは，奨励賞の講評で，岡村逸郎（2021）の「あとがき」が言及されたからだ．私は，この文章が学会の奨励賞という公的な場で言及され，その内容を評価されたからには，感謝の意を儀礼的に表すだけでなく，何らかのリアクションをする必要があると思った．そこに，豊かなコミュニケーションが生まれる可能性を見出したからだ．

大学院生の私は，一方で犯罪被害者の研究をしつつ，他方で刑事手続きに関与して民事裁判に臨む，二重生活を送った．私は，実存の変遷に左右され，精神的な浮き沈みを何度も経験した．構築主義は，価値と規範を研究対象が用いる資源として捉えるエートスを備えることで，私に，実存の問題をスキップしてひとまず研究に邁進することを可能にする，方途を与えてくれた．

本報告では，こうした構築主義のエートスの内実を明らかにする．

2　被害の当事者であり研究者である人間としての実存

私は，2007 年 3 月 3 日にある犯罪の被害を受け，生死の境をさまよった．40 日弱の入院と退院後の長期にわたるリハビリテーションの末，脳挫傷と外傷性鼓膜穿孔を原因とする多数の後遺障害が一生残る見通しとなった．

私は，2 つの刑事手続きにかかわった．第 1 に，警察による事情聴取を受けた．第 2 に，減刑嘆願書を検察に提出した．

私は，被害の当事者として生きる一方で，大学院に進学し，犯罪被害者の研究をはじめた．

私は，実存との関係で，精神的な沈みを 3 つの時期に経験した．

だが私は，そのなかでも，論文を書き続けた．

3　構築主義が可能にする実存の問題のスキップ

私は，被害の当事者としては，法的な出来事との関係から精神的な浮き沈みを何度も経験し，不安定な状態であり続けた．にもかかわらず，対外的には，何の迷いもなく業績を産出する人物を演じた．なぜそのことができたのか．おそらく社会問題の構築主義が，研究を援護してくれたからだ．

私が犯罪被害者を研究する理由は，明らかに自分が，法的に犯罪被害者とされる人物になることを通して人生が一変してしまったことのなかにある．だからこそ当時の私は，他者から「なぜ犯罪被害者を研究するのか？」と問われることに，精神的に耐えられなかった．

対して構築主義は，私が実存の問題をスキップすることを可能にした．構築主義は，人々が「犯罪被害者」を問題にするからそれを研究するのだといういい訳を，正当化する道具になった．

当時の私にとって魅力的だったのは，価値と規範の問題を研究対象の問題として処理することを求める，構築主義のエートスだ．

この視点に立つと，研究者がどのような実存を生き，いかなる価値と規範をもつのかということは，社会問題研究にとって些末なことでしかない．価値と規範は，それらが研究対象にとってレリヴァントである限りにおいて，研究に組み込まれるものになる．こうした構築主義のエートスは，私に，「なぜ犯罪被害者を研究するのか？」という問いを封じ，価値中立的な立場を装って研究することを可能にした．

4　批判的犯罪学から提示される批判

批判的犯罪学者は，犯罪諸科学の研究者が価値中立性を標榜することの問題性を，鋭く突く．

山口と平井の議論を踏まえると，構築主義を含む主流派犯罪学の問題点は，研究者の規範的なコミッ

トメントを明示することなく研究を進めることができる制度的な基盤に依拠し，その振る舞いを学術的に権威化する点にある．山口と平井は，その点を批判し，研究者が規範的なコミットメントを明示したうえで学術的な知見の質を話し合う，公共的な討議の場を設けることを志向する．

5　博士論文の問題点

山口と平井の批判を踏まえると，岡村（2020）と岡村（2021）の問題点は，資料調査の方法にある．

私は,「被害者」をタイトルに含む資料を 2 つの検索システムを用いて網羅的に収集し，被害者学に依拠する法学者と精神科医を，被害者言説を動かした主要なアクターとして同定した（岡村 2021: 61-62, 283-4）．そして，犯罪被害者支援の言説が，法学の専門的知識と精神医学の専門的知識が交差するなかで形成された，歴史的な過程を明らかにした．

だが私が用いた資料調査の方法は,「被災者」や「犠牲者」など,ほかにもキーワードがありうるなかで，研究対象を「被害者」に限定する点に問題がある．

私がこの資料調査の方法をとった背景には，間違いなく，自らが犯罪の被害を受けた経験がある．すなわち，自分が研究をはじめた動機が「犯罪被害者」カテゴリーによって生を規定されることに対する違和感にある以上，まずもって「犯罪被害者」を研究する必要があった．その結果，司法と医療が定義の管轄権の多くを占める「犯罪被害者」に，思考の範囲を限定してしまった．

岡村（2020）の問題点は，たとえ司法と医療を批判的に捉えるものであっても，私がよって立つ規範的な立場を明示しない以上，司法の言語と医療の言語を補完する研究として回収されてしまうことに対して無防備である点にある．

6　批判的犯罪学から提示される批判への応答

私が影響を受けた構築主義的研究を読み返すと，研究者がよって立つ規範的な立場に言及する発話を見つけることができる．

中河と赤川は，構築主義的研究が価値中立性を志向して行なわれるべきだという立場に，基本的に依拠する．そのうえで，研究者がある規範的な立場に依拠せざるをえない瞬間があることを,「貴重で魅力的な経験」や「無関心でいられ」ない事態として捉える．だが研究者がよって立つ規範的な立場を，構築主義的研究の本線とはかかわらない，些末な要素として位置づける．

ここでは，価値と規範を，研究対象にとってレリヴァントである限りにおいて扱う，構築主義のエートスが共有されているように思う．

対して私が提案する構築主義の立場は，構築主義に依拠して個別の論文を書く作業と自分が構築主義的研究を行なうことを突き動かした規範を反省的に検討する作業を，並行して行なうものだ．

こうした往復をする際には，研究と実存の関係を考えることが，有効な一打になるように思う．だが大事なことは，研究者の実存を検討する試みを，たんなる私的な自分語りとしてではなく，学術共同体の議論の質を向上しうる，集団的な営みとして行なうことだと考える．

7　おわりに

私にとって実存を語ることは，楽しいことでは決してない．むしろそのことは，構築主義のエートスによって守られた安全圏から自らを引きずり出し，自分の弱みを曝け出す行為だ．しかし，それでもあえて実存を語ることは，犯罪と司法によって生を枠づけられた研究対象に対して誠実であるために，重要なことだ．

話を，より多くの犯罪社会学者を巻き込みうる問いかけとして開こう．そもそも，研究者がその一員である社会を研究する社会学に身をおく以上，自分が社会のなかで生きてきた実存と切り離して社会学的研究を行なうことは可能なのだろうか．犯罪と司法という，人々の生を強烈に規定する現象を扱いながら，価値中立的であることはできるのだろうか．研究という営みには，研究者を突き動かす問題経験が影響をおよぼさざるをえなくはなかろうか．それでも価値中立性という安全圏に留まるのならば，その姿勢は，いかなる根拠のもとで正当化されるのだろうか．

自らの実存と切り離して，犯罪研究を行なうことができる人もいるのかもしれない．私は，その行ないを真っ向から否定するつもりはない．しかし，価値中立性を志向する振る舞いが学術共同体のなかで権威化され，研究と実存の関係を問う試みが逸脱視されてしまうことには，批判的である必要がある．私は,批判的犯罪学から提示される批判を受け止め，1 人の構築主義者として，この暫定的な答えにたどりついた．

文献

岡村逸郎，2020,『犯罪被害者支援の言説に関する社会問題の社会学――被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の関係の歴史的形成過程』筑波大学博士（社会学）学位請求論文．

――――，2021,『犯罪被害者支援の歴史社会学――被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の対立と連携』明石書店．

刑罰の代替制度の構想
検察官としての実存と自省的司法

吉間　慎一郎（「更生支援における『協働モデル』の実現に向けた試論」著者）

１　はじめに

この報告は，報告者の検察官としての経験をもとに，刑事司法の問題性を指摘した上で，その問題を乗り越えるための新たな刑事司法の在り方として自省的司法を提案であるものである．

２　刑事司法の問題性

⑴　社会問題の隠ぺい

犯罪の背景には，貧困や差別，家族の問題，法の不備，行政機関の不適切な介入（不介入）などの様々な事情が存在し，犯罪の発生に対して様々な影響を与えている．

しかし，犯罪捜査は，被疑者とされた個人の責任を同定するためにされ，その目的のために必要な限度で事実に関する調査がされ，個人の責任（＝求刑や判決における刑の重さ）を左右する事情に目が向けられていく．その結果，多数の関係者や関係機関との間における複雑な相互作用の中で，多数の加害と被害が生じ合った結果生じた紛争ではなく，一人の個人が他者に加害行為を行った犯罪という単純な構図に矮小化され，社会的責任の所在について問われることはなくなる．こうして，刑事司法は，社会や関係機関の社会的責任に関する事情を個人責任の背後に隠していくのである．

⑵　刑事司法の加害性

①犯罪者というラベリング

捜査段階においては，多数の関係者から聴取することになるが，警察官や検察官から聴取を受ける人は，その家族，知人が捜査の対象となっていることを知ることによって，その人が犯罪をしたというイメージを形成していくことになる．つまり，捜査活動が犯罪者のラベルを伝播させていくのである．

さらに，被疑者が逮捕・勾留され，家族等がそのことを知り，接見室でアクリル板の向こうで，留置施設から貸与された服を着て“被疑者らしく”している個人を見れば，なおさらその人を被疑者・犯罪者として見るようになるだろう．

捜査の対象とされた個人の方は，捜査機関，留置施設職員，弁護人，裁判官らから被疑者・被告人として扱われ，強度の自由の制限と一市民として尊重されているとは決していえない扱いを受けることで，被疑者・被告人としての自己像を内面化させていくことにもなる．

②社会生活の喪失

逮捕・勾留されれば，家族との交流の時間が奪われ，その人にとっての大事なライフイベントを経験する機会も奪われる．それだけでなく，解雇されたり退職を余儀なくされる人，家を失う人も少なくない．服役して長期間社会生活をしていなければ，社会における生活手段を失い，生活するために犯罪をするという負のスパイラルに陥っていく場合もある．しかし，刑事司法は，ごく一部の場合を除き，社会生活の喪失に対する補償は行わないのである．

③社会的経済的格差の拡大

社会的経済的地位が高いほど，身柄拘束されにくい上，起訴されにくく，実刑にもなりにくい．こうして，刑事司法は，各段階において，社会的・経済的地位に関するチェックポイントを設けて選別を行うことで，社会的経済的地位の低かった人はますます困難な状況に追い込まれ，社会的経済的地位の高い人は，一度きりの過ちで済むことになり，社会的経済的格差を広げていくことになる．

⑶　再犯防止という名の加害

以上のように刑事司法の加害性に着目すると，再犯防止は，刑事司法自らが生活の手段や家族との縁を断絶しておきながら，その事実を直視せずに，支援という名のもとに「犯罪者」として生き続けることを求めているにすぎないのではないか，という疑問が生じてくる．再犯防止の支援対象とされ，再犯リスクに着目されることで，個人は，犯罪者というラベルだけでなく,「リスク」というラベルも貼られ，リスクを抱えた存在にふさわしい行動が求められることになる.本人が関わりを望む人々から断絶させ，刑事司法の側が望ましいと考える人や機関との関係性を「息の長い支援」によって強制し続けることで，本人が生きたいと思う生活よりも，他者から押し付けられた生活が優先されていくのである．

⑷　応報感情の創出

本来，被害者の心情は，被疑者・被告人の処罰だけに単純化し得ない複雑なものであろう．しかし，それが刑事司法の枠組みの中に取り込まれると，処罰の問題に単純化され，刑罰の軽重に対する意見に収斂してゆく．応報感情とは，こうして，刑事司法によって形成されていくものであり，刑事司法において現れる被害者とは，捜査や裁判の審理の対象たる事件と関連性がある限りで切り取られた被害者像でしかないのである．

３　刑事司法は紛争を解決しているのか

犯罪に対して，刑事司法が個人に刑罰を科すとい

う解決手段を持たない我々の社会においては，事件関係者もそれ以外の者も，犯人に刑罰が科されたことをもってそれで納得するしかない．つまり，刑事司法が個人に刑罰を科すことで，社会に生起した紛争が解決されたと擬制せざるを得ない状況にある．ではそれで本当に紛争が解決されたかというと，ほとんどの場合がそうではないであろう．基本的に，裁判が終了するまでの間は，加害者側と被害者側とが直接対話をすることは困難であるし，加害者が身柄拘束されれば，被害者だけでなく，自らの家族や職場関係者との接触も大きく制限される．このような状況では，対話に基づいた加害者，被害者，関係者間の紛争解決は果たされない．

その上，刑事司法は，社会の紛争解決能力を奪ってもいる．犯罪の多くは，コミュニティでもともと問題が生じていて，その中の誰かが不満を感じていたり，複数人の間でいがみ合っていたりした状態が続いていたときに，誰かが犯罪に該当することを行ったことで，他の者がそれを捉えて刑事司法に訴え出たものである．それを刑事司法が引き受けることによって，コミュニティによる紛争解決の機会を刑事司法が取り上げることになる．刑事司法は，コミュニティを紛争から遠ざけることによって，コミュニティが当該紛争を解決する意欲と目的を失わせる．刑事司法が紛争をコミュニティから取り上げ続けたことによって，コミュニティは自らの紛争解決手段を放棄し，紛争解決を刑事司法に一任するようになってしまったのではだろうか．

4　自省的司法

では，刑事司法が社会問題や紛争を何も解決していないという問題を乗り越えるためには，どうすればよいだろうか．そのためには，司法が，紛争をめぐり当事者や関係者からなされた問題提起を，法や制度に対する異議申し立てとして捉え，法や制度の在り方の是非を絶えず問い続ける機能を有することが必要であろう．このような司法は，自らの在り方を絶えず自省し，自己変革を行う制度として，自省的司法(Reflective Justice)と呼ぶことができる．そして,自省的司法がその機能を発揮するためには,社会の問題を自らの問題として引き受けて自己変革を行う社会が必要である．このような社会は，自らの在り方を自省し，絶えず自己変革を行う社会として，自省的社会(Reflective society)と呼ぶことができる．

自省的司法は，紛争の解決を通じて判明した社会問題を社会に伝達し，社会に対して自己変革を求めると同時に，司法の変革をも要求する．紛争に関わることとなった個人やその関係者は，社会問題を解決するための一員として社会の自己変革プロセスに参加すると同時に，社会の自己変革が果たされ，紛争が解決されることによって，個人同士，個人と社会との間での和解を促進することを目指すことになる．

5　自省的司法のその先

このように，自省的司法における紛争解決と自省的社会による自己変革は同時並行的に進行することが望ましい．そうであれば，自省的司法と自省的社会が定着した先にあるのは，自省的社会が，自省的司法がそれまで担っていた紛争解決機能を包摂していくことである．これにより，自省的司法は，その役割を少しずつ社会に譲り渡していくことになるだろう．したがって，自省的司法とは，最終的な形態なのではなく，社会が紛争解決能力を取り戻すための一時的な中間的制度にすぎず，いずれ消失していくものである．社会が司法の役割をすべて吸収し尽くしたとき，紛争は，社会において，人々がよりよい暮らしを手に入れるために知恵を寄せ合う接合点となるだろう．その意味で，社会にとって，紛争は単なる「財産(Property)」(Christie 1977)ではなく，共有財産（Commons）なのである．

文献

Christie, Nils, 1977, “CONFLICTS AS PROPERTY,” *The British Journal of Criminology*, Vol.17, No.1, pp.1-15.

大麻規制によるハームと，抵抗の方途

山本　奈生（佛教大学）

本報告は2010年代以後の,具体的に生じた諸外国の大麻「合法化・非犯罪化・減刑傾向」を踏まえた研究動向を検討した上で，あるべき対応策を模索するものである．本報告は批判的犯罪学と目されうる領域の知見に即して行われるから，特にこれまで等閑視されがちであった刑事司法制度が個人に与えるハームに留意することとしたい．報告者は大麻から生じうる物質的なハームを否定しないが，同時に刑事司法制度が個人に与えるハームが，戦後日本では長らく埒外に追い込まれがちであった点に抵抗する．

本報告では，以下の三点を展開した．(1)「合法化後あるいは非罰化後」の大麻について，社会学や犯罪学の研究が進んできた．この数年間に言われてきたこと，実際に生じてきたことを含めて,「その後」の議論を展開する．(2)次に合法化がむしろ，非合法時代の喫煙者やグローバルサウスの栽培者を排除し，新しい「グローバル資本主義」に好都合に作用している懸念が強いのではないかとの研究を検討することで，合法化／市場化政策の問題性を指摘する．(3)そして大麻問題を人種差別，特に「人種資本主義」という概念と関連付けて世界をみてみると，大麻摘発を行う権力・暴力から，大麻を市場化して新しく囲い込んでいく権力・暴力の作動が，一貫して見えやすくなるのではないかと提起した．

現代的には大麻厳罰化が諸個人にもたらしてきたハームに対する責任と集合的な「補償・賠償（reparations)」すら議題にあがっている．本報告者の主張は，歴史的経緯と「人種資本主義」の関係を十分踏まえた上で大麻問題について議論することが望ましいということである．大麻問題を他のドラッグ問題から切り離したり，狭義の刑事司法制度とは別かもしれないが類縁性がある入管問題や，精神病棟の収容論争と別領域におくことは望ましくない．人間を本質的なカテゴリーの中に押し込め，不平等を利用して拡大する，政治―経済の構造を横断的に問題としなければならないのである．

文献

Bhattacharyya, G., 2018, *Rethinking Racial Capitalism*, Rowman & Littlefield International. (=2023, 稲垣健志訳,『レイシャル・キャピタリズムを再考する――再生産と生存に関する諸問題』人文書院).

Koram, K., 2022, “The Legalization of Cannabis and the Question of Reparations,” *Journal of International Economic Law*, 25, 294-311.

Owusu-Bempah, A. & Rehmatullah, T., 2023, *Waiting to Inhale: Cannabis Legalization and the Fight for Racial Justice*, The MIT Press.

Wheeldon, J. & Heidt, J., 2022, *Cannabis Criminology*, Routledge.

山本奈生，2021,『大麻の社会学』青弓社.

コモンズの犯罪化としての囲い込み
アナーキズム的想像力と批判的犯罪学

渋谷　望（日本女子大学）

本報告は，批判的犯罪学がアナーキズムの思想・実践とどのように重なり，あるいはどこで分岐するのかを，囲い込みに伴うコモンズの実践の犯罪化，および，貧困などの困難に起因する一般的犯罪についてのアナーキストの見解を検討することによって明らかにした．本報告ではアナーキズムとは，伝統社会の共同性をモデルにした，相互扶助と直接行動を原理とする思想・実践とみなす．

囲い込みは，伝統的な村落共同体の相互扶助的生活を支えていたコモンズから人々を締め出し，その使用を禁じることであり，「コモンズの実践の犯罪化」とみなすことができる．また囲い込みは，資本主義の条件を形成する，本源的蓄積と呼ばれるプロセスの一部である．本報告では，囲い込みの事例として小繋事件を取り上げ，コモンズの犯罪化が，資本主義の形成期の本源的蓄積によって要請されたものであることを示した.また 18 世紀イギリスの食糧暴動の事例を参照し，本源的蓄積においてはコモンズの犯罪化への抵抗（直接行動）も犯罪化されることを示した．アナーキズム的視座からすれば，犯罪化されたコモンズの（取り戻しの）実践ではなく，「犯罪化」そのものを（つまり本源的蓄積を）むしろ問題化すべきである．

次に，コモンズの実践には直接関わりのない，殺人や傷害などの貧民による「犯罪」についてのアナーキストの見解を検討した.クロポトキンによれば，人を反社会的存在にするのは,「自由」と「相互扶助（ケア)」という環境の欠如によるものであり，近代都市における貧困の境遇は，子どもたちにケアを与えず，彼らを反社会的（反道徳的）存在にする．さらに刑務所は人を社会的・道徳的存在にするどころか，収容された人間が社会生活への適応することをますます困難にするので，その人物が「社会制度に対して公然と宣戦布告」する可能性を高める．したがって,彼は,法による処罰としての収監に反対し，むしろ現存する無数のオルタナティブ(「自由」と「相互扶助」)の萌芽を再評価することの重要性を指摘した.

本稿では，こうしたアナーキストの洞察は，批判的犯罪学の系譜（とくにラベリング論）に受け継がれていることを指摘した．すなわち，ラベリング論も同様に，刑務所への収監などによる社会的反作用が「犯罪者」を構築することを強調する．ただし，ラベリング論・構築主義が「犯罪者」のレッテルの恣意性の指摘にとどまるのに対し，アナーキズム犯罪学は「直接行動」が人々をエンパワーし，オルタナティブな社会（「自由」と「相互扶助」）の萌芽を作り出すことを強調する点で，両者は分岐するのではないか．以上を結論として示した．

文献

Nocella II, Anthony J., Mark Seis, and Jeff Shantzm eds., 2020, *Classic Writings in Anarchist Criminology: A Historical Dismantling of Punishment and Domination*, AK Press.

Ferrell, Jeff, 2021, “An Anarchist Criminology for Uncertain Times,” *Journal of Criminology*, 54-1.

戒能通孝，1964,『小繋事件』岩波書店.

Shantz, Jeff, 2013, *Commonist Tendencies: Mutual Aid Beyond Communism*, punctum books.

Thompson, E. P., 1992, *Customs in Common*, The New Press.

テーマセッションC

少年院がうしなったもの

コーディネーター・司会： 津富 宏（静岡県立大学）
話題提供者： 小柴 直樹（大分少年院）
竹田 和夫（法務教官ＯＢ）
遠藤 英明（法務教官ＯＢ）
指定討論者： 岡田 行雄（熊本大学）
武内 謙治（九州大学）
齋藤 哲也（岡山少年鑑別所）

１　企画趣旨

少年院は、昭和、平成、令和を通じて、何を喪ってしまったのか。本テーマセッションでは、少年院の現場職員の体感を踏まえて、この問いについての理解を深め､少年院教育の未来について討論したい。少年院教育に関しては、この期間を通じて、さまざまな「改革」が導入され実施されてきた。それらの改革は「改善」であると称され、また､「改善」であると解釈されてきたことも少なくないが、実際に、現場で働いている職員は、これらの改革をどのように受け止めてきた／受け止めているのだろうか。

本セッションは、ラウンドテーブル形式として、かつての少年院で「古き良き処遇」を身につけた職員たちによるこれらの「改革」の受け止めを参加者と共有し､この数十年間の少年矯正の､ある意味｢劇的」な変化について、率直に、意見を交換することを目的とする。本セッションの基本的なメッセージは、この変化は、少年院教育の本質を失わせたというものである。しかし、このようなメッセージを伝えることは、現職の法務教官にとっては容易ではない。そこで、より率直な意見交換をするために、本セッションには、現職だけでなく、退職した法務教官にも参加していただき、報告していただくこととする。

セッションは､以下のように進行する予定である。まず、この 30 年間、とりわけ、広島少年院の事案に端を発する「改革」から少年院法改正、そして現在に至る施策の流れを、年譜として整理し紹介することで、法務省がけん引して進めてきた「改革」ひとつひとつを事実として確認する。ついで、こうした「改革」ひとつひとつを、どのように受け止めたのか・受け止めるべきかについて、現職あるいは退職した法務教官からコメントしていただく｡さらに、こうした「改革」が総体として、少年院から何を喪わせたかについて（発言可能な範囲で）現職あるいは退職した法務教官から意見を述べていただき、その際に、そもそも、少年院教育の本質とは何であると考えているのかについての見解を伺う。

最後に、少年院教育に関心と造詣が深い、２名の研究者と、少年院の推移を観察してきた法務技官から、現職あるいは退職した法務教官のコメントを聞いて、何を感じたのか、そして、今後の少年院教育のために、私たちはいったい何ができるのかについて意見をいただいた後、質疑応答を行う。

なお、当日は、発言者にとって安全安心な空間を担保するため、①録音しないこと、②写真を撮らないこと、③外部に内容を紹介する際には発言者を特定しないで行うことを、聴衆に共有してからセッションを開始した。

２　話題提供者からの発言

小柴直樹（大分少年院）

30 年ほど法務教官をしている。この間、少年院は無謬ではなく、多くの失敗もあった。その度に改めながら現在の少年院があるのだが、その過程で大切なものを喪ったと思う。

私がいた少年院は、非行性が相当深化した少年が送致される。大半が累犯・累入少年で、7 割は暴力団関係者だ。平成 7 年には外国人少年の受入れも始まる。常に処遇に困難を伴う。目の前にいる少年のためすべきことをする。一日中農作業をする。10 キロ走をする。面接をする。奉仕活動にも行く。教材・教具も自分で作る。勉強も教える。現場判断は尊重され、ものすごく自由だった。そこには何人も個性的な教官がいて、少年たちは生身の「人間」と出会い触れ合う。貴重な時間と空間であった。

平成 14 年に矯正局広報担当として勤務。10 月、いわゆる名古屋刑務所事件が発覚。矯正は猛烈な衝撃にさらされるが、翌年に有識者による行刑改革会議が設置され事態収拾へ向かう。提言に基づき、人権保護と科学的知見による処遇を導入。刑事収容施設法の制定に至る。PFI 刑務所が具体化し、諸施策が次々実行に移される。だが、提言を少年矯正に反映させることはなかった。以来､矯正はこのとき｢学習」したことを繰り返す。

平成 21 年に広島少年院での被収容者暴行事件が発覚。｢学習」したとおり少年院法改正の契機になる。平成 23 年､東日本大震災直後に法務本省災害担当と

して勤務。あらゆる面で日本中が「大混乱」にあった。平成 27 年に改正少年院法施行。中身は刑事収容施設法のままだ。主軸はプログラム学習。運動は毎日１単位時間実施。十分な職業訓練時間はない。少年の権利義務と職員権限が明確化された反面、自由な発想は生まれにくく、現場は規則通りカリキュラムをこなすことが求められる。平成 29 年に法務本省広報担当として勤務。随所に露骨な「政治性」を感じる。中央集権的な官僚制も進んだ。国民の方は見ていないと思った。令和元年に巡回監視システムが、令和２年に手錠の付属ひもに代わり捕縄が導入される。刑事施設と同じ。少年矯正が反対してきたものだ。令和４年には愛知少年院で職員篭絡事案、名古屋刑務所で被収容者暴行事件が起きる。その後の成り行きは「学習」どおりであるが、刑事施設への提言が少年矯正にも大きく影響するようになる。人事交流は活発化され、内外的に「刑務所化」が進んでいく。

少年院は泥臭い「人間」を喪ってしまい、スマートな公務員が残るのだろうか。

遠藤英明（法務教官ＯＢ）

昭和最終期の少年院は，昭和５２年に始まる少年院運営改善の定着期であり，特に開放的処遇，地域との連携等を中心とした短期処遇はその理念を象徴したものだった。また，平成元年開始の法務教官採用試験による優秀な人材の確保もあり，収容人員の減少傾向の中，少年院はある意味安定の時期であった。その後，収容人員の反転増加，平成９年の神戸連続児童殺傷事件を契機に，少年院の収容期間，処遇内容に社会一般からも強い関心が寄せられ，大きな転機を迎えたが，少年院に何か求められているという前向きな空気感が強かった。

平成１０年代後半になると，刑事施設が新法に基づく改善指導等の充実に向けた取り組みに迫られる中，それらの指導を担う法務教官が求められた。刑事施設との人事交流が一般化し，「矯正の一体化」としての運用が強く進められた。同時に少年院の収容人員は再び大幅な減少傾向に転じ，特に，短期処遇施設の収容減少は著しく，平成２０年代後半からの施設整理は，主にこれらの施設を中心に進められた。強固なフェンスの設置等施設の物的強化も進められ，少年院全体として施設の開放性，開放的処遇は大きく後退した。同時進行するように法務教官希望者の大幅な減少は続き，教材，課業時間の統一化の推進による施設の特色の希薄化等も進んだ。

近年の少年院は，対外的に説明する姿は，従来からの少年処遇の理念を象徴した，短期処遇の在り方に近いものでありながら，実質的にはミニ刑務所化しつつあるのが実態でもある。今後の少年院の在り方はこの理念と実体の乖離をどのような方向で整理していくのかによって大きく変わっていくものと考えられる。

竹田和夫（法務教官 OB）

自己の３０年間の矯正職員生活を振り返り、回顧することが中心となり、現状については時々私をメインターゲットやサブターゲットとして原住地を訪れる現職矯正職委員から傾聴した内容との比較級ということになる。

まず　大枠の施設収容については、留置場・鑑別所・少年院のいずれでも、一旦収容されると収容以前よりは『良くなって帰ってくる』というイメージや一般的期待感があったように思う。それに応えるべく各段階施設の職員は日記の助言指導や、キャリアガイダンス的な面談、反則抑止のための講話など、正規の業務？とされているものの枠を超えてでも取り組もうとする意地のようなものがあったと思うし、色々な日課運営にかかわる事象を改善しようとすることに労を惜しまず、『できません』という答えが無いと思わせるくらい『どのようにすれば実現できるか』を工夫し実際に少ない予算をやりくりして独自の発想で実現していたように思う。

大鑑の入所時に流すオリエンテーションビデオや室内体操のビデオは、視聴する少年たちが分かりやすく馴染みやすいものにするためにアフレコから編集まで夜な夜なみんなで取り組み、その結果かなり晩年まで使用されていたと聞き苦労が少し報われた気がした。平成初期の話である。miniDisc の時代には運動会で行進曲の１秒に満たないつなぎ目を滑らかに流して保護者の退場の際に岩崎宏美の曲を流し、保護者・少年ともに別れ際に涙を流して泣かせたら勝ちだと思って取り組んでいた。

収容から退院まで、常に存在するのは『対峙』であり、これは感情論ではなく被収容者と収容施設職員という立場の違いが生じさせるもの、大人と少年という年齢ギャップが生じさせるもの、ポジティブとネガティブというビジョンの差が生じさせるもの、親と子という厳然たる事実関係によるものなど様々な対峙が自然とそこに存在する。その対峙の処理の仕方を学ぶことが人と人がふれ合い、社会の一員として、自我を確立させていくスキルアップの道である。けれども職員も被収容者も対峙を好まない風潮にあり、対峙を避けるようにプログラム偏重主義的な処遇を展開したり、まさに対峙しないように見張ったりとまるで、人がそこに介在しないでも済むようなシステム構築が進んでいるように思える。チャットとＡＩでロボットが対応しても同じではないかとさえ思える報告をよく耳にする。

よく親子で意見が合わない『俺の気持なんかわか

ってくれへん』と少年が言うが、そのような対峙の中の少年に『君の母親が君を理解しようとしてコンビニの前でうんこ座りでギャラリーしていたり、時にはノーヘルで君のバイクにさんけつで乗って暴走していたりしてでも理解してほしいか』と尋ねると１００％答えはノーである。じゃあその対峙はどのようにして解決するかを考え試行錯誤して、紆余曲折があって初めて歩み寄ることができる。そんな手続きが省略されつつあるのではないか。そこへの介入を最近の少年院は拒んでいるのではないかと思ってしまう。

結局は被収容少年に『もう分りました。やり直します』と言わせ、まな板の上の鯉にしてしまうのが仕事で､正攻法でそのように言わせれば勝ちである。ではその正攻法とはどこにあるのか。駆け引き無しで更生させるんだという姿勢（率先垂範を含む）、態度や思いを被収容者に感じ取らせること。あるいは腹の奥底で『無理かも』と思っていても、一切それを被収容者には気取られず信じ込ませること、演じ切ること、それこそが真の法務教官だと思う。役者が一枚上手でないと更生へは導けない。

私は若いころから担当が決まっていて『竹のパッチを履く係』を長きにわたりやってきた。おそらく高等科を出た幹部の中で、暴力やいじめが横行していた護身術上級特錬で上級を取得し、ゴキブリのように叩いても死なないとお上（かみ）が認識している者は自分のほかにいないだろうと思う。簡単に言えば怒られ役・怒鳴られ役である。転属先も暴動一歩手前、職員集団反抗施設、スーパー保護不良集積施設など当時の状況はどれをとっても精神が病んだり、本当に身体が病んだりして当然であった。身体は蝕まれたが何故か生き残ってきた。それはフロアからの質問にも答えたように２万人くらい少年を観てきたが、こいつは二度と社会に出すべきではないと言い切れるのは五人だけで、社会の耳目を集めるような凄惨な事件を起こして収監､現在は死亡二名、収容三名で二度と社会へは出ないと思う。じゃあそれ以外はどう感じたか、それは差し伸べる手のタイミングや形態が変われば何とかしのいでいけるのではないだろうかと感じた、だからやってこれたんだと思う。裏切られたことは語りつくせないくらいあるし、特少で他施設に首実検に行って引き取りを決めて帰った時などは部下職員から猛反発を食らったものだった。でもいくら少年院が保安移送引き取りを拒否しても刑務所へは送れない。少年院という枠の中でしか引き受けれない。だったらその契機をターニングポイントにして最後の期待をかけるしかないのではと思いやってきた。新しい制度ではそこも曖昧で、国親思想とか保護とかいう観点はなくなったのに少年なのか？と疑問を呈する情報が寄せられてくる。現在保護司を受命しているが、もう少し勉強して３０年で見つけられなかった答えを探そうと感じている。

３　指定討論者からの発言

武内謙治（九州大学）

少年施設（少年鑑別所）と成人施設（刑務所）、双方の視察委員としての経験に基づいても、前者の後者への接近を肌身で感じるところがある。直近の出来事でいえば、名古屋刑務所事件の第三者委員会の提言書を受けて少年施設でもウェアラブル・カメラが導入されている。

そもそも保護処分としての教育と刑罰の執行とでは、対象者と職員との関係性からして異なっているはずである。前者では少年との間で「何かを起こす」こと（しかしその「何か」は事前には分からない）が目指されるのに対し、後者では被収容者との間で「何も起こさせないこと」が最善とされる。保安や規律秩序の維持の位置づけやあり方も、両者では当然に異なるはずである。

それにもかかわらず少年施設が独自性を失いつつあるという近時の傾向には、少年法改正も少なからず作用しているのではないか。2000 年以降の少年法改正にあたっては、立法プロセスのなかで法曹三者による合意が重視されてきた。少年院収容受刑者制度、14 歳未満の触法少年の少年院収容、特定少年への収容継続制度の不適用といったこの間の少年法改正に伴い導入された措置は、いずれも場当たり的で体系的でもない。立法当局に少年矯正の現場の意見を法改正に反映するつもりがあったのかは疑わしい。このことは、現象としてみれば､「少年院の運営について」（1977 年）に基づく少年院運営の裏返しといえるかもしれない。この通達に基づく「少年院発足以来最大の制度改革」は、少年法改正なしに運用により実現された。この「実績」により実体法としての少年法の枠組みがどのようなものであれ、少年矯正の現場における実務運用では何とか柔軟に対応でき、またそうするはずである、ということを立法当局が学習したということはなかったか。少年矯正の現場の意見を汲むことなしに法曹三者の同意のみに基づき少年法を改正しても構わないという態度は、この反転であるようにもみえる。

少年矯正と成人矯正の境界が曖昧になってきていることは、制度の面では人事も含めた強固な中央集権の仕組みが、法律・政策の面では「健全育成」と「改善更生」との混同や同視により促進されているようにみえる。「健全育成」を「改善更生」と自覚的に区別することがなければ、両者の境界はますます曖昧になっていくであろう。

岡田行雄（熊本大学）

大学院に入ったばかりの 1991 年頃に福岡少年院を参観した印象は、福岡刑務所とどこに差があるのかがわからないという点であった。しかし、本 TS において、かつての少年院の状況についてのお話を前提にすると、短期処遇の少年院は、明らかに刑務所とは異なる場所であったことがわかる。その点については、矯正研修所福岡支所で 1996 年当時の研修所教官から聞いた話とも符合する。

1997 年に、「少年院の運営について」が改められた時の、現場の法務教官の怒りも忘れることができない。当時は、少年院において、決められた期間で、少年の矯正教育の目標を達成するための営為が積み重ねられてきたことを肌身で感じることができた。

しかし、それ以降、少年院の現場はどんどん厳しくなっていったことがわかる。少年の教育のために少年院の現場に認められてきた大きな裁量がどんどん狭められていき、しかも、現場の声を踏まえない改革が矢継ぎ早に押し付けられる構造は、あたかも 1980 年代以降に、家庭裁判所調査官が直面した状況を彷彿とさせる。

在院している少年の声を直接聴いている法務教官の意見が、法務省幹部に伝わらない構造こそ、少年院の発展を阻害しているように見受けられる。言い換えると、この間の少年院を取り巻く動きは、法務教官の専門性を高めるものなのか？それとも、法務教官を単なる刑事施設の刑務官と同じようなものにしてしまうものなのか？これが問われなければならない。

法務教官は、外部の様々な人々から研修で学ぶ「回路」を持っているのであろうか？先日訪ねたベルリンでは、少年刑務所の職員が、外部で研修を受ける場合にも、ベルリンの司法省が受講費を支出しているという話を聞いた。こうした、外部に開かれた専門性を高めることこそが、法務教官に求められているのではないか？今こそ、法務教官の専門性はいかにあるべきかが問われているように思われる。

齊藤哲也（岡山少年鑑別所）

私は、約 30 年間、非行少年の資質鑑別をしてきました。鑑別を始めてすぐの頃、所属暴力団の紋章を文身として身体に彫った少年と出会いました。彼の話を聞くにつれて、彼が社会の中で居場所を見つけることは、不可能ではないにせよ、大変なことであると思われ、ショックを受けました。また、他人にひどいことをしている一方で、本人もまたひどい被害に遭っている女子にも出会いました。

現在、少年鑑別所や少年院に入所・入院する少年の数は減りましたが、厳しい状況にある彼らが更生するためには、今も昔も少年院（もちろん保護も）が果たす役割は変わりません。他方、時代とともに少年院での処遇は変化しています。個人の意見ですが、少年院でも心理クリニックでも、臨床の現場で新しい処遇技法や心理療法が採用されることは当然と考えます。少年院が、何かを手放し、何かを得ることは、今も昔も、そして、これからも続くことでしょう。とはいえ、少年院が、法務教官と少年が相互の理解や努力によって治療同盟や信頼関係を築き上げるために真摯に向き合う場であること、それについては、少年院が、その役割を終える日まで変わらないことを切に願います。

4　まとめ

以下、今回の議論を通じて、少年院から失われたものとしては、「正しい対峙」、「国親感覚」、「正攻法」、「工夫」、「裁量」、「短期処遇」、「地域との関係」、「開放性」、「おおらかさ」、「一緒に体育をすること」、「職員の質」、「人間（らしさ）」、「自由裁量」、「（保護の）理念」、「精神性」、「思想（が厳罰へ）」、「教官としての誇り（がオフィサー／公務員へ）」が挙げられ、少年院から減ったものとして「暴力」が挙げられた。

一方、増えたものとしては、「上部機関への忖度」、「上部機関からの一方的決定」、「監視」、「外部へのアピール」、「プログラム化」が挙げられた。

そして、その背景として考えられるものとして、「少年の収容減」、「法務教官試験の劣化（採用困難）」、「政治主導」、「メディアからの圧力」、「矯正局長が検事でなくなったこと」、「少年法改正」が指摘された。

5　おわりに

フロアからは多数の質問・発言があった。このテーマに対する関心の高さを確認できるとともに、話題提供者・指定討論者の方々が勇気をもって「私見」を発言し、フロアからのリアクションを引き出してくれたことに感謝したい。

私がこのラウンドテーブルを企画したのは、数年前、ある法務教官から、「法務教官の様に単価の高い人間に給食業務をやらせるなんてもったいないですよ。こういう仕事は外注でいいんです」という発言を聞いたことがきっかけである。子どもと食を通じてつながることの尊さを理解せず、そのような機会を法務教官が与えていただいていることへの感謝をもたず、そして、業務／仕事に貴賤を付け特定の仕事を見下すような発言を昂然と語る法務教官は、私の在職中に出会ったことはない。そのような発言をすれば、同僚の中で糾弾されたであろう。

なぜ、このような法務教官が生じるようになったのか、少年院にどのような変化が起きたのか。これを追求しようというのが、本ラウンドテーブルの趣

旨である。本ラウンドテーブルの３名の話題提供者は、全員がいわゆる「叩き上げ」の法務教官である。それぞれ、法務本省での勤務があり法務行政全体の流れをつかんでいる者、今や消えつつある短期処遇の少年院の院長を何度も務めた者、荒れた少年院の「火消し」を務めてきた者と多様であり、本ラウンドテーブルは「少年院の変容」を深く広く、多角的に描き出すことに成功したと思う。

少年院の何が変容したのか（＝少年院が何を失ったのか)、また、どうして変容したのかという、二つの問いに対する答えは、少年院／少年矯正をどのような立場で、体験したかによって大きく異なっているだろう。学会という安全安心が保障された場で開いた本ラウンドテーブルが、この二つの問いに対する、さらに異なる立場の方からの発言を惹起し、開かれた議論のきっかけとなることを期待したい。

テーマセッションD

犯罪概念の変容と責任論の展開
犯罪予防及び秩序維持の視点から

コーディネーター：安藤　泰子（青山学院大学）
司会：本庄　武　　（一橋大学）
指定討論者：松宮　孝明　（立命館大学）
話題提供者：安藤　泰子（青山学院大学）
佐竹　宏章（青山学院大学）
徳永　　元　（大阪公立大学）
本庄　　武　　（一橋大学）

1　本テーマセッションの企画趣旨

(1) 企画趣旨及び目的

本テーマセッションは、かつての不法と犯罪が区別されずに混在化していた古代・中世時代から刑事責任論が展開していく沿革について、これを俯瞰し責任論が次第に精緻化されていく状況について確認する。その考察のなかで、とりわけ近代以降の近時における刑事責任論に焦点を当て、本テーマセッションを構成する各テーマについて現在生じている問題を取り上げ、従来の学説や判例への紹介・精査を踏まえ解決を図ろうとしたものである。

刑事責任に関する考察は多岐に亘るが、本テーマセッションでは､「刑事責任の起点となるべき原初形態は何に求められるのか」という出発点に関する検討を踏まえ､その後､責任論が展開していくなかで､「どのような理論的な問題が生じ、現在はいかなる実学上の課題が生じているのか」という問題意識に基づき、法制史学的、広義の犯罪社会学的、刑法学的、刑事政策的視点から考察を行おうとしたものである。

周知の通り、近代刑法以降、刑法上の責任論は大きく展開しているが、とりわけ近時においては懸念される個人主義の展開がみられることから、責任の行方を探り、さらに刑事責任論の在り方についての再検討が求められている。

本テーマセッションはこうした要請に基づき、刑事責任の向かうべき方向性や責任論の在り方に焦点を当て考察を行うことを主だった目的として措定している。

(2)構成

4 本の報告は、いわば各論的なテーマを扱っているが、テーマセッションの首題とした「犯罪概念の変容と責任論の展開」に関する検討を、各報告者の研究視点に即して行う。

既述した通り、本テーマセッションは不法と犯罪が混淆にあった状態から両者が区別され刑事責任論が展開していく史的変遷についてこれを鳥瞰し、責任論が精緻化していく過程に生じる―理論的・実学的―課題を指摘し、その解決に向かう方向性や在り方について検討することを主だった目的としたものである。

その前提として、古代・中世国家社会の刑法の原初形態を法制史学的視点から確認し、刑法学的視点からの分析を加える。続いて、ドイツ刑法学の影響を受けた我が国の犯罪論における不法と責任の考察を行う。これらを踏まえ、幾つかの学説の検討を介して責任論の行方を模索し、さらに責任論が前提とする人間像と現実との乖離という問題に焦点を当て、幾つかの重要な判例に関する考察を介し、刑事責任論の在り方について検討する。

本テーマセッションの構成は、各報告者のテーマに即して順に内容を報告し、その後、指定討論者から各テーマに関する指摘や示唆を受ける。これらを踏まえ、最後にフロアとの意見交換を行う。各発表者の報告概要は、以下の通りである。

(3)報告概要

第 1 報告

不法行為法や刑法の起源は、一般に復讐から賠償へあるいは賠償から刑罰への転化と説明される。しかし、責任論からこれを精査していけば、別の説明が行われ得るのではないかという問題意識を出発点に、かつての不法と犯罪が区別されなかった未分化の時代から両者が区別され、集団責任から個人責任論が展開していく沿革を辿り、古代・中世国家社会での関係条文の検討を介し、さらに精緻な説明が行われる可能性を探究する。

第 2 報告

日本の刑法学では､「犯罪」を､「構成要件該当性」、「違法性」、「責任」の三段階で検討する手法が一般的である。この三段階体系は、ドイツ刑法学の影響の下で定着していったものである｡もっとも､近時、ドイツ刑法学では､規範論的アプローチから「不法」と「責任」を区別することに対して、さらにはそれ

を前提にして展開されている三段階体系に対して疑念が示されている。本報告では、ドイツ刑法学における近時の議論を手掛かりにして、「不法」と「責任」の関係について検討を行う。

第 3 報告

刑法学において、個人責任主義は、主体性を尊重する理念と位置づけられており、同時に犯罪予防および秩序維持の論理を支えるものともなっている。しかし、この両義性は、刑法学以外においては、むしろ批判的に分析されることも珍しくない。実際に、近年、個人主義の懸念すべき展開が、刑事法においても見受けられる。本報告は、個人責任とそれに基づく犯罪概念がどこへ向かうべきなのかを検討する。

第 4 報告

近時、第三者から心理的に極度に支配され、従属関係の中に置かれた結果、それ以前は良好な関係を築いていたはずの家族の生命を奪ってしまうといった事例が散見されるようになっている。こうした、内的にも外的にも精神障害を惹き起こすような要因が想定されないにもかかわらず、通常の精神状態では起きがたい犯罪が犯されてしまうという事案について、刑事責任論はどのように受け止めるべきなのか、検討してみたい。

2　犯罪概念の変容と責任論の精緻化―私犯から公犯へ、集団責任論から個人責任論へ

安藤　泰子（青山学院大学）

(1)はじめに

本報告は責任論の展開について、その起点と考えられる復讐に関し―特に刑法学的観点からは具体的な法の確認や個別条文の解釈などが行われてはこなかった傾向がみられる中で―古代中世法にはどのような具体的な規定が置かれていたのか、上の問題に焦点を絞って検討を行う。なお本報告における責任論にいう「責任」とは、古代中世の民刑が混在化した状態から次第に両者が分化（分岐）していく沿革における刑法上の責任を指し、また個人責任のみならず集団責任をも含む広義の責任をいうものとする。

(2)問題の所在と検討の方法

本報告は国際刑法における刑法理論の構築に当たり、解決し難い問題への手懸りを探究すべく、「具体的には現在の―国家刑罰権独占原則を基礎とする―刑法理論や、―国家訴追主義を原則とする―刑事訴訟理論では説明し得ない、現在国際社会（共同体）に生じている法現象に関し、いかなる理論を構築し得るのか、という問題意識を前提に」敢えて国際刑法を離れ、「その解決の方法を『責任論の展開』を辿ることに求められるのではなかろうか」というテーゼを前提に、広義の犯罪社会学や法制史学的観点から幾つかの古代中世国家社会に現象した刑法の原初形態を確認し、具体的な条文の検討を試みる。なお、本報告は国際刑法の対象たるコア・クライムに対する管轄権・刑罰権に関し、国際社会が固有に有するという固有説に立ち、また刑罰権の源泉については、国家を含む社会にあるものとする、いわば広義の社会刑罰権論に立脚することを付言する。

(3)最終課題と「責任論の起点への探究の意義」

国際社会では、国家刑罰権では説明し得ない、いわば国際刑罰権が観念され得るが、それが存在するとするならばその由来は何に求められるのか。「刑罰権の源泉に関する考察」の前提として、刑罰概念の形成に関する史的変遷について把握することが求められる。ゆえに、本報告は古代中世（刑）法から 21 世紀の国際刑法に至るまでの、刑法における①犯罪概念の変容と、②責任論の展開に関する沿革を刑事人類学的観点から俯瞰することを目的として、古法における賠償と刑罰との分岐に関する具体的規定を探究する。本報告は最終課題たる古代中世社会から国際社会に至る「刑法の、①連続性と、②同質性」の存否に関する研究の一部を構成するものである。

(4)検討

古代中世法において、私刑から公刑への変容がみられる諸規定については、古代バビロニア・ハムラビ法典第 126 条、同じく古代ヒッタイト・ヒッタイト法書第 9、第 25、第 101 条などに確認されるが、本報告では上記作業のひとつとして措定したロシア中世社会における復讐時代以降に焦点を当てる。

(i)ヤロスラフ・プラウダ

同プラウダには、①贖罪（賠償）金に関する規定が多くあるが、支払うべき相手方についての明記がない、②復讐に関する規定が置かれているという特徴がみられる。最初に同プラウダ第 1 条を確認する。

article 1.（一部抜粋）

If a man kills a man [the following relatives of the murdered man may avenge him]. If there is no avenger, [the murderer pays] 40 grivna wergeld. Be [the murdered man] a [Kievan] Russian- a palace guard, a merchant, an agent, or a sheriff- be he an Izgoi, or a [Novgorodian] Slav, his wergeld is 40 grivna.

‘wergeld’の意義ないし法的性格を巡っては、刑罰か賠償かという解釈上の争いがあった。しかし、一連のプラウダで用いられている具体的な文言に関する変遷を確認していけば、同プラウダに後行する二つのプラウダで用いられている‘bloodwite’や

‘fine’という文言ではないことから、慣習に基づく殺人（人命）「賠償金」と考えられる。

ヤロスラフ・プラウダを古代社会から行われてきた（刑）法における責任論という観点から考察すれば、―少なくも本条において―新しい責任論への移行を確認し得る。かつての集団責任をやめ、行為主体を限定しもって社会秩序の維持を図ろうとしたと考えられ、刑法学上からは、大きな発展がみられる。

(ii)ヤロスラフの子等のプラウダ

復讐規定は存続。

(iii)改訂ヤロスラフの子等のプラウダ

第2条には復讐廃止が定められている。すなわち、article 2.（一部抜粋）

And after Iaroslav his sons met in a conference and canceled the [custom] of blood revenge, and [instead ordered] composition of [the crime] by money. And as to anything else, all that Iaroslav had decreed, his sons confirmed accordingly.

本条において、［the crime］という文言が用いられている点に注目されるべきである。同条に対する評価について、勝田吉太郎は「単に歴史的回想にすぎない」、河村盛一は「歴史的な追想として記されているにとどまる」、クリュチュフスキーは「法律の歴史的叙述」と、またバーナドスキーは This is obviously not a formal cluse but a note on the enactment of Iaroslav’s sons.と記しているが、その実体に着目する必要があると考える。確かに、同条は行為主体、客体に関し記すことなく、具体的な賠償金を明示するものでも個別的な刑罰を規定するものでもないため、単なる会議記録と捉え得る。

しかし、同条の‘canceled the [custom] of blood revenge, and [instead ordered] composition of [the crime] by money.’という文言に着目すれば、集団責任から個人責任へと移行する布石と考えることができる。こうした沿革は、日本における「復讐（血讐）禁止令」（明治6年2月7日発布）、すなわち復讐は「私義を以て司法の公權を犯すもの」と捉えられ、「人を殺す者を殺すを得るのは司法の特權」と解され、「復讐者は謀殺を以て論じ斬に處」されることとなった史実にも確認される。私的な制裁に代わって公権力が紛争を解決する傾向となっていく沿革については、一般に「私力は『轉化』して公權力となる」と説明され、ルースカヤ・プラウダに関する論者も「轉化」という解説を行っている。

ところで、「転化」とは、ある物が別の状態あるいは別の物に変化すること」を意味するが、集団責任論から個人責任論へと移っていくその濫觴に至る史的変遷を、①一連のプラウダにおける形成と変容に関する巨視的考察、及び②微視的考察、わけてもヤロスラフ・プラウダ第1条にかかる復讐規定及び改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第2条にかかる血讐禁止規定に関する具体的条文の検討を介して結論を導こうとする本報告の立場からは、集団責任論から個人責任論への揺籃に至る沿革には、全族責任論、親族責任論、最近親族責任論、そして最後に最近親族「者」責任論に至り、はじめて個人責任論が採られ、「漸次に個人責任論へと向かう」過渡期において、権力における一定程度の集約化がみられるに至って「分岐」するという説明が行われ得るものと考える。

これまでの刑法上の責任論に関する解説は、一般に「集団責任論から個人責任論へ」という概略的な説明にとどまっていたが、集団責任論における責任論の精緻化が図られるものと考える。少なくも、最近親族「者」責任論が採用されこれが個人責任論への濫觴に至った経緯について、ヤロスラフ・プラウダ第1条の復讐規定の創設と、同条に関する改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第2条の、復讐廃止に関する検討をもってこれが検証され得るものと考える。

［小括］

「私的賠償金から、公的罰金へと【轉化する】」という（従来からの）説明については、①かつてより行われてきた私的賠償金の制度がなくなるわけではないこと、また②長い時間をかけ変容していく責任論に合理的な説明をなし得るのか、という点において疑念が残る。特に改訂ヤロスラフの子等のプラウダでは、相続や商法に関する諸規定が置かれていることから、―いわゆる法の―分化現象を確認することができないため、未だ明確に民刑が分化していない―古代・中世法の―（分化に至る前現象と捉えられる）【分岐】と説明することが妥当と考える。

刑事法学的観点からは、第2条は同プラウダの総則的規定とも考えられ、むしろ同プラウダ「第2条」こそが、かつての集団責任論から個人責任論へと向かう転換点となるべき規定であると考えられる。

同条には、権力の確立化を背景に、「不法 offence から犯罪 crime へ」「不法者 offender から犯罪者 criminal へ」「私犯から公犯へ」「賠償から刑罰（罰金）へ」という犯罪概念の変容（不法から犯罪へ）と責任論が辿った沿革における変遷が確認される。

(5)結論

ルースカヤ・プラウダには、権力の集約化とともに犯罪概念が形成され、責任論の展開が辿った軌道がみられる。すなわち、私的制裁から公的制裁（私刑から公刑）へ」、「賠償から刑罰へ」という変遷が確認される。本報告では国際「刑罰権の基礎」について、その基礎研究となるべき幾つかの古代・中世国家社会に現象した刑法の原初形態およびその具体的規定を確認し考察する作業:賠償と刑罰の分化(分岐）に関する研究のうち、①ロシア中世国家社会に

現象した刑法の原初形態を確認し、②当該法のなかの個別的な規定を探究し、訳出および解釈を併せ検討を重ねれば、③集団責任論は、全族責任論を経て、親族責任論、そして最近親責任論、さらには最近親「者」責任論という責任論が辿った沿革を推論することができ、④復讐禁止規定により、個人責任へと展開していく変遷を俯瞰することができる。また、⑤復讐から賠償と刑罰が分岐してきた史実を具体的規定の検討を介し確認の上、⑥法制史学のみならず、広義の犯罪社会学や刑法学的視点からの考察を踏まえれば、(不法から) 犯罪 (へという) 概念の変容と責任論が辿った展開の軌道が確認された。

文献

安藤泰子,2023,『刑法の分化史』成文堂,49 以下,同,2020,『公訴権と二元的刑罰権論』同,同,2018,『刑罰権の淵源』同,穂積陳重,1931,『復讐と法律』岩波書店,25,河村盛一,1953,『ルースカヤ・プラーヴダ』黎元社,45,クリュチュフスキー[著]外務省調査局[訳],1946,『ロシヤ史 第1巻』,目黒書店,221,勝田吉太郎,1953.6,「ルス法典研究」法学論叢,59(2)69 以下。George Vernadsky, 1969, Medieval Russian laws, W.W.Norton,p.26ff.,Daniel H. Kaiser, 1993, The Laws of Rus'-Tenth to Fifteenth Centuries : The Laws of Russia Series ; Series I, Volume 1, Charles Schlacks Jr Pub,15ff.etc.

3 犯罪論における不法と責任の区別についての再検討

佐竹 宏章(青山学院大学)

(1)はじめに

わが国の刑法学では、ドイツ刑法学で展開されてきた、いわゆる「三段階体系」が通説的な地位を占めている。「三段階体系」とは、「犯罪」を「構成要件」に該当し、「違法」かつ「有責」な行為などと定義し、「構成要件該当性」、「違法性」、「責任」を段階的に考察する立場である。しかし、犯罪体系は国や時代の要請に応じて変わりうるものであり、三段階体系を所与のものとすることに必然性があるのであろうか。本報告ではこのような問題意識の下で、ドイツ刑法学における近時の議論を手掛かりにして、不法と責任を区別することについて検討を行った。

(2)議論状況の概観

ア.通説の依拠する三段階体系

三段階体系は、リスト、ベーリングの自然主義的犯罪論に起因するとされている。ドイツ刑法学では、その後、ヴェルツェルらによって目的的行為論が主張され、さらにロクシンらによって客観的帰属論が展開されてきたが、彼らも基本的には三段階体系や、不法と責任の区別については堅持している。

わが国の刑法学でも同様に、ドイツの三段階体系に影響を受けつつ、不法と責任を区別する立場が定着したものになっている。この際、佐伯千仞が、民法学者の末川博の「権利侵害論」で展開された不法行為の違法性に関する主張やメツガーの客観的不法論に影響を受け、宮本英脩が展開する主観的不法論を批判的に展開したことが重要であったといえる。

イ.ドイツ刑法学における近時の有力説

これに対して、近時ドイツ刑法学では、上記の三段階体系、さらに不法と責任を区別することに懐疑的な見方が有力に主張されている。

ヤコブスは、犯罪と刑罰の関係について、「刑罰においては常に規範違反へのリアクションが問題になっている。そのリアクションを通じて常に、違反された規範が維持されるべきであることが表明される。そして、表明されたリアクションは常に、規範違反についての管轄の負担で行われる」(Jakobs 1991, 5)と述べ、さらに、刑法上の行為規範の名宛人に関して、責任無能力者を含めた国民一般と捉えるのではなく、「責任能力者」などと捉えており、この者による「規範違反」のみが刑法上問題になる「規範妥当の侵害」であると述べている (Jakobs 1992:43)。

さらに、ヤコブスの弟子であるレッシュ(Lesch 1999)やパヴリック(Pawlik 2007)も不法と責任の区別に関して懐疑的な立場を展開しおり、ヤコブスの弟子以外からも、T.ヴァルター(T.Walter 2006)、ジン(Sinn 2007)、ロシュタルスキー(Rostalski 2018)が、不法と責任の区別に懐疑的な立場が展開されつつある。

たとえば、ジンは、「民法のコンテクストにおけるコミュニケーションも、刑法のコミュニケーションとは異なっている。なぜなら、その目的及びリアクションは、機能的に完全に異なって遂行される。それゆえ、刑事不法が民事不法と概念上異なって解釈されることは矛盾ではない。したがって、責任なき不法も不法であるならば、少なくとも、『刑罰』とう法効果と結びつく刑法上の不法概念との関連では、不法ではない」(Sinn 2007:272) と述べ、ニクラス・ルーマンのバイナリーコードを前提にして、民法、行政法 (警察法)、刑法の機能の相違から、客観的不法論を批判的に検討している(Sinn 2007:286)

近時の有力説は、規範の名宛人を一定の能力を有している者 (念頭に置いているのは、責任能力者) と理解する傾向にあり、主観的不法論や命令説に近い立場を展開しているといえる点で共通しているといえる。

(3)主観的不法論の沿革

このことを踏まえて、本報告では主観的不法論がどのような背景の下で主張された立場であったかを確認した。

ｱ.民事不法と刑事不法の区別

まず 18 世紀後半から 19 世紀前半にかけて、ドイツ圏で刑事法分野での法典編纂が進められ、民事法と刑事法の分化が進んでいたことが重要であったといえる。

さらに、この時期に、ヘーゲルが、不法を①犯意のない不法若しくは民事不法、②詐欺、③犯罪に分けて説明したことも重要である。これを受けて、刑法上のヘーゲリアーナーであるヘルシュナーが、民事不法と刑事法の区分を維持し、客観的不法を「客観的に存在する法秩序」に対する違反と捉え、民事不法と刑事的不法の間の相違を、権利侵害の客体に求めていた。そして、ヘルシュナーは、犯意なき不法すなわち民事不法を、責任なき不法と関連付け、犯罪を有責的な権利侵害と関連付けて説明していた。

これに対して、メルケルが不法と責任を統合させる形で、民事不法と刑事不法の統一を図ろうとしたが､イェーリングが善意の占有者の事例をもとに｢責任なき不法」の存在による批判により、メルケルの試みは失敗に終わったといえる。

その後、トーンが責任能力者も規範の名宛人になり得るという主張を行い､｢責任なき不法」を一般化するような立場を展開していたのに対して、ビンディングは、規範違反に責任能力が必要であるという理解から、民事不法と犯罪的不法を区分することも主張し､刑事法で問題になる規範違反において､｢責任なき不法」を否定した。

これらの沿革を踏まえて、主観的不法論が主張された背景には、民事法の領域において「責任なき不法」が存在することが認識されたことがあったといえる。そして、この「責任なき不法」が「民事不法」の領域の問題に過ぎないのか､あるいは｢刑事不法」に波及させるべきかについての態度決定に応じて客観的不法論的発想と主観的不法論的発想が分かれていったと分析した。

(4)不法と責任の区別についての私見

最後に、本報告では「不法」と「責任」の区別についての私見を展開した。

ｱ.出発点：民刑の分化

まず、法化の歴史やヘーゲルによる民事不法と刑事不法の区分を踏まえると、民事司法システムと刑事司法システムは異なるシステムであることが前提にされるべきである。

民事司法システムでは、私人間を規律するルールに即して、ある事象が民事不法（主として「権利侵害」）と評価される場合には、それに応じた法的措置（所有権侵害であれば、返還や妨害排除、不法行為に基づく損害賠償など。紛争類型によって法的措置は多様）がとられ、刑事司法システムでは、国家が規律する法共同体のルールに即して、ある事象が刑事不法(端的に言えば｢犯罪」)と評価される場合に、それに応じた法的措置として「刑罰」が科されるのである（佐竹 2023:246)。両システムでは、法的措置を作動させるための「不法」概念が異なっている（すなわち「法／不法」のコードの具体的内容が異なっている）と整理することができる。

そして、このような民事司法システムと刑事司法システムの機能的分化を出発点に据える場合には、刑法における「犯罪」を検討するうえで、統一的な不法を出発点に置く必然性はないことになる。

ただし、刑事司法システムからすると､｢環境」に位置付けられる「民事不法」が刑事司法システムに作用し、刑事司法システム内部で処理することは不可能ではない。その意味で、民刑の分化を出発点に据えたとしても､法秩序の統一性的発想に基づいて、犯罪不成立を論じることは排除されず、刑法外の規範を保護することを狙いにして犯罪規定を置くことも排除されないといえる（たとえば、民法との関係では財産犯や、行政法との関係で行政刑法)。

ｲ.刑法規範の名宛人の意義

刑法規範の名宛人を考える上では、犯罪と刑罰の関係をどのように理解するかが重要である。この点に関しては､｢犯罪」は､｢法としての法の侵害」であり､｢刑罰」は、犯罪に対する「反作用」であり、「法の否定の否定」として位置づけることができ、その意味で､｢犯罪」と｢刑罰」はコミュニケーション的関係にあり、国家が規律する法共同体のルールに対する異議が「犯罪」であり、それに対する異議が「刑罰」であるということを論証した。また、刑罰制度を現実のものとして運用するためには、犯罪行為者によって刑法規範が動揺している状態を、犯罪行為者に刑罰を科すことによって回復し、刑法規範が現に妥当していることを確証することが前提にされるべきであるといえる（佐竹 2023:249)。

そして､帰属能力がない者は法共同体のルールに対する異議を示していると評価できないので、刑法規範の名宛人は、帰属能力（行為状況にとって関連する一般的な規範を認識し、そして態度を導く格率を定立する能力）を有する「人格」であり、法共同体の担い手である「市民」であるということを論証した。このような趣旨で、刑法で問題となる法共同体のルールを認識することが不可能な帰属能力を欠く者(責任無能力者などを含む)には刑法の文脈では、規範の名宛人になりえないということになる。

以上のように、私見は、近時のドイツの有力説と同様に、不法と責任の区別に懐疑的な立場に与する。

ただし､本報告では①不法と責任の区別が前提にされているといわれている議論との関係（正当防衛の不正な侵害、共犯論の制限従属形式、刑罰と処分の関係など)、②実務の認定との関係（例えば、責任無

能力と限定責任能力が争われる場面など)、③通説である三段階体系や客観的不法論の沿革について十分に検討できなかった。今後の研究でこれらの課題に取り組む予定である。

文献
佐竹宏章, 2023, 「軽微な窃盗事犯における行為後の被害回復」立命館法学 405/406 号 243-263.
Jakobs, Günther, 1991, *Strafecht Allgemeiner Teil*, 2. Auflage.
Jakobs, Günther, 1992, *Der strafrechtliche Handlungsbegriff.*
Lesch, Heiko, 1999, *Der Verbrechensbegriff.*
Pawlik, Michael, 2007, *»Der wichtigste dogmatische Fortschritt der letzten Menschenalter«?*, in: Festschrift für Harro Otto, S.133-153.
Rostalski, Frauke, 2018, *Zur objektiven Unmöglichkeit schuldlosen Verhaltensunrechts im Strafrecht*, in: Normentheorie und Strafrecht, S.105-118.
Sinn, Arndt, 2007, *Straffreistellung aufgrund von Drittverhalten.*
Walter, Tonio, 2006, *Der Kern des Strafrechts.*

4　個人責任のゆくえ

徳永　元(大阪公立大学)

本報告では、現代社会における個人責任の展開を検討する。ここでは、とりわけ、責任と犯罪予防・秩序維持との関係に焦点を当てる。

１．近代刑法の成果としての個人責任

近代刑法における責任主義は、「責任なければ、刑罰なし」とする原則である。集団に対して個人を重視し、客観に加えて主観を重視するという点で、近代刑法の基本原則としての責任主義とは、個人責任主義であり、個人の主体性を尊重するものである。

19 世紀後半から 20 世紀前半にかけて、古典学派と近代学派とのいわゆる「学派の争い」が展開され、そこでは責任主義の意義も問題とされた。もっとも、この対立は、過去のものとして語られることも多くなっている。ここでは、比較的広く支持を集めている、積極的一般予防論と呼ばれる見解に注目する。積極的一般予防論と整理される諸見解にも、さまざまなものが含まれるところ、本報告では、おおむね共通すると思われる以下の 4 点を確認しておく。第一に、それ以前の一般予防論ないし特別予防論との対比では、犯罪者を含めた国民が、規範的な判断能力を備えた自律的主体であると想定する。すなわち、動物でも持ちうる快／不快や利害ではなく、正／不正あるいは法／不法を弁識し、その弁識に従って自らの行動を制御する能力を持った人格として、国民をとらえる。第二に、犯罪は、法秩序の定める規範に対する違反であることが強調される。すなわち、刑罰は、違反された規範が、それでもなお妥当していることを確証する意味を持つとされる。第三に、責任と一般予防とが統合されるとする。ここで、一般予防として国民に対する犯罪抑止を図る際には、国民の持つこの規範遵守能力にはたらきかけ、規範の内面化を促すこととなる。そして、このはたらきかけは、責任の有無・程度に応じた刑罰によってもっとも有効に果たされるというのが、積極的一般予防論の一つの重要な主張である。第四に、同様のことは、特別予防についても妥当するとされることがある。すなわち、行為責任の有無・程度に応じた刑罰のみが、犯罪者に反省のきっかけを与えることができるということである。これは、近代学派の特別予防論と対比して、積極的特別予防と呼ばれる。

そして、本報告として重要なのは、このような積極的一般予防論において、責任主義は、個人の主体性を尊重する理念と位置づけられると同時に、犯罪予防および秩序維持の論理を支えるものともなっているということである。これは、自律的主体（人格）という、近代法の持っていたもともとの理念を、彫琢させたものと言うべきだろう。

２．個人責任の現代的展開

（１）Judith Butler:主体化＝服従化(subjection、subjectivation)

しかし、責任と予防とを統合させることによる両義性は、刑法学以外においては、むしろ批判的に分析されることも珍しくなかった。

たとえば、フェミニズムの論者として知られる Butler は、「主体の概念は、ある人々によって行為能力の必要不可欠な条件として擁護される一方、別の人々によっては拒否すべき『支配』の記号として罵倒される、という仕方で、近年の理論的な議論の中で論争を引き起こしてきた」と指摘する。彼女によれば、人は主体となることで行為能力（agency）を獲得するのであるが、それは同時に権力への服従化・従属化を伴う。主体は、権力からの呼びかけに対する「振り向き」により形成される。「自分自身に対して振り向くこと」により、権力が内面化され、自己を反省し制限する良心が形成される。もっとも、主体の形成に先立って「内面的なもの」と「外面的なもの」が既に形成されているわけではない。むしろ、この自己制限は主体に先立つ。それは、主体を創始する反省的振り向きを構成するのである。そして、Butler は、この主体の形成は禁止の効果として実現されると指摘する。つまり、彼女にとって、法

的権力、あるいは禁止の権力は、禁止という手段によって、服従化された主体を生産し、再生産するような生産的権力なのである。

（２）Ulrich Beck：個人化（Individualisierung）

ここでは、さらに、社会学の観点から、Beckによる有名な個人化の議論を参考に、社会における個人の位置づけを考察してみる。

『個人化の社会学』の中で、Beckは、個人化の進んだ新たな近代の特徴として、次の２点を挙げる。第一に、個人化はかつて存在した社会的形態の解体を意味している。たとえば、階級や社会的地位、性別役割、家族、近隣といったカテゴリーがますます儚くなることである。そうすると、このような古い生活様式が崩壊しているところでは、どのような新しい生活様式が生まれつつあるのかという疑問が生じるが、それが第二の特徴であり、「近代社会では、新たな要請や統制、制約が、個々人に課せられつつある」。これは、責任との関係では、以下のような帰結をもたらす。「自分自身の人生を生きることには、私的な不運や予期せざる出来事に対して責任をとることが必然的に伴う。概して、これらは個人的な認知というだけでなく、文化的に規定された帰属の様式なのだ」。「自己実現や自己決定は、単に個人的な目標ということでは決してない。それらは、往々にして公的な弥縫策でもあるのだ。それは、すべての部分的システムが、市民は『成熟しており責任能力を持っている』と突然みなすことによって、市民に押しつけている問題の裏の面である」。

（３）現代社会における免責的事情への見方の変化

もちろん、ButlerとBeckという、主たる学問領域も理論的背景も異なる両者の議論を並べることには、注意が必要である。しかし、本報告が指摘したいのは、個人化が進んだ今日の社会において、各人は主体化＝服従化を徹底する非常に強い圧力にさらされており、その反面として、人の抱える免責的事情に了解を示すことが、ますます拒否される傾向にあるのではないかということである。

Beckの個人化の出発点は、社会的地位や家族といった、伝統的なカテゴリーが持っていた拘束力が急速に失われつつあり、代わって個人が自分自身の人生を能動的に形成する存在となっているという点にある。法の遵守についても、同様のことが指摘できるだろう。すなわち、法の遵守について、伝統的なカテゴリーが持っていた公的・私的な権力作用が弱くなるのと相関して、今日ではますます、われわれ個人が一人ひとりの心がけによって法の遵守を徹底するように、期待されているのではないかということである。これは、Butlerの指摘した主体化＝従属化の「呼びかけ」が、今日ではますます強くなっているのではないか、ということでもあるだろう。

このような社会においては、従来、刑事責任の判断に際して、責任を減少させるものと理解されてきた諸事情について、社会的な了解が得られにくくなっているのではないか、という疑いが生じてくる。つまり、個人が主体化＝従属化を強いられている状況において、それを徹底していない他人を部分的にでも宥恕する余裕が、社会になくなってきているのではないか、ということである。

たとえば、自動車運転死傷行為処罰法第４条に定められる過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪は、そのような傾向を示すものとして理解することができる。ここでは、一方で、飲酒酩酊という、伝統的には責任を減少させる事情について、むしろ社会的に厳しい視線が向けられていることが表されている。他方で、「逃げ得を許さない」という規定の趣旨は、行為者における犯行直後の精神的動揺に対して免責的な考慮をしてきた従来の責任論と、かなりの緊張関係にある。

そして、責任と予防とを統合させる理解は、このような傾向と、良くも悪くも親和的であるように思われる。それは、そのような刑罰論ないし責任論で前提とされている自律的主体（人格）が、責任を減少させるような事情とは無縁であるか、あらかじめこれを避けるような人物像だからである。また、犯罪予防や秩序維持の観点からは、行為者の免責的事情を考慮することに、それほど大きな重要性はない。むしろ、行為者の個別的事情に同情を示さないことこそが、規範の妥当をもっともビビットに示すことを可能にするとも言えるのである。さらに、特別予防という観点からも、個人化の進んだ社会に復帰するためには、犯罪者の主体化＝従属化の徹底が不可欠であると考えるのが自然だろう。免責的事情の主張は、責任逃れであり、真摯な反省の態度を示していないものとみなされることになると思われる。

３．個人責任のゆくえと犯罪概念

責任論という観点からは、個人責任という理念をどのように理解するのかが問われることとなる。

一方で、自由な法秩序において、各人が自らの望む社会生活を送るためには、一人ひとりが、自律的主体（人格）として規範を内面化することが要請される。ただし、個人責任のこのような構想においては、個人の抱える免責的事情を考慮することの重要性は、そこまで大きくはないだろう。このような責任論ないし犯罪概念を、望ましいものとして理論的に一貫させるのは、一つの立場ではある。しかしながら、他方で、われわれの知る伝統的な刑法学は、少なくとも理論的には、様々な免責的事情を考慮してきたはずである。この点、伝統的な個人責任論に、どのような意義があったのか、それは本当に明らか

にされているのだろうか。

個人責任の理念をどのようなものとして今後展開してゆくのか、それを犯罪概念の中にどのように位置づけるのか、検討の余地はなお残されているように思われる。

文献

浅田和茂、2022、「責任主義の系譜」『刑事法学の系譜』信山社,29

Buttler, Judith, 1997, The Psychic Life of Power: Theoryin Subjection. （＝2019,佐藤嘉幸・清水知子訳『新版　権力の心的な生　主体化＝従属化に関する諸理論』月曜社.）

Beck, Urlich and Beck-Gernsheim, Elisabeth, 2002,Individualization: Institutionalized Individualism and its Social and Political Consequences. （＝2022,中村好孝・荻野達史・川北稔・工藤宏司・高山龍太郎・吉田竜司・玉本拓郎・有本尚央訳『個人化の社会学』ミネルヴァ書房.）

５　マインドコントロールと刑事責任論―精神障害なき異常犯罪を巡って

本庄　武（一橋大学）

（１）はじめに

近年、それまで犯罪とはおよそ無縁の生活を送っていたにもかかわらず、日常生活全般について強度のしはいを受け、支配者のいうがままに、家族や同居人を殺害等してしまう事件が散見されるようになっている。これらの事件は、心理学的にはマインドコントロールという概念により把握され、裁判所はおおむね異常性を正面から受け止めて、鬱上の犯罪よりも寛大な刑を言い渡しており、その際に責任能力を問題にするのではなく、期待可能性理論に依拠している。

本報告ではこれらの事件を支配服従類型と呼び、これらの事件では、なぜ寛大な扱いがされたのか、責任能力を論じる前提となる精神障害はないのか、また同じマインドコントロールが問題となったオウム事件と扱いが異なるようにみえる点をどう評価するのかについて検討する。

（２）裁判例

①北九州監禁殺人事件

主犯者が、内妻である被告人とともに、知人の不動産業の男性を脅迫と虐待の末に死亡させ､その後、被告人の親族を自宅に呼び寄せて監禁し、脅迫と虐待の末に親族間で殺害させ、被告人の父、母、妹、義弟、甥、姪の計６名を死亡させた事案である。主犯者には死刑が確定している。

内妻である被告人に対して、第一審（福岡地小倉支判平 17・9・28 裁判所ウェブサイト）は、犯行当時、常に主犯者による通電に晒されていたわけではないから、期待可能性理論により責任の軽減が図られるべき余地はないとし、心理学的見地から強度の心理的服従関係を生じさせたという見解も可能であろうが、法的見地からは、主犯者の意図に完全に同調して、それなりに主体的で積極的な意思であったとして、死刑を言い渡した。

これに対して、控訴審（福岡高判平 19・9・26 判時 2144 号 159 頁）は、被告人は虐待の影響により、あるいは主犯者の指示の下、心理面に大きな影響を受け、正常な判断力がある程度低下していた可能性は否定できず、適法行為の期待可能性は、相当程度限定的なものであったと考えられる、として、原判決を破棄して、無期懲役とし、上告審（最決平 23・12･12 判時 2144 号 153 頁）もこの判断を是認した。

②尼崎事件

主犯者が、些細な弱みにつけこんで恫喝・脅迫して家族全体を支配する「家族乗っ取り」を複数回起こし、親族間での暴力を強要したり、飲食や睡眠を制限するなどの虐待を行い、家庭崩壊に追い込み、少なくとも６名を殺害したとされる事案である。主犯者は、未決勾留中に自殺している。

この事件では計 10 名の被告人に判決が出されているが、ここでは、被告人 A が、元妻 C、C の姉 B とともに、B と C の実母を居室に監禁し、継続的に虐待を加え死亡させ、死体を遺棄した事件についてみる。

第一審（神戸地判平 25・10・31LEX/DB25502421）は、本件観点は、学習性無力感ないしは心理的監禁状態などという、専ら心理学上の概念から結論を導いており、責任能力の判断において前提情況となる精神の障害の認定を欠くとした一方で、期待可能性がなかったという趣旨をいうものと理解することもできるとして、責任能力に関する判例（最判平 20・4・25 刑集 62 巻 5 号 1559 頁）にいう、採用し得ない合理的事情が認められない限り、その意見を十分尊重すべきである、とする。そのうえで、被告人 A は、主犯者を恐れながらも、主犯者に依存して生きる道を選択し、その指示に盲従するようになったという面があり、そのような態度が妻であった被告人 C やその姉 B が犯行に加担することになったともいえるので、とりわけ刑事責任は重い一方、被告人 C が受けた虐待行為は苛烈で、犯行当時期待可能性が減少しており、被告人 B も、A 一家の問題に巻き込まれたとの感を拭えないなどとして、被告人 A を実刑、B、C を執行猶予とした。

これに対して、控訴審（大阪高判平 26・10・3LEX/DB25505292)は､責任能力に関する上記判例は、臨床精神医学上の専門的知見を要する精神鑑定等が責任能力の判断において占める位置付けなどを踏ま

えたものであるから、原判決のように、期待可能性判断においてそのまま妥当すると考えてよいかは疑問である、とする。他方で、被告人Aに対する量刑判断について、原判決が指摘する点が、仮に妥当なものであったとしても、その点は主犯者らとの人間関係が形成されたいきさつであるとか、各犯行の遠因ないし発端に過ぎず、被害者の死亡に関する一連の行為に直接的、具体的に結びつくものではなく、主犯者の指図こそが決定的な要因となったことからすると、特に重い刑を選択することを根拠づけるものではないなどとして、A に対する原判決を破棄して、懲役3年執行猶予5年としている。

③篠栗児童餓死事件

3 児の母親である被告人が、幼稚園のママ友である主犯者から、架空の話により多額の示談金等を騙し取られ、夫と離婚し、その後も多額の金銭を主犯者に渡すようになった結果、食事を含め生活全般を主犯者に頼らざるを得なくなり、主犯者の指示で、5歳の3男を虐待し、餓死させた、という事件である。主犯者に対しては懲役15年の判決が確定している。

被告人に対して、第 1 審（福岡地判令 4・6・17 裁判所ウェブサイト）は、共犯者から数々の嘘によって経済的に搾取され、心理的にも支配されて、生活全般を実質的に支配されていたことが犯行に及んだ主な要因であり、被告人の意思決定を強く非難することはできない一方、子供に十分な食事を与えることは同居親として絶対に果たさなければならない本質的かつ基本的な責任であり、自身のスマートフォン内に共犯者に対する不満を記すなど、自分で考えたり判断したりする能力は残されていたことなどからすると、一定の非難は免れないとして、懲役 5 年とし、この判断は控訴審でも是認され、判決が確定している。

（3）マインドコントロールと精神障害

上記の裁判例では、様々な心理学的概念を用いて心理状態の解明を試みる鑑定が実施されているが、それらは広くいえばマインドコントロールの問題といえる。

この概念は、カルトについて考察する中で生まれたものであるが、スポーツや研究など向社会的な活動に打ち込むことも一種のマインドコントロールともいえるとされる。依存性パーソナリティ、強い愛着不安、高い被暗示性、バランスの悪い自己愛、支持環境の脆弱さなどの特性を有する人が、外部世界から遮断され、視野の一点集中状態となり、小集団と排他的関係を持ち、その集団を支配するルール、価値観に支配された状態になると起きるとされる。また虐待を伴うことで強制される面があるともされる。

心理学的な解明であるため、心理メカニズムの解明ではあっても、支配服従の程度の解明ではないように思われる。他方で、責任能力鑑定は、精神障害の存在を前提としており、精神医学上確立した病態像への当てはめが行われる。マインドコントロールを受けた状態は、異常心理であり、近時、精神障害概念の外延が広がっていることからすると、その背景に精神障害が存在する可能性はある。しかし診断が確立していなければ、その障害が犯行時の心理状態にどう影響したかを経験的に判定することも難しい。そのため、②大阪高裁が指摘するように、前提条件等に問題がなければ鑑定意見を十分に尊重すべきとの前提が欠けており、マインドコントロールを受けていたことが責任能力に影響するとはいえないと思われる（本庄・後掲の見解を改める）。

（4）期待可能性判断

過去の類似事件では、物理的に脱出可能性があったこと、支配者の霊力に疑問を抱いたことがあったことから、犯行への特段の影響が否定されていた（仙台高判平 9・3・13 高裁刑速（平 9）143 頁）。それに対して、上記で言及したように、現在の裁判例の大勢は支配服従関係がある場合に、期待可能性の減少を肯定している。

期待可能性の標準を巡っては、判例・通説は一般通常人を被告人の立場に置き換えた判断を行っている。他方で、責任能力は伝統的に行為者基準による判断を暗黙裡に前提としてきた。病気か人格かの二分法である。しかし、マインドコントロールが問題となる事例は、それを被っていない人を基準に考えるのはナンセンスであるし、影響を受ける度合いが人により異なる以上、マインドコントロールを受けた一般通常人であればどうだったかを考えることも困難に思われる。こうした場合は、鑑定を手掛かりに、責任能力判断に近い判断が必要となり、病気と人格の二分法の見直しを要請しているように思われる。

（5）オウム事件との異同

オウム事件の裁判例（東京高判平 18・3・15 判タ 1223 号 312 頁）でも、マインドコントロールを受けている前提で、なお期待可能性があるかを判断しており、その意味で行為者自身を基準とした判断をしていたといえると思われる。

支配服従類型との違いは、積極的に支配者の価値観に同調したのか、虐待等により従わざるを得なかったのかにあったと思われる。しかしそれだけでなく、判断方法にも微妙な違いがみられる。オウム事件では、許されない行為であることを認識していたこと、自ら形成した価値観に問題があったことを指摘して、期待可能性の減少が否定されていたのに対し、支配服従類型では、行為者自身が自律的判断で行動したことがあったことを指摘しているし、生き

方を自ら選択したことは犯行の遠因にとどまるとされている。オウム事件では自己責任パラダイムに固執されていたように見えるのに対し、支配服従類型ではそれが困難だと考えられた可能性がある。

（６）おわりに

マインドコントロールの問題は、刑事裁判の心理主義化の一側面であるといえる。ただし通常、心理主義はリスクパラダイムと結合するが、支配服従類型では、支配者との関係が解消されれば、リスクのない状態に戻る可能性がむしろ高い。マインドコントロールを受けるリスクは、むしろ社会全体で引き受けるべきものであるということかもしれない。

文献

岡田尊司, 2016, 『マインド・コントロール〔増補改訂版〕』文芸春秋.
本庄武, 2015,「責任能力と期待可能性の関係」新・判例解説 Watch17 号, 191-195.

６　指定討論

松宮　孝明(立命館大学)

（１）本セッションで語られたこと

第１報告は、民事における不法行為と刑事における犯罪との分化の経緯を検討することにより、国際刑法のレベルをも含む刑罰権の淵源を検討する。

ここでは、部族内でのまたは部族間での紛争という意味を持つ加害行為についての責任が、古代中世の民刑が混在した状態から、部族に超越する国家権力の確立過程で次第に被害者への賠償責任と治安を司る国家に対する責任に分化（分岐）していく沿革をなぞり、国家を超える国際的刑罰権の根拠を探ることが課題とされている。

第２報告は、犯罪論における「構成要件該当性」、「違法性」、「責任」の三段階体系に対して、「責任なき不法」の承認に対する疑問などから、犯罪を要素の統一体として捉え、刑事法独自の「不法」を観念する見解を対置し、責任（能力）なき「不法」の意味および民事・刑事の不法論の異同を問う。

ここでは、現在、圧倒的な通説とされている三段階体系を相対化し、民事不法と刑事不法のシステム的な相違を前提にしてそれぞれの不法概念を論じること、および妨害予防・妨害排除請求権ないし自己所有物の返還請求権の前提となる「違法状態」の持つ意味と、請求に対する不作為を含めて「違法状態」を惹起しまたは継続する故意・過失の責任を前提とする「刑事不法」の相違を説明することが課題となる。あわせて、正当防衛の対象となる「不正」に「責任なき違法」を含むのかという論点もある。

第３報告は、個人責任とそれにもとづく犯罪概念がどこへ向かうべきなのかを検討する。そこでは、現代の刑法理論では責任と（おそらく行動を統制するという意味での）予防が統合されているという前提に立ち、個人責任論は Judith Butler によれば個人の主体的な（と思わされた）国家への服従化を伴い、他方、Ulrich Beck によれば、自己責任論による問題の個人への押し付けの側面を有する。そこから、報告者は、従来は刑事責任の判断に際して責任を減少させるものと位置づけられてきた諸事情について、社会的な了解が得られにくくなっているのではないかという仮説を提起する。そして、ここでは、責任と予防とを統合させる理解はこのような傾向と親和的であるとされるのである。

第４報告は、いわゆる「マインドコントロール」によって家族の生命を奪ってしまったと思われる事例を素材に、内的にも外的にも精神障害を惹き起こすような要因が認定されないにもかかわらず、通常の精神状態では起きがたい犯罪が起きた場合に、これを刑事責任論はどのように評価すべきか、という問題を扱う。もっとも、報告者は、異常心理の背景には精神障害が存在する可能性があるとする仮説を前提に、裁判例の多くは期待可能性の減少を理由とする軽い量刑をしているが、期待可能性は一般通常人を基準に判断されるのに対し責任能力は行為者個人の事情を前提に判断されるのであり、マインドコントロールのような異常心理が問題となる場合は責任能力判断に近い判断が必要になると主張する。そこでは、オウム事件に見られるようなマインドコントロールとの対比も、問題とされている。

（２）近代的刑罰権の確立と民刑の分化

第１報告に関しては、国家による刑罰権の独占への歴史的発展をどのように見るかが問題となる。刑罰権による部族間紛争への王権の介入を契機としつつ部族内紛争へも王権が介入し領主刑罰権を奪っていく過程を、既存の刑罰権の吸収ではなく王権固有の権利（神授の権利）と解する見解があったのと同じように、国際刑罰権についても、個別国家の刑罰権の吸収ではなく「国際社会」固有の刑罰権と解し得るか、つまり同じことが、EU や国連、国際刑事判所などのような超国家的組織でも起こり得るかが検討課題となるように思われる。

（３）「責任なき不法」と民刑の不法

第２報告に関しては、「行為規範」と「違法状態」の関係をどのように理解しているかが問題である。犯罪は「行為」でなければならないので、刑事不法が妨害排除・予防請求権の対象となる「違法状態」にとどまり得ないのは当然であるが、「犯罪」は「違法状態」の客観的帰属としての「違法行為」と解することは可能であり、そこに、民刑の共通の基盤があると考えることは可能であるし、そうすべきであると思われる。

あわせて、報告者には、(治療ないし保安の) 処分を刑法の効果と位置づけるべきか否か、共犯の制限従属性の考え方を否定するか、そのほか刑法学において三段階体系が通説化した理由をどう考えるか、「違法」と「責任」の区別を否定するのであれば、ヘーゲル学派体系においても「客体」と「主体」の区別はあることをどのように考えるのかという各論的検討が待たれる。

（4）個人責任と従属ないし自己責任

第 3 報告については、そこにいう「予防」をどのように定義しているかが問題となる。それは、「積極的一般予防」と「応報」との関係をどのように理解しているかという問題に波及する。近年の「積極的一般予防」より派生した「規範維持的予防論」では、「予防」はもはや犯罪者や一般人の行動を統制するという意味ではないことを、どのように理解しているのかが問われるのである。

他方で、社会復帰・再社会化における「主体性」と「服従化」との関係が問われる。ここでは、社会の行為規範を破った人物に「主体性」もないと「他者による管理」の客体になる（つまり「措置入院」等のように直接の強制の対象となる）ことをどう考えるかが問題である。

「主体性」と紛争の「行為者帰属」による「自己責任化」との関係では、その側面があることは否定されないが、他方で「自己責任」だからパターナリズム的介入は拒否されることをどう考えるのかという問題がある。

（5）責任に対するマインドコントロールの影響

第 4 報告では、「期待可能性の標準」においては何が「標準化」されていると見ているのかが問題となる。期待（不）可能性とは、そもそも、行為者が主体（＝責任能力者）であることを前提とした「付随事情の異常性」による紛争説明であり、事態は異常な付随事情によるものとする処理である。したがって、そこでは、規範心理的（＝倫理的）能力のみが標準化される。

他方、責任無能力は、「精神の障害により」是非弁別ないし制御のいずれかの能力が行為者にないことを前提として事態の処理を「刑罰」ではなく「医療」(「未熟」の場合は「教育」) に委ねる制度である (「診断と治療」の発展が事実として「責任無能力」の範囲を広げることはあり得る)。

したがって、「精神の障害」がないとされる成熟者が（シュタシンスキー事件・オウム事件のように）「倒錯した世界観」に基づき犯罪をした場合は、期待可能性の問題でも責任能力の問題でもない。こうした制度の相違を前提にした上で、マインドコントロールに陥りやすい行為者に事実として何らかの精神疾患があり得ることは事実として否定されない上に、これに対応する「医療」が発展すれば、それが責任能力の問題となる可能性も否定されない。もちろん、マインドコントロールによる犯罪を「付随事情の異常性」で説明して処理する可能性も、否定されない。本報告については、こういった方向での問題の整理が検討されてよいのではないかと思われる。

（6）本セッションに通底する問題

刑法は「刑罰」という法効果を持つ法である。本セッションに通底するのは、「刑罰」とは何か、このような法効果を発生させる「刑事責任」とは何か、その対象となる「犯罪」とは何か、その際の「刑罰」権の主体は誰かという問題意識である。

7　総括

「犯罪概念の変容と責任論の発展」という観点から、不法と犯罪に関する検討のみならず、刑事責任が向かうべき「方向性」や責任論の「在り方」について考察してきた 4 本の報告は、広域に亘っており、一見するに別に存在しているようにも捉えられる。また、4 本の報告は、各テーマについて、それぞれ法制史学、理論刑法学、学説に対する仔細な分析、具体的な判例研究を介した刑事政策論・広義の犯罪社会学的視点からの考察を行うといった方法を用いており、分析手法においても―当然のこととはいえ―大きな相違がみられた。

しかし、各別のテーマに関し本セッションでは、過去、現在における―従来の学説や判例に関する精査を介して―解決されるべき課題を指摘し、各考察を踏まえ「今後の刑事責任論を展望する」という点において通底する視座が確認され、さらに報告のなかで―従来の学説判例とは異なる―緻密な分析や理論構成に基づく独自の見解が示されており、これらの点では共通点が認められた。

テーマと研究方法こそ異なるものとはいえ、こうした機会に同一の場において、理論的・学際的観点から刑事責任論に関する今日的問題を指摘し、その方向性や在り方について一定の結論を得ることができたことは意義深いものであったと考える。

指定討論やフロアからの質疑応答を通じて得られた有益な示唆や知見を今後の研究へと繋げていきたい。

［文責］

1 本テーマセッション企画趣旨「第 2 報告」報告概要及び「3」: 佐竹宏章、1 同企画趣旨「第 3 報告」報告概要及び「4」: 徳永元、1 同企画趣旨「第 4 報告」報告概要及び「5」: 本庄武、「6」指定討論：松宮孝明、上記以外のすべて：安藤泰子。

テーマセッションＥ

非行少年の被害体験と少年院における矯正教育
非行少年の被害の埋め合わせに向けた課題

コーディネーター・司会：岡田　行雄（熊本大学）
話題提供：中村　すえこ（NPO「セカンドチャンス！」）
安西　敦（京都弁護士会）
都島　梨紗（岡山大学）

１　企画趣旨

本セッションでは、近時、様々な被害を受けながらも、その被害からの回復に向けた支援を受けられていない非行少年が少なくないことが示されるようになったことを受けて、報告者が、少年院における矯正教育の課題を提示し、これに基づいて、非行少年に積み重ねられていると考えらえる様々な被害を埋め合わせる方向で、これからの少年院における矯正教育の在り方について、参加者と議論する場を作ろうと考えて企画された。

２　非行少年の被害を踏まえて少年院に求められること

中村　すえこ（NPO「セカンドチャンス！」）

少年院での在院経験に照らすと、少年院では自由がなく、早く出ることばかり考え、自らの非行に反省していないままだった。過ぎてみると、在院期間は数日程度の実感しかなかったが、実際には１年も経過しており、元のグループには居場所はなく、２度目の逮捕を経験した。その後、自分の生きる意味を探そうと決意し、30 歳のとき、少年院在院経験者からなる NPO「セカンドチャンス！」を設立した。

そのおかげで、他人に少年院にいた時代を語れないという「偽りの自分」から解放され、楽になった。現在では、自分の過去を活かし、様々な少年院で、「人は変われるよ！」と伝える活動と、少年院を出院した少年たちとのつながりを保ちつつ、彼ら・彼女らの居場所作りの活動を行っている。

その中で痛感することは、そうした非行少年たちが、社会生活において様々な被害を受けてきたこと。少年たちは、加害者である前に被害者なのだ！しかし、少年たちは悶々とした思いを抱えている。例えば、性的虐待を加えていた父を刺した少女は、その虐待被害を幸せな母には言えなかった。信頼できる大人と出会えなければ、こうした被害を打ち明けることはできない。少年院は、被害が積み重ねられてきた非行少年たちが、初めてそうした信頼できる大人と出会える場所だと言える。

もっとも法務教官がいきなり信頼できる大人と少年に映るわけではない。在院している少年たちが、法務教官を敵ではないと気が付き、安心できる体験が積み重ねられていって、初めて法務教官は信頼できる大人となる。

在院していた少年たちが出院した後、社会が全く何も変わっていないことはとても厳しい。そこで、そうした社会を変えようという映画を作って、非行少年に積み重ねられた被害に手厚い支援をしてくれる人々を増やそうと努めている。

「セカンドチャンス！」のメンバーとして、少年院における教育を見たときに、欠けていると思われるものは、SNS に関する教育。出院後は、直ちに SNS を通して、闇バイトの誘いがやってくる。これに乗らずに済む様々な方法を少年院で学べるようにすることが必要ではないか。

３　少年院における被害がもたらす立ち直りの阻害

安西　敦（京都弁護士会）

少年院における被害とそれにどう向き合うべきかを考える素材として、付添人として関与した、在院少年による法務教官への暴行傷害事件を取り上げる。

そもそも、この少年には虐待被害が積み重ねられており、最初の非行で当時の中等少年院、２度目の非行で当時の特別少年院にそれぞれ送致された。この特別少年院からの仮退院が見えてきた頃に、急に母親がこの少年の引き受けを拒んだため、仮退院ができなくなったところで、規律違反が見つかり、少年は自暴自棄になり、保護室収容が繰り返されるようになった。そして、法務教官から声をかけられても、少年にとっては、その全てが嫌がらせにしか受け止められなくなってしまい、教官に暴行した行為が、事件として立件され、警察が捜査を開始した。これが、捜査機関における身体拘束を伴わない在宅事件として処理された結果、さらに少年院で４か月も空虚な期間を少年は過ごすこととなった。

家裁に送致され、付添人と少年との間で、少年院にいた際の荒れていた心情を整理し、母からの自立をテーマに話し合える状況になった。家裁に対して、付添人は、仮退院直前に引受先がなくなったのは少年にはどうしようもない事情であって、少年が荒れたのはやむを得ない事情があるし、しかも、事件後、４か月以上にわたって少年院に留め置き、長期間の保護室収容をさせた等との理由から、不処分もしく

は、少年院に送致するにしても短期処遇に止めるべきと求めた。結局、再び少年は特別少年院に長期処遇で送致されることとなった。

その後、元付添人という形で、少年とは月１回少年院で面会を続け、少年院と連携して帰住先を調整し、少年の帰りを待っている旨メッセージを送り続けたところ、少年は最短の期間で進級し、順調に仮退院することができた。仮退院後も、色々とトラブルがありながら、元付添人として支援を続け、少年は自立に向けて生活を立て直していった。

このケースからは、少年院に収容されているために問題意識のないままに捜査を急がなかった捜査機関、無駄な収容期間が延びるのを分かっていて捜査を急がせたり、弁護人の選任を促そうとしなかった少年院、少年が追い込まれた状況に目を向けずに少年の非行だけを取り上げた家裁、少年院における権利侵害を少年が相談できるシステムを作っていなかった弁護士会には、少年が受けてきた被害を受け止めようとしなかった弊害を指摘することができる。これらの機関は、あまりにも少年が受けた被害に無関心だったのではないか。

少年が成長するためには､少年の被害を受け止め、寄り添う誰かがいることが重要である。そして、その被害を埋め合わせるには長い時間がかかる。

文献

安西敦，2023,「弁護人・付添人から見える被害②　少年の被害を受け止めないことによる二次被害」岡田行雄『非行少年の被害に向き合おう！』現代人文社.

４　少年院における少年の犯罪者化とその構造

都島　梨紗（岡山大学）

本報告は、少年院出院後の若者の困難に焦点を合わせた研究によるインタビューから、少年院における矯正教育ならびに非行少年処遇を捉え直そうとすることを目指していた。本報告では､「犯罪者である私」を内面化することによる不利益を増幅させる可能性があるとし、現状の非行少年処遇に対する対案を示そうとした。引用したインタビューでは、少年院出院者である若者が、少年院での経験を自己責任として受け止めている様子が見られた。､

具体的には、土曜日に少年院の寮内で他の在院者と口論になった際に、若手の法務教官が対応したことから懲罰対象となり、在院期間が１か月延びた。これに当初は納得がいかなかったが､今では､「僕が悪かった」「すべての原因は自分にある」と考えるようになった。

サイクスによれば、刑務所は様々な矛盾を抱えつつ、社会のリアクションと密接に関係しあいながら運営されている。これを前提にすれば、先に紹介した事例については、在院者の運が悪いわけでも、若手の法務教官が悪いわけでもないといえる。

また少年院では 1997 年以降、贖罪教育プログラムが､「被害者の視点を取り入れた教育」として実施されていった。それは、自らの加害行為を顧み、反省し、被害者に共感することを主たる指導目標に設定するものであって、在院者を「加害者」として固定化し､「犯罪者である私」を強固に内面化させる営みであったと言える。

パートナーから DV を受けた女性出院者は、自らが受けた被害を被害として十分に認識できないまま、そこから生じる様々な不利益を受け入れる状況であった。即ち、経済的困難、シングル子育て、精神的ストレスなどにより積み重なる「苦しみ」へと鈍感になり､「助けて」が言えない状況になっていた。このような困難についても､「犯罪者である私」を内面化させる処遇スタンスにより引き起こされているといえる。

そこで、現状の少年院における非行少年処遇の暫定的なオルタナティブとして、報告者は様々な側面を持ったインターセクショナリティな存在として少年を位置づけることを提案した。言い換えれば､「非行少年」というカテゴリを解体して、当該個人のおかれた複雑な現実を複雑なまま把握しようとする営みの提案である。なぜなら､「非行少年」というカテゴリではその加害者性が強調され､「犯罪者である私」への内面化が加速されるからである。それゆえ、被害者性をはじめとする、多様な現実が切り落とされてしまう。本報告ではさいごに、インターセクショナリティな取組みの事例として、福岡少年サポートセンターの実践を取り上げている。

文献

Collins.P.H. and Bilge.S.,2020 , Inrtersectionality(2nd edition).:Polity Press Ltd,Cambridge.（小原理乃訳、下地ローレンス吉孝監訳 2021『インターセクショナリティ』人文書院。
Sykes.G.M.,1958, The Society of Captives ,Prinston University Press.(長谷川永・岩井敬介訳，1964『囚人社会』日本評論社)
都島梨紗，2021,『非行からの「立ち直り」とは何か　少年院教育と非行経験者の語りから』晃洋書房.
都島梨紗，2023,「少年院出院者の語りから捉える見えざる「被害」」岡田行雄『非行少年の被害に向き合おう』現代人文社.

５　少年院における非行少年に累積する被害の埋め合わせに向けて

岡田　行雄（熊本大学）

非行少年には、様々な被害が、その被害を埋め合わせるような支援も受けられないまま累積されていることが少なくない。

こうした被害の多くは、犯罪被害とも言える。しかし、たとえ虐待被害であっても、これを単純に虐待者の行為によるものであって、行為者が法に定められた損害賠償などを行えば、その被害の救済がなされたと捉えるべきではない。国は、少なくとも、こうした犯罪被害をもたらす不作為の共犯と言える。そして、非行に走ってしまうと、被害者としてではなく、非行少年としての処分を受けることがまず優先される現状がある。非行少年がその被害を受忍させられることは妥当と言えるのかが問われる必要がある。

非行少年に積み重ねられた被害を放置することが妥当ではないとするならば、少年院送致という保護処分は、そうした被害を埋め合わせるものの一つと言うことができる。

しかし、少年院においても様々な被害を受ける場合がある。虐待被害、長期収容の被害、被害を自己責任として受容させてしまう被害などがそれである。これらの被害は顕在化しにくい。しかも、少年院に送致される少年達の多くには、非行事件以前にも様々な被害が積み重ねられていることが少なくない。被害感情が強い少年が少年院で十分な被害の埋め合わせを受けないままにさらに新たな被害を受ければ、さらに被害感情を募らせ、自己の非行についての内省にはなかなか到達することができないことも懸念される。

したがって､そうした被害の埋め合わせがあって、初めて、自己の非行が与えた被害に目を向けることができるようになる可能性が生まれるのではないか。そして、それによって再非行の危険性を低下させることも可能になる。

少年院における被害の埋め合わせの法的根拠については、ハンセン病者の家族に国による損害賠償を命じた判決（熊本地判令１・６・28）が参考となる。同判決によれば、少年院において非行少年が受けた様々な被害が誤った政策によって生じたものである限り、それを埋め合わせる義務が国に生じるからである。また、障がい者の権利条約や子どもの権利条約からも、それは根拠づけられ、条約尊重義務を課す憲法からも根拠づけることができる。

なお、特定少年の場合、受忍されるべきではない被害が、一般の非行少年の場合以上に、さらに積み重ねられていると考えられるべきであり、そうした被害の埋め合わせを特定少年であることを理由に行わないとすれば、それは合理性を欠く異なる扱いであって、憲法 14 条違反と言える。

積み重ねられた被害が犯罪被害であれば、犯罪被害者等基本法３条が、被害の埋め合わせの根拠に加えられ、少年法や少年院法からも、それは根拠づけられ得る。

これを踏まえて、少年院には、少年が受けてきた被害を少年院の中で封印させない教育、自立準備ホームなどの様々な社会での少年の受け皿との連携、少年が持つ被害感情への寄り添いと手当てが求められる。

文献

岡田行雄，2023，『非行少年の被害に向き合おう』現代人文社.

６　議論

以上の報告を受けて、フロアからは、本 TS でテーマとしている非行少年に積み重ねられた被害とは何かについて質問があった。これに対して、犯罪被害を中心に、必ずしも犯罪とは認定されない行為による被害も含まれるとの回答があった。しかし、問題は、非行少年が受けた被害を全てカミングアウトしているわけではなく、この顕在化されていない「被害」をも問題とする場合、それを無理やり顕在化させることが妥当なのかも、フロアからは問われた。また､主観的な被害感をも､被害と捉えた場合には、広すぎないかという指摘もなされた。

さらに、非行少年に積み重ねられた被害への埋め合わせとは、支援や援助などの概念とどう違うのかという質問もなされた。これには、支援や援助といった「手垢」のついた概念ではなく、被害を、ある種の「掘られた傷」とイメージし、その損傷を埋めるということを含意して、埋め合わせという言葉を選んだ旨の回答があった。

少年院の矯正教育で少年が全てを自己責任と受け止めるようになってしまうという問題は、少年院の教育だけではなく、学校教育にも妥当するのであって、いわば自己責任論の亜種と言えるのではとの指摘もあった。

また、非行少年に様々な被害が積み重ねられているとして、そうした被害に、社会に対しては閉じられがちで、必ずしも社会とのつながりを十分に持っているわけではない少年院が対応するにもある種の限界があるという旨の指摘もあった。

今回の TS を通して､非行少年には様々な被害が積み重ねられていることは、報告者と参加者との間で共有されたように思われるが、こうした被害は、カミングアウトできないものも含めて多様なものが複雑に積み重ねられたものであって、それにどう向き合うべきか、という点から、議論を丹念に積み重ねていく必要があることが明らかになったと言えよう。

テーマセッションF

社会復帰支援の困難と自助グループの役割
～外部交通と身元引受～

コーディネーター・司会：風間勇助（NPO 法人マザーハウス）
話題提供：五十嵐弘志（NPO 法人マザーハウス）
石塚伸一（刑事司法未来）
中谷こずえ（中部大学）
西原実（大阪保護観察所）
水落盛稔（NPO 法人マザーハウス）
水藤昌彦（山口県立大学）
吉田緑（中央大学大学院）

1　企画趣旨

NPO 法人マザーハウスでは、再犯防止が声高に叫ばれる近年において、社会復帰支援にはどのような困難が生じているのかを当事者の視点から考え、実際に支援を行ってきた。受刑中から出所後までの多くの場面において、社会復帰には対人援助による福祉的な支援、あるいは生活を支える支援が必要となる。例えば、逮捕時に勾留されることにより、携帯電話の契約やその他の契約を停止する機会、あるいは運転免許証等を更新する機会を失い、受刑中あるいは出所時に再度契約や更新の手続きをすることができずに、そのことが社会復帰上の困難に直接影響する。あるいは、健康管理においても、自身が抱える病気や障害等に対する適切な治療が受けられず、健康状態の悪化も出所時の社会復帰のスタートにおいては大きな遅れや障害につながる。

このような中でNPO 法人マザーハウスをはじめとした、民間の自助グループや支援団体が大きな役割を持つのではないだろうか。当事者の社会復帰の体験やノウハウが同じ当事者、あるいは更生保護や関係機関に共有されることが、今後の社会復帰支援において重要と考えられる。しかし、受刑者とつながる支援の回路となる文通や面会といった外部交通には、民間の自助グループが入っていくことが難しい現状がある。家族・親族や弁護士等でなければ多くの場合面会は不許可とされる。そして、着の身着の儘出所してきた人で特に社会復帰が困難なケースほど、民間の支援団体が都合の良い受け入れ先のようになっている。もっと早い段階から支援に関わっていれば、関係機関とスムーズに情報共有ができていれば､できるサポートが違ったというケースが多い。

そこで、本テーマセッションでは、社会復帰支援にはどのような困難があるのかを当事者の視点から改めて更生保護や福祉の関係者・研究者と共有し、自助グループだからこそできる支援とは何なのか、現行の制度にはどのような課題があるのか等を議論したい。

2　話題提供者より

ラウンドテーブルの冒頭では、吉田緑氏から、受刑者との面会について、かつての「行刑改革会議提言」から外部交通や面会がどのように言及されていたかの確認がなされた。同提言では､「受刑者について、現在の運用を改め、友人、知人との面会を積極的に認めていくべき」ではあるものの、「自由刑が、社会からの隔離及び自由の剥奪を目的としていること、また、その改善更生及び円滑な社会復帰の促進を目的としていることにかんがみれば、友人、知人との外部交通についても、無制限に認めるべきではなく、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するために有益な場合に認めることが相当である」としている(「行刑改革会議提言～国民から理解され、支えられる刑務所へ」、p.23)。

さらに吉田氏は、NPO 法人マザーハウスでの関わりを通じて知り合った「友人」の受刑者 A さんとの面会を試みたが、刑務所側から拒否された経験について共有した。その理由は「文通の回数が少なく、手紙のやりとりの質が低い」とのことであったという。面会に同行した支援者の異議申し立てにより、最終的には吉田氏の面会は許可されたようであるが、面会の許可･不許可に関する運用に対し疑問が残る。つまり､「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」111 条にもある､「受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資する」ような「友人・知人」とはどのような人物であり、そしてその関係性をどのように（客観的に）示すことが可能だろうか。文通の回数や質とは何か、基準となる回数があるのか、そもそも面会とは何のためにあり、運用はどうあるべきなのかなど、多くの疑問が話題提供された。

続いて水藤昌彦氏は、友人・知人ではなく､「支援者」の立場から外部交通や面会の必要性について説明した。社会復帰を支援する際に、釈放前に受刑者と面接をする意味は主に２つあるという。１つは、「支援者側が受刑者を知る」こと、そして「受刑者

の側に支援者を知っておいてもらう」ことだ。釈放前に一度顔を会わせておくことは、出所後の支援者/被支援者の関係性に影響がある。また、支援者側が受刑者を知る必要性としては、釈放後に受刑者を受け入れて入所あるいは通所してもらう際に、他の利用者との相性を判断したいということがあるのだという。実際に顔を見て話をすることで、人柄やコミュニケーションに課題がないかどうかなど、手紙では判断できない事柄がわかる。そのため、一度会っておく必要性は、支援者の側からも強く求められる。

しかし、支援者側の面会が拒否され、理由が開示されないこともあるという。再犯防止推進法などでも医療・福祉機関との多機関連携が求められており、福祉の側からすれば刑事政策上必要とされていると感じているにも関わらず、刑事施設に赴いて面会しようとしたら不許可になる、そして理由がわからないというのは深刻な状況ではないか。施設側の事情もあるのであれば、不許可になるとしても説明がほしいところである。

中谷こずえ氏は、看護師の立場からマザーハウスと関わりのある受刑者の健康相談などにあたっている。中谷氏は、20 通以上文通をしている受刑者との面会のため刑務所に出向いたが、文通の回数が少ないという理由から面会が不許可となった。文通をしていたその受刑者が抱える深刻な健康状態に対して、必要な検査がなされていないことのも問題に感じているという。できる治療があるにもかかわらず、それがなされずに万が一にでも亡くなるということは、絶対にあってはならないのではないか。健康相談にあたるうえでも、手紙だけでなく面会の必要性は大きい。

水落盛稔氏は、服役していた経験の中で、当時 20 人ほどいる工場の中で、面会に来ていた受刑者は 2〜3 人、手紙が来ている受刑者は 4〜5 人、それ以外は手紙も面会も何も来ていなかったという。だからこそ、マザーハウスの文通プロジェクト、あるいは毎月送っている会報誌は大変喜ばれているようだ。また、家族や親族からの手紙や面会がない受刑者、すなわち何かあった時に外に訴え出ることができない受刑者に対する刑務官の態度は明らかに違った（厳しいものだった）という。

西原実氏は、マザーハウスから受刑者との面会ができないことの相談を受けていた中で、仮釈放者の身元引受人になることで面会が可能になるのではないかと提案した。マザーハウスでは、出所された方の生活再建、身元引受に必要な住居などの諸条件を整えたが、最終的には保護観察所との信頼関係を築くことができなかった。出所後の生活を丸抱えすることになるからこそ仮釈放者の身元引受人となることのハードルは高いが、身元引受人にさえなれれば面会は可能となるはずであるという。そのためには、保護観察所との信頼構築が必要である。

石塚伸一氏は、面会ができる「受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資する」人物については、施設側が確認できるかどうかで判断されると説明する。より広くいろんな人が会いにいけるようになるべきではある。既に共有された面会が不許可となった事案は、違法ではないにしても極めて不誠実であることは確かだ。しかし、不誠実でも違法でなければ良いというのが法務省の姿勢だろうという。旧監獄法では、受刑者が自由刑の刑罰下にあるというのは無権利状態で、そこから少しずつ恩恵として権利や利益を与えていくという構造であった。それでは良くないということで、様々な改革の中で、制限される権利はあってもそれ以外の権利は認めるという考え方になった。しかし、現場は納得していないのではないか。特に面会は、以前に比べれば広い範囲で認めるようになったが、改革からある程度時間が経ち、現場での運用の中で元に戻そうという力が強まっているように感じるという。なお、ヨーロッパでは、中にいる受刑者の面会の権利ではなく、外にいる家族の側が会う権利という捉え方をしている。

3　議論

フロアとの議論の中では、様々な支援の現場で抱えている悩みや、服役経験の当事者たちからの経験が共有された。現状の制度の中で、マザーハウスのような民間団体が施設との信頼構築に努め、強かに戦略的に対応していける部分もありながらも、どこかで改善すべき制度は訴訟を起こすなど変えていく動きも必要であるという認識を共有した。

※本テーマセッションでは、NPO 法人マザーハウスの五十嵐弘志氏は都合により欠席となった。

テーマセッションG

日本犯罪社会学会の創成期を語る

コーディネーター：岡邊　健（京　都　大　学）
司会：佐々木光明（神 戸 学 院 大 学）
話題提供：横山　實（國學院大學名誉教授）
斉藤　豊治（甲南大学名誉教授）
細井　洋子（東洋大学名誉教授）

1　企画趣旨　　岡邊健（京都大学）

1974 年に設立された日本犯罪社会学会は、今年度、記念すべき第 50 回大会を迎えた。本学会は今日、犯罪・非行問題について社会学的・刑事政策学的な見地から研究活動を行う日本を代表する学会となっているが、ここに至るまでに、数多くの会員によるたゆまぬ研鑽があったという事実を決して忘れてはならない。そこで、第 50 回大会の開催を記念する研究委員会企画テーマセッションとして、「日本犯罪社会学会の創成期を語る」場を設けることとなった。

この 50 年間を振り返る有意義なセッションにご登壇いただく方々として、研究委員会では以下の三氏にお願いすることとなった（なお記載は報告順である。本頁「話題提供」記載順も、五十音順であったプログラムから、報告順に修正している）。横山氏からは、学会創設時より長く庶務委員を務めたご経験などを踏まえて、当時の経緯について具体的なお話をいただくこととなった。斉藤氏からは、自身の研究スタイルに大きな影響を与えた、「法学と社会学の交わる場」としての本学会の意義などについて触れていただくこととなった。細井氏は言うまでもなく『犯罪社会学』というタイトルの単著をお持ちの数少ない研究者のひとりであり、そうしたお立場から学会への思いを語っていただくこととなった。

司会については、研究委員会からの強い要望により、話題提供をいただく 3 会員が理事をなさっていた時代に委員として本学会の運営に関わり、その後長きにわたって理事を務められた佐々木光明氏にお願いすることとした。そして、コーディネーターと司会との間での打ち合わせを通して、過去の史料から、本セッションの柱となる論点を導出した。それは、1970 年代に影響力を持っていた「ラベリング論」の位置付け、「社会学（者）と法学（者）のバランス」、そして「研究者と実務家のバランス・連携・協働」の 3 つである。これらを軸に話題提供をいただいた後、登壇者間で、そしてフロアからの意見もいただきながら、ラウンドテーブル形式での活発なご議論をいただいた。以下、時間の都合上、当日には十分に説明しきれなかった点についての各氏の補足説明を補いつつ、その内容を紹介する。

2　テーマセッション「創立 50 周年　日本犯罪社会学会の創成期を語る」　　横山實（國學院大學名誉教授）

本セッションでは、若手であった私たちが手作りで学会を作りあげていった当初から、約 10 年間の学会の活動の変化について紹介する。

日本犯罪社会学会は、犯罪社会学研究会に所属していた社会学者が、平野龍一先生の呼びかけに応じて立ち上げられた。私は、中央大学大学院で八木国之教授の下で刑事政策を専攻して、修士号を取得した後、同大学院の文学研究科修士課程に入り、博士課程を満期退学している。指導教授であった老年社会学を専門とする那須宗一先生の下で、社会病理学を専攻した。その時、大学院生として犯罪社会学研究会に参加することとなった（細井洋子氏とは、その時に出会っている）。度量の広い那須先生は、その研究会で、科学警察研究所の星野周弘先生を紹介して下さった。

那須宗一先生が、1974 年の 11 月 30 日に開催された設立大会で、犯罪社会学会の初代会長に選任されたので、私は、庶務担当理事の星野周弘先生の下で庶務委員を務めた。

アメリカでは、社会学者が中心となって犯罪学研究が進められている。それゆえに、sociological criminology という言葉は使われていない。それに対して、日本の大学の法学部では、ドイツの刑事法学の影響を受けて、刑事政策という科目で、刑事学として犯罪学が教えられていた。しかし、刑事政策を専門分野とする学会は存在していなかった。そこで、刑法の機能的考察を重視する平野龍一先生から、犯罪社会学研究の第一人者である岩井弘融先生に対して、犯罪社会学研究会を学会にしてはどうか、という提案がなされた。それゆえに、刑法の機能的考察を求めた若手刑事法学者が、行動科学の専門家や刑事司法に携わる実務家とともに、本学会の設立時に会員となった。

ところで、私ははじめに刑事法を学び、それから社会学に転向したが、社会病理学専攻の大学院生として専門的な議論を展開するだけの基礎理論や用語を身に付けるのに相当な時間を要した。自分自身の経験を踏まえると、日本犯罪社会学会において、一番利益を得たのは刑事法学者ではないか、と考えている。斉藤

豊治氏や荒木伸怡氏をはじめとして、当時の若手の刑事法研究者は、犯罪や非行に関する行動科学に関心を持ち、犯罪社会学の理論を習得していった。特に、荒木氏は、理論を習得するだけでなく、きちんと調査しなければならないし、また調査で得られたデータについてもコンピューターを用いた分析ができるようにならねばならない、と考え、それを実践した。当時はまだ「Evidence-based Policy」という言葉が広がっていたわけではないが、本学会に所属する刑事法学者は、政策立案の裏付けとなるデータを求め、それを得るための努力を始めていった。

それに対して、本学会に所属する社会学者は、腰がひけていったようである。前述したように、互いの専門領域について学びを深めることは決して容易ではない。法律の専門用語で表現されている刑事司法制度・少年司法制度についての理解は、社会学者には大変に困難である。彼らは、おそらく社会学者の中だけで議論をするのがやはり心地良かったのであろう。1985 年に大橋薫先生を中心に「日本社会病理学会」が設立された時、彼らはそちらに移行し、その結果、本学会の会員は 100 名程度減少してしまった。

このような危機を乗り越えて、学会設立 10 年を迎えると、そこに一つの大きな出来事があった。それを引き起こしたのは、「理事の連続 4 選禁止規定」である。これを提案したのは、刑法の機能的考察をしていた所一彦先生である。当時の刑法学会は、東京大学と京都大学の年長の教授を頂点としており、極めて権威主義的であった。大会に於いては、大御所の研究者の前に他の会員は着席してはならないし、うっかり座ろうものなら周りからじろじろと見られたのである。全体会での報告は、助教授クラスの研究者にとっての登竜門であり、一人前になったことのお披露目の場という位置付けであった。しかし、大御所が会長や理事に長く居座ると、体制や雰囲気は何も変わらず、マンネリ化してしまう。そこで、所先生は、若い人達にバトンタッチができる学会となるよう、本学会の会則に「理事の連続 4 選禁止規定」を盛り込んだのである。

この規定が功を奏して、設立当初から理事を連続して務めてきた研究者は、1984 年の選挙で理事職から離れた。彼らと入れ替わって、学会で委員として働いてきた若手研究者が、新たに理事を務めることとなった。禁止されているのは飽くまで連続して務めることだから、3 年後の理事選挙では再び多くの年配の研究者が理事に返り咲くであろうと考えていたが、実際にはそういうことが起こらなかった。「理事の連続 4 選禁止規定」と、私が会長の時に制定した理事定年制度は、本学会のリーダーの世代交代に貢献したのである。

社会学者と刑事法学者との関係については既に述べたが、もう 1 つの課題として、研究者と実務家との関係という問題がある。この点について、矢島正見氏が詳しく分析している（「日本犯罪社会学会の社会学」『犯罪社会学研究』第 9 号、1984 年）。実務家は、本学会の設立当初は、彼らの実践的活動に役立つ情報の入手を期待していたと思われる。しかし、報告レベルがどんどん専門化していった結果、彼らは、ついてこれなくなってしまったようである。そのためか、実務家会員は減少してしまった。しかしながら、最近では実務家の参加が活発になってきている。「日常的な実務に埋没していると、自分が担う実務の方向性が分からなくなる」、「その方向性を見出すために、本学会の場で理論や新しい方策を学ぶ必要がある」と考えられるようになってきているのではないだろうか。

理論という点で、最後に「ラベリング論」について言及する。本学会の設立当時に流行していたラベリング論であるが、世界的に注目されたのは、1963 年、ベッカー（＝Becker, Howard Saul）による『アウトサイダーズ』という著作の出版がきっかけである。これは日本語にも翻訳されているが、当時は、今のように海外の研究成果を簡単に翻訳し、その内容を習得することは、すぐにはできなかった。そのため、当然海外の研究状況から Time lag が発生したのであるが、ちょうど日本犯罪社会学会ができた頃が、海外のラベリング論研究に注目する、というタイミングであった。私もその紹介者の 1 人であって、論稿を執筆している（「犯罪理論としてのラベリング論」『犯罪社会学研究』第 3 号、1978 年）。ラベリング論の名前は、会員の皆さんは、知っているが、その本質を理解することは、社会学の基礎理論を踏まえなければ難しいのである。そこで、2023 年の 10 月 21 日に開催された少年法研究会で、私は、先行した社会学理論を踏まえて「ラベリング論は、少年問題の理解に有効か」というテーマで、報告している。ラベリングのパースペクティブは、未だに有効なので、本学会の会員が、それを正確に理解することを望んでいる。

3　日本犯罪社会学会の創成期を語る――2 階席から舞台の上へ

斉藤豊治（甲南大学名誉教授）

本セッションは、自分史、すなわち自分にとって犯罪社会学が、また日本犯罪社会学会がどういう意味を持つものであったのかという点について、言わば一証人として語っていく場としたい。

さて、「2 階席から舞台の上へ」という言葉通り、横山實先生や細井洋子先生が本格的な犯罪社会学者として活躍しておられることと比較すると非常に毛色の違った報告になるのではないか、と思うところがある。この学会には、当時神戸大学で勤務されていた三井誠先生の勧誘で入会した。私は甲南大学で勤務しており、お隣さんから声をかけられて、ならば入ってみようか、といった感覚であった。そして、確かに設立

当初から所属しているものの、この学会は「耳学問の場」として考えており、自分自身はマージナルな会員のつもりであった。そのため、学会の企画がどのように動いていたのか、また初期の活動やテーマについて、ほとんど記憶がないのが正直なところである。恐らく理解できていなかったのかもしれない。しかし、日本犯罪社会学会の創設時のメンバーが次々とお亡くなりになったり、活動するのが困難になっていったりする中で、生き残った者、サバイバーとして本セッションに登壇している、という感じである。

自分にとって、学会に対して有益な成果を提供することは少なく、むしろ学会から教えていただくこと、刺激を受けることが非常に多かったという思いが今もある。研究スタイル、方法、教育について非常に大きな影響を受けた。個人的に考えていたことと共鳴し合う部分があったのであろう。

1990年頃から理事に当選したが、これは全く予想していない出来事であった。今考えてみると、選挙区が東日本・西日本で分かれており、西日本で刑事法を研究している学会員があまりいないという、希少価値で選ばれたのであろう。しかし、選ばれた以上はやらざるを得ないだろうということで一生懸命努めている内に、研究委員、学会大会準備委員長や奨励賞の審査委員長などを経験していった。それから、日本学術会議の研究連絡委員も3期9年に渡って引き受けることとなった。それから、当時は非常に良い時代であったが、ほぼ毎年のように国際会議に派遣されていった。このように、いつの間にか2階席から舞台へと上がっていった結果、2011年に神戸で開催された国際犯罪学会第16回世界大会では実行委員会の副委員長として、企画を担当した。

さて、学会設立当初に流行していた「ラベリング論」に話題を移したい。このテーマは少年司法の研究を始めていた自分にとっても、斬新なものに思われた。ラベリング論では、犯罪そのものがラベリングの産物であると考えるから、誰がラベルを貼るのかという点をきちんと分析すべきである。また、ラベルを貼られると、それに影響されて、人格形成なり行動が影響されていくと考える。これらはつまり、犯罪統制の側をも、犯罪学の対象に取り込んでいくという点で非常に重要な視座の転換を含んでいたし、このことは大いに評価されるものと考えた。若い頃にマルクス主義の影響を受けていた自分にとって、非常に大きなテーマではあるが、国家と市民社会の矛盾や相互作用という視角を重視して、ラベルを貼る主体の側に対する分析をきちんと行うべきだという主張には大きな共感を覚えていた。この理論からやがて批判的犯罪学が生まれていった。批判的犯罪学は今回の大会でも議論されており、興味はあったのだが、他との関係から参加できなかったことが残念である。

研究者は、ラベルを貼る者と貼られる者とのダイナミックな対抗関係を見ることが求められている。この視点は、ダイバージョン（diversion）、非犯罪化（decriminalization）、非施設化（deinstitutionalization）、適正手続（due process）という4D主義とも関連がある。刑法学会では、適正手続に対して保護主義を補完するものだとの位置付けを与えており、それに対して法務省・検察はこれを、刑事司法化の代償を与えるものと考えていた。双方に違和感を持っていた私は、刑事司法・少年司法をシステムとして捉える必要があり、それには社会学的な素養が欠かせないと考えていた。システム論がなければ、非常に限定的な局面での議論となり、アンバランスな結論とならざるを得ない。しかし、多くの刑事法学者はそのことに気がつかないことも感じていた。この点で4D主義は、今日の入口支援、出口支援、再犯予防、社会復帰、福祉的支援を考える上でも、非常に重要な示唆を与えてくれると考えている。

4D主義が特に重要だと考えるようになったのは、2022年の少年法改正の問題である。いわゆる年齢引き下げという問題を考えるときに、「保護原理」と「侵害原理」という二項対立を前提に議論がなされているが、私は、これに「ダイバージョン」の視点を絡ませた、三面関係で構成を理解していくべきであったと考えている。

続いて、刑法学者・刑事法学者はこの学会にどういった姿勢で関わったら良いかという点について、簡単な感想を申し上げる。刑事法研究者には、“Law and Society”という枠組みでまず参加してほしいということである。社会学の議論が体系的に（点ではなく線として）展開されていった場合、法学サイドの人びとがこれについていくのは難しい。しかし、“Law”だけではなくて、“and Society”を入れることによって、社会のことについて考えていかねばならない。法と社会の相互関係、そういった「社会問題に関わる法」という考え方を採り入れていくだけでも、学会の風通しが良くなるし、刑法学も立体化すると考えている。

私は、法現象を客観化していく場合に、規範、法意識、制度の分析を対象として考えており、その手法には現状分析、段階論、原理論という3段階があると考えている。現状分析の中には、現状の批判も含まれる。ただし、単に現状を紹介し記述するだけに留まる論文は、たくさん書けても、残るものが非常に少ない。これに対して、歴史的な縦の段階の分析、それから国なり地域なり、社会の差異というものを踏まえた類型化を行う、段階的な分析が大切であろう。そして、現状分析と段階論を踏まえた上で、原理論的な展開ということが可能になるだろうと考えている。

最近、性刑法の問題について研究を続けている。この領域では、歴史的な視点から見て非常に頓珍漢な議

論が行われてきた。例えば、最近の性犯罪に対する議論の中で、「抵抗」の問題についての検討が必要となっている。しかし、「今頃になってもなお、どうしてこういった論点が残っているのだろうか」というような発言が聞かれる。法学者は、歴史研究に際して条文がどう変わっていたかいうことを記述して、検討を行う。しかしこれは、規範論理の中での議論に過ぎない。社会のあり方、特に家父長制なり家族制とのあり方との関係で問題が変遷していってるという視点が、全く射程に入ってこない。そのため、解釈論としても頓珍漢であり、実際のところが見えてないと言えるだろう。現在の問題を論ずる場合には、それはやはり歴史的・段階論的にきちんと踏まえていかねばならない。

4　（話題提供）

細井洋子（東洋大学名誉教授）

私はある意味で、社会学そのものから犯罪研究に入った立場である。東京都立大学での修士課程の2年間は、岩井弘融先生にご指導をいただいた。そして、一方で社会学の勉強をすると同時に、もう一方では他の領域の先生方の下でもいろいろと勉強してきた。具体的には、法社会学の石村善助先生、法人類学の千葉正士先生、それから民法の唄孝一先生のお名前が挙げられる。この3人の先生方が非常に社会学に対しても興味をお持ちであったことから、主に授業を聞いたり、合宿に参加させていただいたりしていた。

またその頃ちょうど、東京大学で川島武宜先生が紛争研究会というものを立ち上げられた。そこに、上記の先生方も含めて、また所一彦先生も中心になって研究会を行っておられた関係で、自分もその一員として参加させていただいていた。今思えば、その研究会の中でダイレクトに「犯罪」という話題が出てくることはなかった。ただし、広く社会の中で紛争というものが日常的にあり、そしてある種常態化している紛争というものをどのように考えていくのかという視点、言い換えれば、紛争のある社会とない社会という二者択一ではなく、紛争というものをポジティブに捉えるといったような視点も教えていただいた。

さて、その頃の社会学研究と言えば、農村社会学、都市社会学、産業社会学、家族社会学といったように、社会学的な方法である現象を見ていくという、連辞符社会学についての研究であった。犯罪社会学も同様の位置付けであり、エミール・デュルケーム（＝Durkheim，Émile）の犯罪社会学というものも一つ大きなブームになっていた。そのため、デュルケームによる『社会分業論』や『自殺論』といった著作を読みながら、デュルケームがどういうように社会学的に料理していったか、犯罪というものをどう考えていたかということ学んでいった。

一言に言えば、デュルケームの犯罪社会学は、犯罪というものを社会的事実として捉え、そこにあるもの、として捉える。そして、捉え方としては客観的な方法論、突き詰めていえば統計によって、事実としての犯罪現象というものを捉えようとしていた。これが犯罪社会学ということであり、したがって、例えば農村と都市ではどちらの犯罪率が高いのか、高い、あるいは低いことへの説明として社会構造的な要件というものを掘り下げていく、という研究であった。このように、犯罪社会学というのは客観的に犯罪というものを捉えていくという、その程度に当初の私は理解していた。

その次の段階として、横山先生や斉藤先生の説明にもあったように、統計等によって客観的に犯罪を捉えるという姿勢から、欧米のいろいろな理論が社会学に入ってきたことにより、もう少し主観的に、それぞれの社会で人々が犯罪というものをどう捉えるか、という観点に、大きな社会学の流れが移っていった。主意主義的、といった表現も使われるようになっていったが、「ラベリング論」もその1つにあたると考える。ただし、自分自身も『犯罪社会学研究』で何度か執筆しているが、もっぱら外国で言われている犯罪社会学の理論を紹介する、言わば横文字を縦にして論文を書いているという、程度に過ぎず、理論として成熟させるという段階にまでは至らなかった。

その後、石村善助先生や所一彦先生、またそこに西村春夫先生も加わって、責任と罰についての調査研究を実施するということになり、アメリカの研究者2名、日本の研究者5名が共同研究を実施した。

調査票作成時の、日本語の「責任」概念が英語での“responsibility”なのか、それとも“liability”、あるいは“accountability”の、いずれに相当するのか、といった検討から始まり、アメリカの研究者と合宿し、勉強する中で、社会のありようによって、責任というものの必要性、重要性、意識というものの違いが生じるということを痛感した。そうした責任意識、罰の意識についての共同研究を書籍化できた（石村善助・所一彦・西村春夫編,1986,『責任と罰の意識構造』多賀出版）ことは非常に大きい成果であった。

それからもう一つ、初期の頃に勉強になったのは、一冊の本との出会いであった。所一彦先生から薦められて読んだ菊池寛の『恩讐の彼方に』という小説である。要約は次の通りである。

主人（旗本・被害者）と奉公人（加害者）との間の「敵討ちの話」である。加害者は江戸（東京）で、主人をはじめ、出会った旅人をも殺害し、出奔した。3年後、美濃国（岐阜県）の寺で出家、その後、豊前国（九州）に入り、難所での旅人の親子の事故場面に遭遇、それに心を動かされ、その難所の岩場を掘削し多くの人の命を救おうと誓願を立てる。近在の人びとは見向きもしなかった。月日が経ち、江戸を出てから18年目の終

わりに、郡奉行の計らいにより石工を雇い作業は進んだが、完成には至らなかった。一方、被害者の息子（事件当時3歳）は親戚の下で養育され、13歳で父の非業の死の顛末を知る。自らも仇討のための旅に出る。27歳を過ぎて漸く加害者が艱難辛苦している掘削の現場にたどり着いた。加害者を探し当てたのである。それぞれの思いを抱え、一触即発の場面を迎える。洞門の開通が未完成であったことから、周囲の仲間たちが必死に止めに入り、洞門の開通まで仇討は日延べするように説得する。被害者は仇討を果たす日を1日でも早めるために、周囲の仲間に交じって掘削を始めた。加害者が洞門の掘削を始めてから 21 年目、被害者が現場に来て1年6か月、洞門は開通し、両者は肩を抱き合い村の皆と喜びを分かち合った。

これは大正8年（1919年）に発表され、その後史実を踏まえ創作され、戯曲化されたものである。私は、犯罪社会学を学び始めたかなり早い時期に本書を読み、それが後々の研究の基底を成したためにここに紹介させてもらった。どのような理由があろうとも人の命を殺めることは極めて残虐な行為であり許されるものではない。大事なことは、それに対する向き合い方である。加害者、被害者、地域の人たちがそれぞれにどのように受け止めたかである。主人公の加害者の加害に対する受け止め方が、長い年月を経た中で、周囲の人（社会）の見方を変えたことが特記される。

犯罪社会学を学ぶにあたって、狭義の「社会学」に注目することはもちろんであるが、犯罪という行為の特性からして、社会学を超えた領域からの刺激も必要である。筆者は幸いにも法学をはじめとする諸領域の分野の先生方との関りの中で、「犯罪と社会」をどのように捉えるか、加害・傷を与えた人、被害・傷を受けた人、周りの人たちはどうやってそれを受け止められるか、受け止めるためには何が必要かを学んだ。「ダイナミックな人間関係」を学んだことは大きい。

5　話題提供者間での意見交換

①　横山氏からの補足説明

刑事政策研究者としての私は、犯罪化と刑罰化に関心を持っている。昨今では、重罰化が一層進んでいるのではないか。最もひどい例としては、私が関わっている無期刑受刑者の終身拘禁の問題がある。かつては、改悛の状が認められる無期刑受刑者は、服役 15 年を過ぎれば、仮釈放によって社会復帰が認められていた。しかし、1990 年以降に、被害者運動が盛んとなり、厳罰化を望む声が高まった。そこで、検察庁は、1998 年 6 月の最高検の次長通達により、無期刑の終身刑化への道筋をつけた。それにより、今では、服役 30 年を超えても、仮釈放を受けられず、刑務所内で死を待つ無期刑受刑者が累積している。本学会は、いろいろな立場の会員がいるので、刑事政策に関する問題について、学会として声明を出すのが難しいことを承知している。しかし、問題がある法改正や実務については、会員間で意見交換することは望ましいであろう。

本学会への実務家のかかわり方には、変化がみられる。以前は、実務家は、個人の立場と表明して、所属機関の意向を気にせずに、本学会で意見を表明していた。科学警察研究所の西村春夫先生や法務省保護局の伊福部舜児先生は、歯に衣を着せずに発言していた。しかし、今は所属機関の締め付けが厳しくなっており、場合によっては、学会の報告の際には、所属機関の事前チェックがあると聞いている。学問の発展のためには、自由な研究がなされ、それが会員個人の責任で発表できることが望ましい。なお、テーマセッションのためにレジュメを用意したが、私の報告はその内容の一部であることを付記する。

②斉藤氏からの補足説明

若い頃から学んできた犯罪学理論は、弁護士としての活動を行う中で、現在も活きているように感じられる。例えば、接見を重ねていくと、相手の様々な行動パターンというものが犯罪・非行理論との関係で浮かび上がってくるという、面白い体験をしている。最近では非常に弱くなってきているとみられる非行文化の影響がみてとれたり、マートン（＝Merton, Robert King）のアノミー論における制度的手段の問題があると感じたりする。少年事件での処遇意見を書く際にはトラビス・ハーシ（＝Hirschi, Travis）のソーシャル・ボンドの理論の使い勝手が良い。家庭裁判所調査官による書類を見ても、まさに同じようなスタイルで、明らかにソーシャル・ボンドの枠組みに依拠していると思われるようなことも何度かあった。今そうした体験を重ねていることを紹介させていただいた。

③細井氏からの補足説明

およそ 50 年前に「犯罪社会学」に出会い、今日までその周辺を歩んできた。その際に、常に二つの課題に立ち向かってきたと思う。一つは理論的な側面である。それについては先の話題提供で若干触れたので、ここでは二つ目の課題について発言する。犯罪社会学の政策的側面についてである。研究者が、犯罪政策を考える上で何ができるか、何をしてきたか、今後どのような可能性が考えられるか、が問われる。最近では、浜井浩一氏が活躍をしていると思う。浜井氏がこれまでの職歴を生かし、加えて研究者としての立場を明確にしたうえで、メディアを通して的確な発言をしている場面にいくつか遭遇したが、この姿勢について学びたいと思う。私の経験であるが、20 年程前、全国の矯正施設に収容されている女子受刑者について、受刑者の「加害性と被害性の関係」を調べるために質問紙調査を実施した。その際に、法務省の矯正局の関係者の協

力をえた。女性初の刑務所長の久我麗子氏との「共同研究」の形を取った。内部の許可を得たと聞いた。極めて例外的な試みであった。その結果については公表の機会は限られたが、そのデータの一部は私の学位論文に生かすことができた。その後、数回にわたって受刑者の調査を実施したが、法務省側の立ち位置は、研究者との共同研究というものではなく、支障がない範囲での調査協力という極めて消極的なものに限定された。研究者側の力量不足という点もある。法務省が自らの政策を進める上で必要とされる研究ではなかったと思われる。

個人ベースの研究ではないが、私もその一人として関わってきた「修復的司法（RJ）研究会」の存在が、間接的ではあるが、警察庁の施策に少しだけ影響を与えたことがある。2000 年の初めごろ、少年の軽微な非行が社会で一つの社会問題となっていた頃である。その際に RJ という考え方が注目された。警察庁は一つのパイロット事業(「少年対話会モデル・パイロット事業」)を実施した。企画から実施を含めておよそ 3 年の期間に及んだものであるが、結果的には大きな成果は得られなかったし、全国展開とはいかなかったが、一つの経験である（小林寿一，2010,「モデル・パイロット事業をめぐる状況」『修復的正義の今日・明日』成文堂：130-148)。

犯罪被害者対応に注目が集まっていた頃、内閣府の委託により全国の国民を対象に非対面（ネット）で「犯罪被害者に対する意識調査」を実施する機会があった。そこで一般の人たちは犯罪の被害者についてどのように考えているかについて知ることができた。一般の人たちは、メディアで大きく取り上げられる「重大殺人事件」などの「犯罪」に関心を強く持っていたが、実数でいえば交通事犯が大半であり、「国民の犯罪者等の理解」に対する政策を進める資料を作成する際に、両者の認識に大きなずれがあることを知った。加えて、一般の人と、実際に被害にあった人たち、また身近な人が被害を経験した人たちとの間で、とりわけ意識の上で大きな差があることも調査から明らかになった。一般の人たち（世論）の意識をみながら、一方で研究者が緻密に分析していくことが、国としての重要な施策を考える上でより一層重要であることを認識した。

④矢島正見氏からの補足説明

3 名の話題提供者に加えて、矢島正見氏からも、以下の通りに補足説明をいただいた。

日本犯罪社会学会の設立準備委員会について、その主要メンバーは社会学系と法学系から構成されていた。法学系には、極めて権威主義的な存在としても有名であった日本刑法学会で会長を務めてもおかしくないような、平野龍一先生、平場安治先生、宮澤浩一先生等が名を連ねていた。他方、社会学系には、日本社会学会で会長を務められる程のビッグネームはおられなかった。そうした中で、法学と社会学が協力して出来上がったのがこの学会である。むしろ法学者の方が多かったくらいであり、社会学に特化した狭い領域で勝負してきた日本社会病理学会との大きな違いはそこにあるだろう。一方で、この学会自体は全く権威主義でなかった点も今の成功に繋がっている。若手が大御所に堂々と質問・発言できる雰囲気をもって、この学会は成立している。

法学系と社会学系の違いとして、犯罪社会学をどの様に捉えるかという問題もあった。前者は犯罪学の一領域として理解していたのに対して、後者は社会病理学・逸脱行動論の一領域として理解していた。逸脱の社会学はその後早い内に衰退していったと言われており、この点でも日本社会病理学会との違いがあるだろう。「犯罪社会学」の英語表記について、最終的には“Sociological Criminology”になったが、一部の、とりわけ長老格の社会学者は“Criminological Sociology”にするべきと主張していた。その後何年も経って、日本学術会議の何部会に入るかを決める段階で、法学部会に入ったことも、顔が利いたという点で大きかっただろう。

設立からしばらくは事務局の役割を担っていたが、まさに若手の手弁当であったし、特に顔を出して下さる先生方もほとんどおられなかった。歴代の会長のキャラクターも大きく異なっていた。一言「任せる」とだけ仰ったり、一方では隅から隅まで隈なく書類に目を通したり、また書類への押印 1 つとっても動き回って大変な思いをした。

他には編集委員会の仕事も経験したが、いくつも裏話を持っている。しかし、今は当時と全く違っており、すごく体制が整ってきた。昔は、「良きに計らえ」の長老の下で、中堅と若手が精力的に働くことでシステムを組むことができていた。今は 400 人を超える規模にもなっているし、年長者と若手の間で、お互いがお互いのことをよく知らない、という状況になってもきている。学会報告を聞いても、細分化が進んだ反面、理解が追い付かず大変な思いもある。特に臨床的なハウツーなどは、もはやどうコメントして良いのか分からなくなっている。ちょうど理事改選のタイミングということもあり、こうした現状に対する所感まで合わせて、申し述べた次第である。

6　質疑応答

最後に、フロアの参加者と話題提供者の間で質疑応答が行われた。本セッションの内容は、逐語録をベースに、学会の永久保存史料として後に公開する予定である。それもあって、当日の質疑応答の詳細については、本要旨集では割愛させていただきたい。

（文責：竹中　祐二　研究委員）

自　由　報　告

ストーカー行為者に対する措置による再発リスクの軽減可能性

○齊藤　知範（科学警察研究所）
山根　由子（科学警察研究所）
草尾　祐樹（科学警察研究所）
島田　貴仁（科学警察研究所）

1　はじめに

ストーカー事案では，行為の反復により，重篤な事件に発展するケースが指摘されている（総崎，2020；小早川，2014）．ウェブ調査モニター等を対象とする研究が複数行われており，ストーカー行為を行う者を調査した研究として，金政ほか（2018），鈴木（2021）等がある．被害者についての研究として，島田（2017），小畑・中島・青木（2020）等がある．

一方で，ストーカー事案を行って，警察での人身安全関連事案として受理された，ストーカー行為者に関する研究は，警察庁（2016）があるものの，それ以降はあまり行われていない．『再犯防止推進白書』の中でも，ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究の必要性が指摘されているほか（法務省，2021），『犯罪白書』の中でも再犯問題に関して詳しく検討されている（原田，2020）．

本研究では，ストーカー行為者の基本属性や過去の処分歴，再発状況等を調査したデータにもとづき，ストーカー事案において警察が行為者側に実施する措置による，再発リスクの軽減可能性を分析する．

2　方法

警視庁から供与された，2019 年（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）にストーカー行為の相談があり，措置を講じたストーカー事案の調査データを分析した．

ストーカー行為者については，年齢は平均 38.45 歳（S.D.=13.77）であり，性別は男性 80.4%，女性 19.6%であった．無職者は 18.7%で，有職者や学生は 81.3%であった．本件以前に罰金刑以上の刑罰を受けた者は 14.6%であった．

一方，相談者の年齢は平均 32.55 歳（S.D.=11.66）であり，性別は男性 19.6%，女性 80.4%であった．相談者が危険の切迫を感じる場合など，自治体や民間のシェルターと連携の上，シェルターへの避難や転居が危険回避措置として行われている．相談者のうち，相談後に避難や転居をした者は 18.7%であった．

ストーカー行為に対する措置としては，口頭警告，書面警告，禁止命令，検挙が講じられている．本データでは，当初のストーカー事案に対する措置後の再発状況について，2021 年 12 月末まで，最長で約 3 年間，追跡した．再発を把握する際は，上記に挙げた口頭警告，書面警告，禁止命令，検挙の措置のほかに，ストーカー行為の継続についての再相談を受理した場合を含め，措置や受理のいずれかがあった場合を，再発ありとして定義した．

ここで，措置の重さには差異があり，措置が重くない順に，口頭警告，書面警告，禁止命令，検挙だと考えられる．また，措置の時間順序で見た場合も，基本的には，より重い措置は，より後ろのタイミングで実施される場合が大半である．

このため，各措置について，2 種類以上の措置を受けている場合は，より重い措置についてカウントし，以下での分析に用いることとした．口頭警告までで終局しそれ以上に重い措置を伴わないケースが 54.8%を占めた．ストーカー規制法にもとづく書面警告での終局は約 3 割であった．ストーカー規制法にもとづく禁止命令での終局は 1.6%であった．刑法犯，ストーカー規制法違反，特別法犯として，検挙措置を受けて終局した者は，行為者の 15.0%であった．

当初事案が，ストーカー規制法第 2 条第 1 項における 1 号から 8 号のいずれに抵触するかについて，種類数を集計したところ，1 種類か 2 種類に該当する者が約 8 割と大半を占めた．

再発事象の変数としては，1 回目の再発の有無とし，再発がある場合を 1，再発がない場合を 0 とした．追跡した日数の平均は，再発ありでは，82.70 日（S.D.=124.08），再発なしでは，886.37 日（S.D.=123.35）であった．

分析に用いる変数に欠損がなかった 766 ケースを対象として，SPSS28 を用いて分析した．

3　結果

カプラン・マイヤー法による生存曲線推定とログ・ランク検定の結果から，本件以前の刑罰歴（処分歴なし=0，1 件=1，2 件以上=2），相談者の転居・避難の有無，終局措置としての禁止命令の有無は，再発率との間には，有意な関連が見られなかった．ストーカー規制法の各号への該当数は，有意傾向で，2 種類以上該当のほうが，1 種類該当や該当なしに比べて，再発率が低かった．ストーカー行為者が無職であること，終局措置としての口頭警告の実施は再発率を高める一方で，終局措置としての書面警告の実施，終局措置としての検挙の実施は再発率を低めることが示された．中でも，図 1（横軸は当初措置からの経過日数，縦軸は累積再発率）における推定結果に示すように，終局措置としての口頭警告が該

当する場合は，そうでない場合に比べ，再発率が有意に高く，追跡した期間を通じて大きな差異が見られる結果であった．

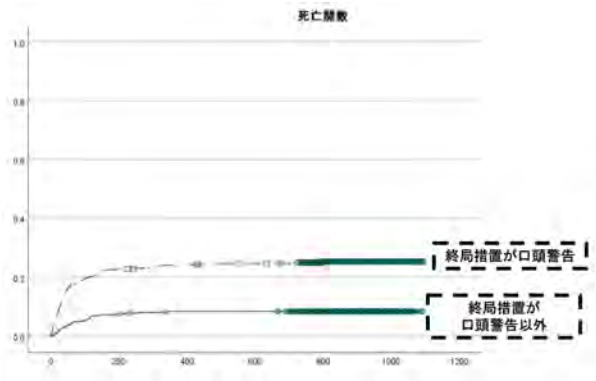

図 1　終局措置としての口頭警告の有無と再発との関係

そこで，カプラン・マイヤー法による検討対象とした変数のうち表 1 に示した説明変数に，年齢や性別等の個人属性を加えた上で，再発への影響を検討することを目的として，Cox 回帰分析を行った．結果は，表 1 に示す通りであった．すなわち，当初事案時の ST 各号該当数が 2 種類以上の場合は該当なしや 1 種類該当に比べて，再発リスクは有意に低いこと，終局措置が書面警告，検挙では，終局措置が口頭警告の場合に比べて，再発リスクは有意に低いこと，男性行為者は女性行為者に比べて，再発リスクが有意に低いことが明らかになった．

表 1　Cox 回帰モデルの結果（n=766）

説明変数	ハザード比	95%信頼区間
刑罰歴件数（処分歴なし=0, 1件=1, 2件以上=2）	1.048	(0.765 , 1.435)
当初事案時のST各号の合計数（2種類以上=1，該当せず・1種類=0）	0.680 *	(0.480 , 0.964)
当初事案への終局措置（ref: 口頭警告）		
書面警告	0.353 ***	(0.221 , 0.565)
禁止命令	1.073	(0.336 , 3.424)
検挙	0.151 ***	(0.061 , 0.372)
無職ダミー（行為者が無職＝1，無職でない＝0）	1.419	(0.941 , 2.139)
性別ダミー（行為者が男性＝1，女性＝0）	0.665 *	(0.448 , 0.987)
行為者の年齢	1.007	(0.994 , 1.020)
モデルのカイ2乗検定	p <0.001	

* p< 0.05, ** p< 0.01, *** p< 0.001

4　考察

警察に相談する被害者の大半はストーカー行為者と面識があり，交際や婚姻等，ストーカー行為者と親密な関係にあった者も多い．面識がある関係者間の場合，ストーカー規制法の適用や刑事事件化を躊躇することが指摘されている（小早川，2014）．本研究の分析結果をふまえ，ストーカー行為の再発やエスカレーションを効果的に抑止するために，口頭警告の適切な運用について精査が必要だと考えられる．

ストーカー規制法にもとづく書面警告では，さらに反復してつきまとい等の行為をしてはならない旨の警告を実施した書面が行為者の手元に残る．口頭警告ではこうした書面は示されない．口頭警告に比べると，より踏み込んだ措置である書面警告では，再発を抑止する作用があると考えられる．

禁止命令については，ストーカー行為の深刻化がとくに見込まれる者に対して発出されている等の事情もあり，その効果の見極めについては，さらなる検証が必要であり，今後の課題になる．

［付記］

本研究のうち，考察や意見に関する部分については，所属機関（科学警察研究所）や警視庁，警察庁の見解を代表するものではなく，報告者の私見であることを付記する．本研究は，所属機関経常研究費による成果の一部である．

文献

原田豊,2020,「再犯防止対策の推進に向けた犯罪白書への期待 － 令和 2 年版犯罪白書を読んで－」『罪と罰』 58(1)： 5-16.

法務省，2021,『令和 2 年版　再犯防止推進白書』.

金政祐司，荒井崇史，島田貴仁，石田仁，山本功，2018,「親密な関係破綻後のストーカー的行為のリスク要因に関する尺度作成とその予測力」,『心理学研究』89(2) ：160-170.

警察庁，2016,『平成 27 年度 ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究（Ⅱ）報告書』，調査会社：株式会社サンビーム.

小早川明子，2014,『「ストーカー」は何を考えているか』,新潮新書.

総崎由希，2020,「警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対策」,『安心な街に』700 号： 6-10.

小畑千晴，中島富美子，青木宏，2020,「若者のストーカー被害実態調査」,『徳島文理大学研究紀要』99:27-34.

齊藤知範・山根由子，2018,「出所後の成人の性的再犯に影響する要因の検討―公的記録を用いた生存分析からの考察」『犯罪社会学研究』43: 104-120.

島田貴仁，2017,「日本における若年女性のストーキング被害― 被害者・加害者の関係と親密な関係者間暴力に注目して―」,『犯罪社会学研究』42:106-120.

鈴木拓朗，2021,「拒絶体験後のストーキング関連行動とコミュニケーションスキルの関連性－うらみを介した仮説モデルの検証－」,『犯罪心理学研究』58(2) ：19-33.

特殊詐欺の施策認知や防犯対策実施の属性別特徴

○草尾祐樹（科学警察研究所）
齊藤知範（科学警察研究所）
山根由子（科学警察研究所）
島田貴仁（科学警察研究所）

1　目的

深刻な社会問題となっている特殊詐欺被害について，その被害を防ぐためには，留守番電話の利用や迷惑電話防止機器の設置など自宅の固定電話への対策が有効だと考えられている(警察庁，2023)。

特殊詐欺の対策を阻害する要因について楽観バイアスが指摘されている(大工･久木原,2016;警察庁，2019; 滝口，2019)。しかし，高齢者対象の調査において，留守番電話機能や迷惑電話防止機能などの対策の実行と楽観バイアスとの相関は確認されていない(木村，2023)。

このため，本報告では，特殊詐欺に関する情報接触が特殊詐欺の知識をもたらし，その知識が楽観バイアスに限らない態度を形成して，対策行動につながるという仮説を検討することを目的とする。

2　方法

2020 年 11 月に，奈良県に居住し，インターネット調査会社に登録した 20 歳から 69 歳までの者を対象として，警察による情報発信等への接触経験，特殊詐欺に対する知識や態度，予防行動などを尋ね，3076 名（男性 1589 名，女性 1487 名）から有効回答を得た。

目的変数として，特殊詐欺被害の対策行動「ナンバーディスプレイの利用」「在宅時留守番電話機能の利用」「迷惑電話防止機能の利用」の有無を用いた。

説明変数として，過去 1 年の防犯対策情報への接触経験（9 項目，MA），予兆電話経験，特殊詐欺知識（手口 6 項目，特性 3 項目，対策 4 項目,MA，分析では各項目の和で得点化），特殊詐欺への態度（13 項目「とてもそう思う」～「全くそう思わない」の 5 件法），各種犯罪リスク認知（「オレオレ詐欺」「還付金等詐欺」「架空請求詐欺」「乗物盗」「器物損壊」「住宅侵入盗」「街頭犯罪」「凶悪犯罪」について他者との比較「とても高い」～「とても低い」の 5 件法）を用いた。

3　結果

(1)　特殊詐欺に関する防犯対策情報への接触

警察や自治体が実施する特殊詐欺に関する情報発信の内，回答者が最も接触した経験があるものは，自治体の広報紙（1562 名，50.8%）であり，次いで警察の広報紙（809 名，26.3%）であった（図 1)。なお,調査実施時期の影響もあり,警察官の巡回連絡，講演会・防犯教室，防犯イベントへの参加は低調にとどまった。

図1　防犯対策情報への接触

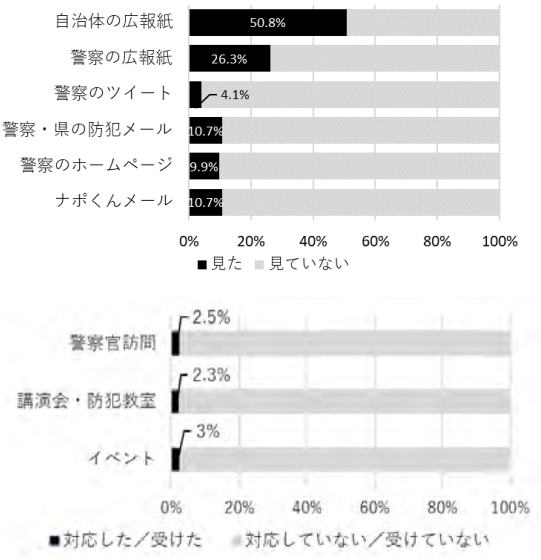

(2)　特殊詐欺についての知識

回答者 3076 名中 2792 名(90.8%)は,特殊詐欺に関する何らかの知識を有していた（表２)。ただし，項目による差異は大きく，最もよく知られていたのは親族騙りのオレオレ詐欺（83.8%）である一方，電話に出ると犯人に騙されてしまう（39.8%）といった項目の認知率は低かった。

表1　特殊詐欺についての知識

手口	子や孫を装った人間からの、様子を探ったり「お金が必要だ」などの電話があること	83.8
	自宅にキャッシュカードを取りに来るタイプの詐欺があること	73.3
	ありもしない架空の請求をハガキで送る詐欺があること	72.5
	ショートメール(SMS)を使った架空請求詐欺があること	73.0
	ショートメール(SMS)による架空請求詐欺を「スミッシング」ということ	29.6
	架空請求詐欺は、どの年代でも被害にある可能性があること	67.9
特性	詐欺は、心理学的な特徴につけ込んで行われていること	64.5
	電話に出ると、犯人に騙されてしまうこと	39.8
	いったん犯人の言うことを信じて行動すると、その後自分で気づくのは難しいこと	50.8
対策	固定電話には、迷惑電話を防ぐための機能(自動通話録音など)があること	52.1
	特殊詐欺の被害を防ぐには、在宅時も留守番電話機能を使うとよいこと	50.3
	特殊詐欺を防ぐには、何か一つでも自主的に対策することが重要なこと	40.5
	誰かに相談できるようにしておくことが被害防止には重要なこと	56.9
	上記いずれも知らない	9.2

(3)　特殊詐欺に対する態度，リスク認知

特殊詐欺に対する態度について因子分析（最尤法・プロマックス回転）した結果を表２に示した。それぞれの因子について，対策の必要性，楽観視，不安と命名した。

表2　特殊詐欺に対する態度についての因子分析結果
（最尤法・プロマックス回転）

	対策の必要性	楽観視	不安
被害にあわないよう対策をするのは良いことだ	**.944**	-.176	-.002
詐欺でお金を取られたら、大変なことになる	**.833**	-.146	.076
私の大事な人も、私が対策をすることを望んでいる	**.712**	-.010	.126
対策をするかしないかは、私が決めることができる	**.701**	.051	.067
親しい人であってもお金の話（相談）はできない	**.334**	.168	.088
対策をしてもしなくても、どのみち詐欺の被害にはあわない	-.214	**.763**	.098
自分の家には詐欺の電話はかかってこない	-.122	**.708**	.065
私は気をつけているので、詐欺の被害にあわない	.189	**.701**	-.207
忙しくて詐欺の対策をする余裕はない	-.179	**.500**	.350
詐欺電話がかかってきても、私は撃退できる	.414	**.515**	-.190
私は詐欺の手口について、よく知っている	.296	**.483**	-.023
気をつけていても、だまされてしまう	.148	.077	**.873**
私も詐欺の被害にあうかもしれない	.135	.021	**.873**
寄与率	25.8	19.4	10.6
α係数	.869	.742	.883
因子間相関		.274	.094
			-.296

同じくリスク認知について因子分析（最尤法・プロマックス回転）した結果を特殊詐欺，その他の犯罪と命名した。

(4)　特殊詐欺の対策行動

回答者の内、自宅に固定電話を設置していた 2354 名中，ナンバーディスプレイの利用者は 1060 名（45.0%），在宅時留守番電話機能の利用者は 863 名（36.7%），迷惑電話防止機能の利用者は 675 名（28.7%）であった。

(5)　対策行動の促進・阻害要因

特殊詐欺の知識・態度を重回帰分析で，特殊詐欺の対策行動をロジスティック回帰分析でそれぞれ予測した結果を図 2 に示す（性別，年齢層，家族構成で統制）。

情報発信のうち自治体･警察の広報紙,ツイート，メールは手口，特性，対策の３種類の知識をそれぞれ高めていた。一方で，ホームページ，巡回連絡，講演会・防犯教室，啓発イベントは，特殊詐欺の知識習得に対して，予想された方向での作用をもたらしていなかった。

手口の知識は，対策の必要性の認識を高めて，ナンバーディスプレイの利用を促進していた。しかし，手口の知識は楽観視を高めて，在宅時留守番電話や迷惑電話防止機能の利用を抑制していた。

図２　警察等の情報発信が特殊詐欺の対策行動に与える影響

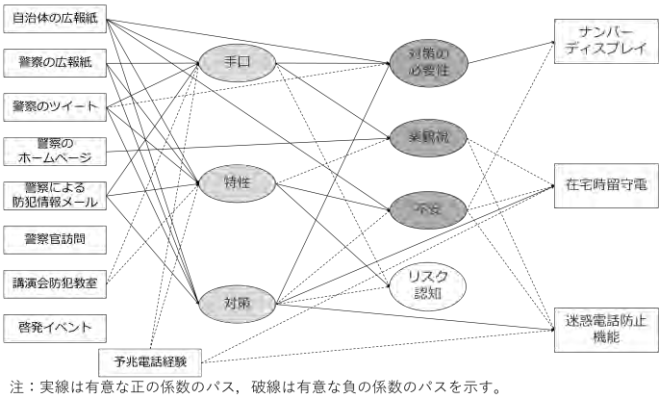

注：実線は有意な正の係数のパス，破線は有意な負の係数のパスを示す。
各分析では性別，年齢層，世帯人員，世帯内高齢者ダミーを投入しているがパス図では省略。

特性の知識は，楽観視を抑制し，その結果，在宅時留守番電話や迷惑電話防止機能の利用を促進していた。一方で，特殊詐欺に対する不安を高めて，各種行動を抑制していた。

対策の知識は，対策の必要性の認識を高めて，ナンバーディスプレイの利用を促進し，また特殊詐欺に対する不安を抑制して，結果的に各種行動を促進していた。また，在宅時留守電電話や迷惑電話防止機能の利用を直接的に促進していた。

対策の必要性の認知は，ナンバーディスプレイの利用のみを促進し，在宅時留守電や迷惑電話防止機能には有意な影響をもたらしていなかった。楽観視は，在宅時留守電，迷惑電話防止機能といった予防行動を抑制していた。特殊詐欺に対する不安は，各種予防行動を抑制していた。リスク認知は，各種予防行動に有意な影響はもたらしていなかった。

４　考察

分析結果から，特殊詐欺の手口の知識は対策の必要性の認識を促進するが楽観視も促進してしまい，特性の知識は楽観視を抑制するが不安を促進してしまうといった対策行動を促進・阻害する二面性があることが示された。

図 2 からは，対策行動を促進するためには，知識の中でも，対策に関する知識を伝える必要があるといえる。警察が行う一般的な講習では，特殊詐欺の手口・特性・対策について情報発信するが，手口や特性を伝えるだけでは，不安を与えたり楽観視につながったりと，対策行動を抑制してしまうおそれがあることから，具体的な対策方法を伝え，対策の必要性を認識してもらうことが重要である。

文献

警察庁(2023)．特殊詐欺の手口と対策 ｜ 警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ　Retrieved September 27,2023, from https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/

大工泰裕・釘原直樹(2016)．詐欺場面における被害者への原因帰属が脆弱性認知に及ぼす影響 応用心理学研究，　41,323-324.

警察庁(2019)．特殊詐欺の手口と対策 ｜ 警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ　Retrieved September 27,2023, https://www.npa.go.jp/hakusyo/r01/honbun/html/vt200000.html

滝口雄太(2019)．疑わしい人は特殊詐欺に遭わないのか？ 高齢者に対する意識調査からの検討― 東洋大学大学院紀要，　55,31-49

木村敦・齊藤知範・山根由子・島田貴仁(2023).楽観バイアスが高齢者の特殊詐欺対策行動に及ぼす影響 心理学研究 https://doi.org/10.4992/jjpsy.94.21053

被害類型別の被害後の対処行動について

○山根　由子（科学警察研究所）
齊藤　知範（科学警察研究所）
島田　貴仁（科学警察研究所）

1　目的

声かけやつきまといといった前兆事案やストーカー行為は、反復的に被害が繰り返されることが、先行研究で明らかとなっている[1)、2)]。そのため、一度被害にあった後に警察へ通報するなど適切な対処行動をとることが被害を減少させるために重要である。

そこで、本報告では、前兆事案及びストーカー行為の被害経験者を対象とした調査データにもとづき、被害後の警察やその他の機関への相談状況や未相談の理由を明らかにし、通報促進の方策を検討する。

2　方法

本報告で用いる調査は、2023 年 2 月に科学警察研究所が主体となって実施した。対象者は、インターネット調査会社のモニターとして登録している 18 歳から 37 歳までの女性 37,341 名のうち、調査時点から過去 1 年以内に、前兆事案の被害経験がある 422 名及びストーカー行為の被害経験がある 419 名の合計 841 名である。

なお、調査に先立って、所属機関の研究倫理審査の承認を受けた。

3　結果

(1)　被害類型の内訳

被害類型の内訳は、以下の通りである。なお、複数罪種の被害にあった者は、最も深刻だったと思う事案について回答を求めた。

前兆事案については、酔っぱらい（知らない人）にからまれた 210 名、知らない人から言いがかりを付けられた（仕事上のクレームを除く）101 名 、知らない人からいやらしいことばをかけられた 43 名、知らない人から「車に乗らないか」と声をかけられた 44 名、露出魔にあった 24 名であった。

ストーカー行為については、別れた・別れを告げた交際相手や（元）配偶者から、ストーカー行為にあった 191 名、知人や客、知らない人から、ストーカー行為にあった 228 名であった。

(2)　反復被害の状況

前兆事案については、からまれた者のうち、反復被害者は 111 名(53%)であった。言いがかりを付けられた者のうち、反復被害者は 39 名(39%)であった。いやらしいことばをかけられた者のうち、反復被害者は 20 名(47%)であった。「車に乗らないか」と声をかけられた者のうち、反復被害者は 18 名(41%)であった。露出魔にあった者のうち、反復被害者は 10 名(42%)であった。

ストーカー行為については、面識者からストーカー行為にあった者のうち、反復被害者は 120 名(63%)であった。非面識者からストーカー行為にあった者のうち、反復被害者は 134 名(59%)であった。

(3)　周囲への相談状況

相談先について複数回答で尋ねた結果を、警察に届け出・相談した者、警察に届け出・相談はしていないが警察以外に相談した者、誰にも相談していない者の３群に再集計した(図１)。前兆事案については、軽微な事案ほど警察に届け出・相談した者の割合は低く、誰にも相談しなかった者の割合が高かった。しかし、どの罪種でも、警察以外に相談した者は約３割がいることが明らかとなった。

ストーカー行為については、面識・非面識の間で差異は見られず、警察に相談した者が約３割、警察以外に相談した者が約５割、誰にも相談しなかった者が約２割であった。

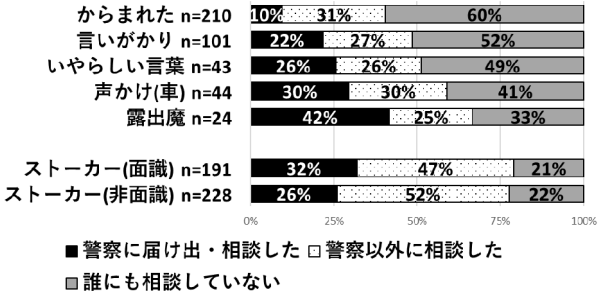

図1　周囲への相談状況

反復被害の有無により周囲への相談状況に差異があるか検討するために、χ^2 検定を行った。その結果、それぞれの項目で有意差は見られなかった(からまれた：$\chi^2(2)=0.091$、n.s.、言いがかり：$\chi^2(2)=1.615$、n.s.、いやらしい言葉：$\chi^2(2)=1.865$、n.s.、声かけ(車)：$\chi^2(2)=2.473$、n.s.、露出魔：$\chi^2(2)=2.983$、n.s.、ストーカー(面識)：$\chi^2(2)=0.226$、n.s.、ストーカー(非面識)：$\chi^2(2)=2.332$、n.s.)。

(4)　警察への相談

被害経験者のうち、各警察機関へ相談した者の割合は以下の通りである。前兆事案については、110 番通報 5%、警察相談専用電話（＃9110）5%、性犯罪被害相談電話(＃8103)4%、最寄りの警察署 5%、

最寄りの交番・駐在所 7%、鉄道警察 1%であった。

ストーカー行為については、110 番通報 10%、警察相談専用電話（＃9110）6%、性犯罪被害相談電話(＃8103)3%、最寄りの警察署 12%、最寄りの交番・駐在所 9%、鉄道警察 1%であった。

(5)　警察以外への相談

被害経験者のうち、警察以外の機関や人に相談した者の割合は以下の通りである。前兆事案については、行政や民間の相談窓口、弁護士、医者などの専門機関 7%、店員や駅員、大家などの管理者 10%、学校・職場の人 4%、家族や友人知人などの身近な人 32%であった。

ストーカー行為については、行政や民間の相談窓口、弁護士、医者などの専門機関 10%、店員や駅員、大家などの管理者 11%、学校・職場の人 22%、家族や友人知人などの身近な人 60%であった。

なお、被害経験者のうち、家族や友人知人などの身近な人にしか相談しなかった者の割合は、前兆事案 21%、ストーカー行為 28%に及んだ。

(6)　警察に相談しなかった理由

警察に届け出・相談しなかった理由は、図２の通りである。前兆事案・ストーカー行為ともに、最も多かった理由は「それほど重大ではなかったから」であった。ストーカー行為については、「警察は何もしてくれないと思ったから」、「届け出たとしても証拠がないと思ったから」、「仕返しの恐れがあったから」なども約３割の者が理由として挙げた。また、前兆事案・ストーカー行為ともに、「どこに相談したらよいかわからなかった」をいう理由を挙げた者は全体的にみれば少ないながらも１割程度は存在した。

反復被害の有無により警察に相談しなかった理由に差異があるかを検討するために、χ^2 検定を行った。その結果、前兆事案ではそれぞれの理由で有意差は見られなかったが、ストーカー行為では、単数被害者は反復被害者に比べて、重大ではない（$\chi^2(1)=4.074$、$p<.05$）という理由の割合が有意に大きく、反復被害者は単数被害者に比べて、警察は何もしてくれない（$\chi^2(1)=14.189$、$p<.001$）、いろいろ聞かれるのがいや（$\chi^2(1)=5.589$、$p<.05$）、どこへ相談したらよいか分からない（$\chi^2(1)=4.759$、$p<.05$）という理由の割合が有意に大きかった。

４　考察

今回の調査では、前兆事案で約５割、ストーカー行為で約６割の者が、過去１年間において反復被害を経験していた。しかし、被害にあった回数と周囲への相談状況の間に有意な連関は見られず、反復被害の経験が警察を含め周囲へ相談するきっかけにはならないことが示唆された。

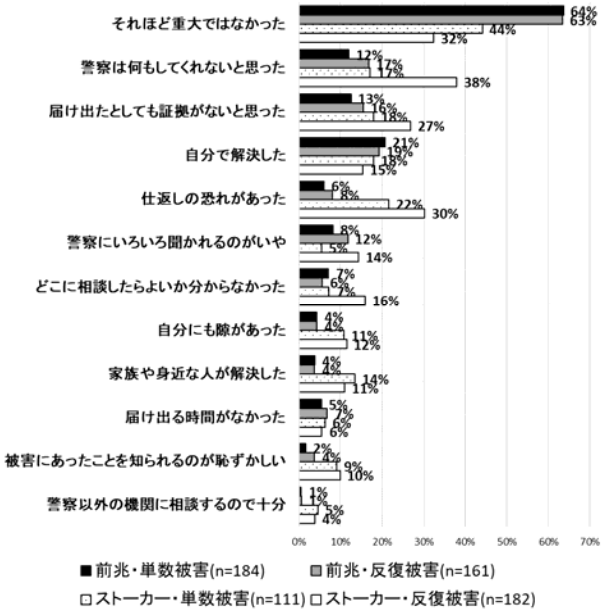

図２　警察に相談しなかった理由

前兆事案については、軽微な事案ほど誰にも相談していない者が多かった。また、警察に相談しなかった理由として、「それほど重大ではなかったから」と回答する者も多く、事態を深刻に捉えていないケースが伺えた。軽微な事案だからといって軽視せずに通報・相談できる機運が高まればよいと考える。そのためには、警察相談専用電話（＃9110）などの気軽に相談できる窓口の広報啓発が重要であろう。

また、今回の結果から、被害を経験していながら、家族や友人知人などの身近な人にしか相談しなかった者が２～３割程度いることが分かった。身近な人にのみ相談することは、事案の根本的な解決にはつながりにくいため、専門的知識を持った者に相談することが不可欠である。そのために、身近な人が専門的な相談窓口を教えられるようにする取組みも必要であろう。

最後に、警察に相談しなかった理由として、事案を重大だととらえておらずにそもそも相談しようと思わなかった者や相談したいが何らかの障壁で相談できなかった者など、警察に相談しなかった理由が多岐にわたっており、被害者の置かれている状況は多様であることが示された。今後は、各被害者の状況に合わせたオーダーメイド型の広報啓発により、通報や相談の促進が求められていくであろう。

文献

1) 公益財団法人日工組社会安全研究財団, 2019,『犯罪に対する不安感等に関する調査研究―第 6 回調査報告書―』

2) 法務総合研究所, 2020,『研究部報告 61 第 5 回犯罪被害実態(暗数)調査』

過失運転致死傷罪の加害者家族への支援の実際と課題

○浦川 美奈子（結核研究所）
津富　宏（静岡県立大学）

１ 本報告の問題意識と目的

（１）問題意識

近年、犯罪被害者等への支援は当事者や支援者の活動などから法の整備が行われ、前進しつつある。

一方、加害者家族に対する支援は、1989 年に望月が「被害者としての家族」の側面を示し、2008 年に仙台の NPO World Open Heart（以下、WOH）が加害者家族支援を開始し、2010 年に諸澤が「加害者家族が抱える問題の半分以上は、被害者遺族が遭遇する問題と共通している」と記したが、2018 年、宿谷は加害者家族の人権について､「理論的な整備はいまだ端緒の域にある」と報告している。

（２）目的

この報告の目的は、加害者家族の置かれる状況と支援の必要性や課題などを明らかにする端緒として、過失運転致死傷罪が加害者家族に与える影響や支援の実際、課題を明らかにすることである。

対象を過失運転致死傷罪の交通事故の加害者家族に限定した理由は以下の３点である。

第一に、殺人等故意犯にみられる加害者と被害者の関係性による影響を最小にするためである。

第二に、過失運転致死傷罪の検挙人数及び死亡者数が、圧倒的に多いためである。例えば、2021 年の刑法犯の検挙人員 17 万 5,041 人に対して､過失運転致死傷等の検挙人員は 29 万 6,613 人であり、交通事故を死因とする 2021 年死亡者数は 3,536 人と同年の殺人認知 874 件（法務省 2022）を大幅に上回る。

第三に､交通事故による損失が甚大なためである。交通事故の被害・損失に関して最後に行われた調査（内閣府 2017)では､平成 26 年度交通事故損失を、金銭的損失（慰謝料除く） 3.5 兆円、非金銭的損失 10.7 兆円、合計 14.2 兆円と報告している。

２ 背景

（１）交通事故の被害者側への支援の概要

1970 年、交通安全対策の推進を図り、公共の福祉の増進への寄与を目的に交通安全対策基本法が制定された。1980 年には三菱重工ビル爆破事件を契機に、経済的補償のための「犯罪被害者等給付金支給法」が成立した。しかし、この支給法「発足 10 周年記念シンポジウム」において、飲酒運転による交通事故遺族より「日本では被害者を精神的に救う道が何もない。それを創ってほしい」との訴えがあったことを契機として、1992 年、東京医科歯科大学に「犯罪被害者相談室」が開設され、1998 年に「全国被害者支援ネットワーク」が設立された。

2004 年、被害者の尊厳と権利保護のための「犯罪被害者等基本法」が制定された。「第 11 次交通安全基本計画（2021～2025 年度)」(内閣府,2021）にも「被害者支援の充実と推進」として、損害賠償請求の援助活動の強化などが示されている。

（２）交通事故の加害者側への支援の概要

任意の自動車保険では、原則、保険加入者の過失割合が相手より大である時、補償等を行うサービスを提供している。これには自賠責保険支払い手続きも含まれる。また、日弁連交通事故相談センター、法テラス、交通事故相談所、自動車事故対策機構（NASVA）等は、加害者側の相談も受けている。

そして、加害者家族への支援を行う NPO として、仙台の WOH と大阪のスキマサポートセンターがある。

なお、弁護士への相談は、付帯されている自動車保険もあるが、被害・加害を問わず可能である。

３ 方法と定義

（１）方法

過失運転致死傷罪の加害者家族に接する関係者に協力を依頼して 90 分程度の半構造化面接を実施し、逐語録の整理データを研究協力者に確認したのち、質的統合法により上位概念を抽出した。

研究協力者は､自動車保険サービスセンター職員、交通事故相談所相談員､弁護士､遺児支援 NPO 講師、交通刑務所元受刑者で加害者家族相談も受ける体験記執筆者、加害者家族支援 NPO 代表、保護観察官、交通事犯の経験のある保護司の計 8 名である。

半構造化面接の設問は､研究協力者の業務(活動)、過失運転致死傷罪が家族に及ぼす影響と支援および支援の課題等とした。

（２）本稿の加害と被害等の定義

本稿では、死傷という被害の側面から、車対人の事故は運転手を加害者、車対車の事故では過失割合のより高い運転者を加害者と定義する。また加害者家族は、責任を感じることや賠償を担うことがある加害者の親、兄弟、配偶者、子と定義する。

４ 結果

（１）過失運転致死傷罪が加害者家族に及ぼす影響

過失運転致死傷罪が加害者家族に及ぼす影響は、加害者本人が死傷したり拘留されたり、職を失うといった家族内の影響にとどまらない。

交通事故の相手の死亡や、重い障害を負ったこと

への罪責感によって精神面や家族関係への負の影響を受け、加えて経済的なダメージや社会からの孤立も起こることがあり、自殺に至った事例もあった。

得られたデータの上位概念として①～④を得た。①精神的な影響を受ける。②家族関係や暮らしに困難が生じる。③近隣や社会から孤立する状況となる。④被害者側への謝罪や対応、責任の持ち方に悩む。

（２）加害者家族に対する支援

上記（１）で述べた影響に対して、加害者家族の気持ちの受けとめや、他機関との連携による支援のつなぎ、過失割合の公正な決定と、感情問題を含む賠償等の損害修復を行うための支援が語られた。

得られたデータの上位概念として①～④を得た。①話をよく聞き立場を理解し気持ちを受けとめる。②時をみて関係機関をつなぎ、支援を提供する。③再発防止や事故の意味を共に考える。④公正な過失割合の決定と被害者側の損害への修復行動を助ける。

特に③はNPOによる支援であり、④は自動車保険サービスセンター、交通事故相談所、弁護士により支援が行われていた。

（３）加害者家族に対する支援の課題

加害者家族に行われていた支援は、上記（２）のとおりだが、実施状況や対象等を俯瞰すると、上位概念①加害者家族への支援は偏在している､を得た。

例えば、自動車任意保険は契約によりサービスは異なり、交通事故相談所は大阪府にはなく、また、その交通事故相談所が知られていない状況が示され、事故の再発防止や家族関係の調整をしていたNPOの活動拠点は仙台、東京、大阪であり、居住地域等による支援内容や相談窓口の有無などの濃淡があった。

また、４結果（２）②の関係機関の連携において、交通事故相談所等の公的な機関とNPOとの連携は、確認することができなかった。

５ 考察

（１）加害者家族支援による両者の損害修復

上記の４結果（１）と（２）から、加害者家族の支援は加害者と被害者側両者の被害を修復するものであることが示唆された。加害者家族は、被害者の死傷に関して罪責感が消えず、被害者寄りの気持ちとなることもあり、加害者本人との気持ちの乖離も生じることがあった。

また､加害者家族は被害者側に「謝りたおしたい」との気持ちがあっても、謝罪により刑事責任の処罰や民事責任の賠償額決定に影響する過失割合を増やすのでは、との不安から身動きがとれなくなることがあり、４結果（２）の④で記した公正な過失割合の決定と損害修復への支援が求められていた。

そして、このような支援は、加害者家族への支援にとどまらず、被害者側への謝罪や損害の修復への支援の推進にも資するものとなっていた。

（２）支援の偏在への対応

５考察（１）の支援の提供のために、４結果の（３）に示した「支援の偏在」に対する対応を検討した。加害者家族に対する支援は、４結果（２）のように実施されていたが、支援を繋ぐ連携は４結果（３）のように部分的であったため、行われている支援を活かし、居住地域等による支援の限定や不足がないように、関係機関連携や情報共有により「途切れることのない支援」を提供することが有効と考えた。

「第 11 次交通安全基本計画（2021～2025 年度)」（内閣府,2021）には、損害賠償請求に関する被害者等への援助活動の強化が示されているが､「被害者側への支援」だけではなく、損害の修復の一端を担う「加害者家族への支援」をこの計画に含めることによって、自動車事故による負の連鎖を防止し損害修復を進めるために５考察の（１）に示した「両者の被害修復」､つまり､過失割合によらない支援を推進することを提案したい。

６ 本稿の限界

本稿は、問題探索型調査として関係者への面接と先行文献等から考察したものであり、様々な限界がある。先ず研究協力者は加害者家族の全ての関係者ではなく、当事者の意見を聞いていない。また今回の情報は､相談者となった加害者家族の状況であり、相談のない家族に関する状況の把握はできていない。

付記

本稿は 2013 年度筑波大学大学院修士論文データを再分析し、加筆修正したものです。

文献

法務省,2022,『令和 4 年版犯罪白書』(2023 年 3 月 31 日取得, https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/69/nfm/mokuji.html)

望月嵩,1989,「犯罪者とその家族へのアプローチ」『犯罪社会学研究』14:57-69.

諸澤英道,2010,「地域で支える犯罪加害者とその家族--国から地方への発想の転換を」『刑政』121(11):12-23.

内閣府,2017,『平成 29 年度交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査 』(2023 年 3 月 31 日取得,https://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/h28/index.html)

内閣府,2021,『第 11 次交通安全基本計画』(2021 年 8 月 1 日取得,https://www8.cao.go.jp/koutu/kihon/ keikaku11/index.html)

宿谷晃弘,2018,「我が国の憲法学における人権論の現状と加害者家族の子どもの人権に関する覚書：修復的正義の観点から」『東京学芸大学紀要』人文社会科学系Ⅱ,69:115-125.

法務教官専門職論の展開可能性

今井　聖（琉球大学）

1　本報告の目的

少年院の職員、法務教官の「専門性」は 1980 年代以降、主題化され続けてきた（堤 1987 など）。しかしながら、今日においてもなお、少年院の職員、法務教官の「専門性」の内実がどのようなものかが明確化され、合意を得たとは言い難い状況がある。

こうした状況を踏まえて、本報告では、「法務教官の専門性」を対象化する研究がどのようなものでありうるかを検討し、そのひとつの方向性としての社会学的研究の展開可能性を示すことを目的とする。

2　専門職論の概観：学校教師専門職論を中心に

専門職（Profession）とは、「他の職業とは異なる専門職ある「要件」を確保していることが求められ、またその要件探しが続けられてきた」（橋本編 2009）。

日本において教職=専門職論が脚光を浴びはじめたのは 1949 年に教育職員免許法が公布されて以降であり、ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」（1966）を契機に本格的な議論が開始した。

そうしたなか、教職の専門職化について検討した先駆的な議論は M. Lieberman によるものである。Lieberman（1956）は、8 つの専門職要件（(1) 不可欠性 (2) 知的な技術 (3) 自律性 (4) 責任／ (5) 長期間の訓練が必要 (6) 公共性 (7) 倫理綱領 (8) 自治的組織）を提示し、特に実践者および職業団体の「自律性」要件を重視した。

こうした旧来型の専門職要件論に従う限りにおいて、教師（教職）を専門職として位置づけることは難しい。というのも、教職にとって、専門職化を目指す上では避け難いジレンマが存在するからである（Hoyle 1982）。そのジレンマとは、（必ずしも体系的知識に依らない）経験的知識にもとづく教育実践の充実・改善と、大学で権威づけられる体系的知識を確立することによって達成される専門職化のあいだの両立不可能性である。

D. Schön による「反省的実践家」という専門職像（「省察的実践モデル」）の提示は、このジレンマを解決する道筋となり、「反省的実践家」としての教師という教師像が共有されることになったものの、具体的な実践の観察・記述を通して「専門性」の内実が明確化されることにはつながってきていない。

以上のような、教師専門職論の展開を参照することは、同じく「教育」を職務の中心とする法務教官について考える上でも意義があるだろう。

3　対象としての法務教官

法務教官は、国家公務員法上の一般職で、「一般職の職員の給与に関する法律」により規定される公安職俸給表のうち、公安職俸給表（二）の適用を受ける国家公務員である。

法務教官の総数を把握するためには少年院、少年鑑別所、婦人補導院、さらに刑務所で勤務する法務教官の総数を把握する必要があるが、各数値は公表されていない。そこで、施設種別ごとの官職別（「教官」など）定員、および施設種別ごとの公安職俸給表（二）の適用を受ける職員定数の推移をまとめると、少年院で勤務する法務教官は、昭和 38 年以降、2000 人台で推移してきたと考えられる（図 1）。

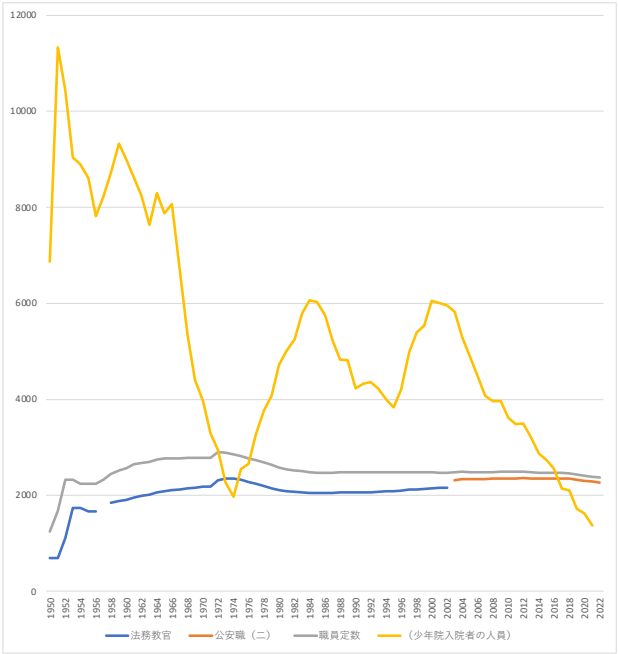

図 1　少年院の法務教官・公安職（二）・職員定数・少年院入院者人員の推移

なお、少年院で勤務する法務教官の採用方法に着目すると、【選考採用の時代】【法務教官採用試験期：平成元年（1989）～平成 23 年（2011）】【法務省専門職員（人間科学）採用試験期：平成 24 年（2012）～】の 3 つの時期に区分することができる。なかでも「法務教官採用試験」の導入前後には、矯正関係者を中心にその意義や課題に関する議論が多く行われていたが、富田・山見（1995）は同試験の導入以後、「法務教官の採用では教科教育を担当する者の採用はで

きても職業能力開発を担当する者の採用には必ずしも十分であるとはいえない状況にある」とし、また「それゆえに採用後の研修が大きな意味をもつことになる」という認識を提示した(富田・山見 1995:53)。

採用・研修の制度をはじめとする養成プロセスになどに着目し、制度論的なアプローチから法務教官を捉えていくことは、法務教官専門職論のひとつの展開可能性である。

4　法務教官の専門性はいかに論じられてきたか

他方、そもそも「法務教官の専門性」は法務教官をはじめとする矯正関係者たちによって様々に論じられてきたテーマでもある。

新井（1996）以降、法務教官の専門性は、①行動観察の専門性、②集団管理の専門性、③個別面接・指導の専門性によって構成されるものと捉えうるとされてきた。

ただし、そうした法務教官の専門性についての定式化は、専門性の内実というよりも職務内容を要約的に表現したものと捉えうるものである。したがって、従来の議論において、法務教官の取り組む職務の内容が十全に整理されてきたとはいえ、「専門性」の具体的な内実が明確化されてきたとは言い難い状況がある。

5　「法務教官の専門性」研究の展開可能性

以上を踏まえて、本報告では、制度論的なアプローチにもとづく研究の展開可能性に加えて、以下の2つの展開可能性を示唆する。

まず、相互行為分析アプローチにもとづく研究である。これは、法務教官が職務として参与している場面における成員たちの相互行為に着目し、その具体的なありようを詳細に分析することから、観察可能な「専門性」を特定することを課題とする研究方針である。

他方、これまでに議論が積み重ねられつつも法務教官の「専門性」があまり定義的に明確化されてこなかった状況を踏まえれば、そもそもそのような定義的アプローチが必ずしも有効ではない可能性があるだろう。そこでむしろ、そのような法務教官の「専門性」の「定義しづらさ」について考察を加えていくことによって、法務教官としての職務の特色や固有性、さらには実践者たちにとっての「専門性」をどのようなものとして捉えるべきであるのかを明確にすることを試みる、という方向性がありうる。それは、「専門性」の定義づけを試みるのとは別の作業として、（元）法務教官による、「法務教官」という仕事についての語り方の特徴を分析し、「専門性」という語との関係で、実践者たちが自身の職務をいかに特徴づけ（う）るかを明らかにする試みである。この方針は、インタビュー調査場面などにおける（元）法務教官の語りを対象とする、エスノメソドロジー的分析アプローチとして特徴づけられる。

以上に提示した3つの方針にもとづく法務教官研究の展開可能性は、それぞれの研究課題に即して異なったアプローチを必要とすることが重要である。

文献

新井浩二 1996「法務教官の専門性をめぐって（試論）」『刑政』107巻10号、40-53.

Hoyle, E.1982“The Professionalization of Teachers: A Paradox” British Journal of Educational Studies, 30(2):161-71.

橋本紘市編 2009『専門職養成の日本的構造』玉川大学出版部.

Lieberman, M.1956 *Education as a Profession*, Prentice-Hall.

富田康士・山見豊 1995「法務教官の確保と研修」職業能力開発大学校研修研究センター編『学校外教育施設における指導者の養成体系に関する調査』（調査研究報告書 No.83）、46-62.

境克彦 1987「少年院職員論：その専門性を高めるために」『犯罪と非行』（73）111-120.

付記

本研究はJSPS科研費 22K13657の助成を受けたものである。

犯罪離脱を促す要因と具体的手法に関する研究
――主体的な生成的活動参加を促進する内観法――

土ヶ内一貴(龍谷大学矯正保護センター)

１　目的

この報告の目的は、内観法が、犯罪離脱を促す要因であると考えられている主体性の確立と向社会的活動への参入を自発的に促す効果を持つ可能性について検討する点にある。

２　問題の所在

Maruna の離脱研究では、生涯持続的な犯罪傾向を有する集団のうち、犯罪離脱を遂げた群と犯罪を持続している群を比較検討したところ、以下の相違点が明らかとなった。①離脱群と持続群の人格特性は両者共に成人の正常値とは優位に異なっていた一方で、持続群離脱群の両者間には有意な差異は見られなかった。両者の共通点は特に「反権威性」と「反社会性」にあった。②離脱群は中核自己を確立していた一方、持続群は自らの人生を自らの意思では決定できないものだと捉えていた(非難の脚本)。③離脱群は犯罪活動の中で得られる経済的精神的価値よりも、生成的活動を通じて得られる価値の方に魅力を感じるようになっていた(通貨の交換)(Maruna2001＝2013)。

また、犯罪から離脱した生活を送るためには、犯罪行動に対して価値を見出さなくなるような認知変化を、当人の語る自己物語によって、自己および他者が確認できる形で促進することが必要であることが主張されている(立ち直りの自己物語モデル)(中島 2017：35)。

以上のことから、犯罪離脱のためには反権威性と反社会性を持った人たちが、他者が認知できる形で「自己物語」を書き換え、主体的に向社会的活動へと参入していく意思を育むことが必要である。

ところが、上記の立ち直りの過程を処遇を通じて引き起こすには理論的矛盾がある。なぜなら、反権威性・反協調性を特徴とする生涯持続型行為者に対して、指導や教育を提供する権威的主体とサービスを享受する従属的客体という構造で主体性を呼び起こすことは、自律性を反自律的な手段で強制開花させようとすることを意味するからである。そのため、犯罪離脱の促進に関する議論では、社会的包摂の文脈において語られることがほとんどで、一定の様式を持つ矯正処遇という形で犯罪離脱を促進する手段が存在しなかった。現状、犯罪離脱を促す具体的な契機は、処遇とは親和しない就職や特定の配偶者との生活開始、兵役といった、非人為的な偶発的要因に頼らざるを得ず(守谷 2021：50)、未だ犯罪離脱の契機を人為的に創生するに至っていないという問題がある。この限界を超える一つの可能性の提示として、本研究は内観法の利用を挙げる。

３　具体的手法としての内観法

内観法は 1950 年代から 70 年代にかけて、日本国内の刑務所で矯正処遇手法として利用され、再犯率低下に効果を上げてきた(吉村 2001：51)。

図：日本国内の刑事施設の内観の効果の統計

刑事施設・調査期間	内観実習有無	出所人員	再犯者	再入率
広島刑務所	あり	492	112	22.8%
(1960～1964)	なし	1717	586	33.1%
徳島刑務所	あり	629	191	30.4%
(1959.9.9～1963.9.8)	なし	2229	1340	61.0%
松山刑務所	あり	148	9	6.1%
(1961.5～1963.10)	なし	1005	171	17.0%
鳥取刑務所	あり	243	54	22.2%
(1958～1959)	なし	895	490	54.7%
宮崎刑務所	あり	204	29	14.4%
(1960.1～1961.9)	なし	813	653	80.3%
沖縄刑務所	あり	493	106	21.5%
(1961.9～1968.1)	なし	―	―	85.0%
小倉刑務所	あり	135	5	3.7%
(1958.6～1959.5)	なし	662	85	12.8%

内観法は極めてシンプルな外形的構造を持ち、再犯率を低下させていたプロセスや背景理論が明らかにされていなかったため、犯罪行為者に反省を促す素朴な手法として捉えられることが多く、その「誤解」故に先端理論とは合致しない古い手法と位置付けられてきた。しかし、内観法は、権威的構造を持たず参加者の主体性の絶対尊重を維持しながら、犯罪離脱者に特徴的にみられる内的変容を参加者に対して引き起こす可能性を有する、と犯罪離脱理論から説明できる。内観法による再犯率低下の記録は、犯罪離脱の契機を人為的に創出する手段の存在を示唆するものである。

４　内観法による行動変容プロセス

内観法が引き起こす内的変容は、被体験者が一般的な罪悪感とは異なる、内観法独自の「実存的罪責感情」に基づいて行動を選択するようになるプロセスから説明できる。

大多数の人々は、幼少期から親や教師によって施されるしつけや教育により、無自覚のうちに行動規範を確立させていく(「規範の内在化」)。この行動規範の内的プロセスは、フロイトの精神分析学が示す通り、内在化された規範に反した時に引き起こされる不快な感情(例えば躾として怒られた記憶)を回避するために行動が抑制されると説明される。この不快な感情が所謂「罪悪感」と呼ばれる感情である。しかし、内在化された規範に反していなかったり、あるいはそもそもある規範が内在化されていない場

合、罪悪感が起こらず、行動は抑制されない。この場合は、改めてその規範を内在化させることによって、向社会的な人格構築を目指そうとする。これが教育と呼ばれるものである。

ところが、特に反社会性反権威性という少数派の人格特性を持つ者に対しては、一般的に行われる教育のような権威的プロセスは効果がない。すなわち、少数派の人格特性を持つ者に対しては、内在化された規範により引き起こされる罪悪感を手掛かりに、行動抑制することはそもそも無意味である。

この多数派が持つ行動抑制プロセスの発端となる罪悪感を「抽象的罪責感情」とし、内観法が目指す罪責感情を「実存的罪責感情」とする。抽象的罪責感情は、内在化された規範に反した不快感が行動原理であるため、具体的他者との関係を全く配慮しない罪責感情である。あくまでも個人の内面にある「こうしなければならない」という内在化された規範に反したことに対して不快な感情の発露を抱いているだけであるため、他者がどのように感じたか、他者が実際にどのような被害を被ったかを全く無視している点に着目する必要がある。

一方で実存的罪責感情とは他者との関係性の中でのみ現れてくる罪責感情のことで、個人に内在化された規範に反したか否かは全く関係がないし、法規範や戒律に反したか否かについても関係がない。具体的他者との関係の中で相手に損害があれば罪となるし、自分が悪いと思っても実際に相手に損害が無ければ罪とはならない。そのため、実存的罪を見ていく場合には、感情の起伏や不快感から離れて、客観的な社会関係性を観察していくこととなる。誤解を恐れずに言うなら、自分が悪いと思う必要もなく、罪悪感を持つ必要もなく、心の底から反省する必要もない。

内在化された規範に基づく「抽象的罪責感情」は、他者関係とは関連しない自己完結型の罪悪感であるが故に、他者への補償も贖罪も全て内在化された規範に動機が集約され、現実の他者との関係は真には関係がない。他方、実存的罪責感情では、内在化された規範には一切干渉せず、現実の他者との関係において、自らの行動が、どれだけの被害を他者に被らしめたかにのみ注視する。自らの反社会的言動が良いとか悪いとかいった善悪で判断した結果行動選択をするのではなく、自らの反社会的言動が、相手に被害を与えたために、何か行動をするのである。

内観法の体験は、その後さらに実存的罪責感情に基づき、「誤った自己像」の認識と縮減を行い、「互恵関係の不均衡性」を動機とした向社会的活動への自発的参加を促すという内的プロセスを踏む。これが内観法により導かれる行動変容の道筋である。

実際の現場でこれだけの変容を促すためには、膨大なプロセスが必要である。相手が実際にはどれだけの被害を被っているかを正確に把握するためには、他者の視点から自らの行動を観察する必要があり、他者の心的被害を理解するには共感性が必要となる。また、他者へ与えた被害を認めることは一般的に非常に難しいものとされているところを（否認）、自らの行動として認められるようになる必要がある。内観法は、これらのプロセスに必要な知識や考え方を直接教えるのではなく、被体験者が自ら獲得できるよう補助する外形的構造をもち、内観３項目、時代区分想起法、また被体験者の変化をナラティブという形で読み取るための内観面接と整理し備えている。

５　まとめ

内観法が持つ構造により促進される内的変化は、先行研究が明らかにした犯罪離脱者の特徴と共通する点が多い。例えば、恥の内在化が犯罪者の離脱と相関がないことを示した点は、離脱群が実存的罪責感情から自らの過去を解釈していると説明できるし、また離脱群の「通貨の交換」は、まさに互恵関係の不均衡性の認識からくる向社会的活動への自発的参加と共通している。

内観法が促進する内的変容プロセスは長大であるため、紙面と報告時間の制限から十分には説明ができず、犯罪離脱研究結果と内観法が促す内的変容の共通点を詳説することはかなわない。しかし、犯罪離脱を遂げた者たちの特徴との近似点や、犯罪離脱群にもいわゆる感情的な反省がなかったものが少なくなかった点、そして何よりも権威主義的な構造を持つことなく自律性の涵養を働きかけるという点において、内観法は犯罪離脱のための人為的な契機となりうる可能性について示した。これは、内観法が再犯率低下に影響を及ぼした点からも推察される。

本報告は内観法の説明に終始したが、内観法が引き起こす内的変容が犯罪離脱のために必要な因子とどのような相関関係を持つかを計測する実証研究も進行している。今後、内観法の効果検証による実証的裏付けに加えて、時間的拘束を伴う内観法がどのようにして矯正現場で活用できるかについて検討し、再犯防止を目的とした刑事司法システムの中で貢献できる道を模索したい。

文献

S.Maruna,2013,『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』（津富・河野監訳）明石書房 121.

中島学,2019,「少年矯正の新たな展開―矯正モデルから立ち直りの自己物語モデルへ―」『犯罪社会学研究』44:35.

守谷哲毅,2021,「デシスタンスと犯罪防止」『犯罪社会学研究』46:50.

吉村幸司,2001,「矯正処遇の研究―矯正処遇における内観法―」刑政 112 巻 12 号：51.

QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』の音声自動認識対応化

原田　豊（立正大学）

1　目的

『聞き書きマップ』で記録された音声は、大部分が屋外での録音で多様な雑音を含むため、これまで自動認識によるテキスト化が困難であった。この問題を克服するため、われわれは、最近開発された大規模弱教師あり学習による音声自動認識エンジンを用い、これにより作成したテキストを QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』と連動表示・検索・編集可能にするしくみを構築した。本報告ではその概要を紹介し、『聞き書きマップ』の音声情報のテキスト化の持つ意義と、今後の課題について論じる。

2　方法

先行研究（原田 2023a）により、音声自動認識エンジン”Whisper”（Radford, et al 2022）を用いることで、『聞き書きマップ』で記録した音声を、屋外の多様な雑音が混じる環境下でも、実用的な精度で自動認識できる見通しが得られた。そこで、本研究では、この処理をさらに効率的に実施するため、従来は Google Collaboratory（https://colab.google/）を介して Whisper を使用していた手続きを改め、2023 年 3 月にサービスが開始された Whisper API（https://openai.com/blog/introducing-chatgpt-and-whisper-apis）を、自作のプログラムから直接呼び出す方式に変更した。あわせて、Whisper からの出力を SRT 形式のテキストとして取得して『聞き書きマップ』の音声再生と連動させる手法を考案した。この手法を実装するため、「KgmQpUtil」および「KgmQpdSR」の２つのプラグインを開発した。それぞれの主要な機能は以下のとおりである。

KgmQpUtil

Whisper API では一度に処理できる音声ファイルのサイズが 25 メガバイト以内に限られている。この問題を克服するため、音声ファイルの圧縮・分割を行い、分割された音声ファイルを順次 Whisper API に入力し、出力された SRT（SubRip Subtitle）形式のテキストを再結合して、音声ファイル全体に対応するテキストに戻す処理を一括して行えるようにした。また、他者への秘匿が必要な API key の処理も、KgmQpUtil の中だけで実施できるようにした。

KgmQpdSR

自動認識により出力されるテキストは、Whisper のオプションにより「SRT」形式で取得することとした。SRT 形式とは、元来、動画の字幕として用いるために規格化されたテキストの形式であり、動画などの開始時点からの経過時間の情報を含んでいる。そこで、この経過時間情報を用いて、『聞き書きマップ』の音声・写真・地図表示を、自動認識されたテキストと連動させる機能を QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』に追加実装し、新たに「KgmQpdSR」という名称のプラグインとした。

SRT 形式テキストの処理のあたっては、もとのデータ構造と画面表示の際の形式とを分離して処理する「Model/View アーキテクチャ」に準拠した実装を行うことにより、ユーザにとってわかりやすい表示を柔軟に採用できるようにした。

3　結果

KgmQpUtil による処理の流れを図 1に示す。音声データの圧縮と分割、Whisper からの出力の再結合などの一連の処理を本プログラム内に実装したことにより、長時間の音声データも、文字どおり「ボタンクリック一発」で SRT テキスト化することが可能になった。

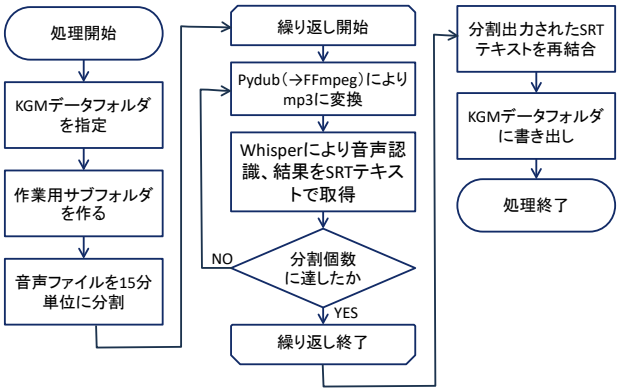

図 1　KgmQpUtil のフローチャート

KgmQpUtil の処理で得られた SRT 形式のテキストファイルは、『聞き書きマップ』のデータのあるフォルダの直下に拡張子「.srt」のファイルとして配置される。このファイルの内容の例を図 2に示す。

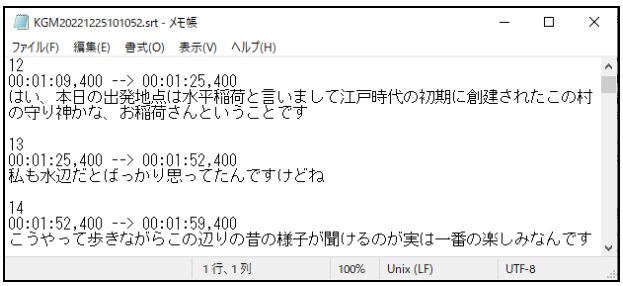

図 2　音声自動認識結果の SRT 形式テキストの例

こうして取得したSRT形式の音声自動認識結果ファイルを処理するため、KgmQpdSRでは、操作画面に「拡張機能」ボタンを配置した。このボタンをクリックすると、表示中の『聞き書きマップ』のデータのあるフォルダの直下の「.srt」ファイルが読み込まれる。これを「Model/Viewアーキテクチャ」に準拠した方式で加工した表示画面の例を図 3に示す。

図 3　KgmQpdSRによるSRTテキストの表示の例

KgmQpdSRの操作画面の「＜前の写真へ」や「次の写真へ>」ボタンのクリックにより写真を選択すると、その撮影時刻まで音声がジャンプするとともに、上記の「自動聞き書き」窓に表示されたテキストも、もとのSRTファイルに含まれる経過時間情報に基づいて、その時刻の直近のものが最上段に来るようにスクロールする。これにより、自動認識により生成されたテキストと、それに対応する音声とを、即座に比較対照することができ、誤認識などをきわめて容易に発見することが可能になる。

また、この「自動聞き書き」窓にある「テキスト検索」ボタンをクリックすれば、簡易的なテキスト検索を行うことができる。この機能は、本稿執筆時点ではまだ試験実装段階であるが、「＜前に戻る」・「次に進む＞」ボタンにより、SRT テキスト中の同じ文字列を順次検索して表示することも可能になっている。

4　考察

今回の開発により、従来はGoogle Collaboratoryなどを介して実施していた『聞き書きマップ』の音声の自動認識によるテキスト化が、KgmQpUtil からきわめて容易に実施できるようになった。これにより、以前から『聞き書きマップ』の特色であった「屋外での自然な会話」の記録が、さまざまな検索や分析も可能なテキストデータとして活用できる道が開けたと言える。

筆者は別稿で、『聞き書きマップ』をミクロな地域社会研究のためのデータ記録ツールとして活用する可能性について述べ、今後の用途として、「地域のさまざまな『場所』がそこに暮らす人々の生活とどう結びついてきたのかを、いわば『地域史』と『個人史』の交錯のような形で記録」する取り組みが有望であると指摘した（原田 2023b）。今回導入した音声自動認識技術を用いて、この取り組みを今後さらに効率的に進めることが可能になると考えられる。

さらに、かねてより筆者が追及している、研究成果の「社会実装過程のモノグラフ」（原田 2022）の作成と蓄積のためにも、『聞き書きマップ』の音声自動認識対応化は大きな意義を持つと思われる。実践の現場の取り組みの側面支援を行いながら、同時にその過程を詳細に記録することは、容易には両立しがたいことである。しかし、その中で交わされた会話を音声で記録し、それを自動認識してテキスト化できれば、こうした、いわば全力疾走しながら自撮りするような営みが、多少なりとも実現可能になるのではなかろうか。

一方で、現状では、音声の自動認識により生成されたテキストには、まだ多くの誤認識が含まれている。今後、KgmQpdSRにテキスト編集機能を実装できれば、これらの誤認識を、もとの音声と対比しながら、容易に訂正することが可能になるはずである。

さらに、将来、AIによる画像認識などを利用して、意図せず写真に写り込んだ人物の顔や車のナンバープレート、住宅の表札などのプライバシー情報を自動的に削除できるようになれば、『聞き書きマップ』で記録した情報を、広く公開可能なアーカイブとして蓄積してゆく可能性が開けるであろう。その際にも、今回実現した音声自動認識との連携により、多くのデータセットを横断的にテキスト検索できることが、これまで以上に大きな意義を持つことになると考えられる。

文献

Alec Radford, Jong Wook Kim, Tao Xu, Greg Brockman, Christine McLeavey and Ilya Sutskever, 2022, Robust Speech Recognition via Large-Scale Weak Supervision, https://arxiv.org/abs/2212.04356, Last accessed: 2023//01/21.

原田 豊, 2022,「『聞き書きマップ』を用いた「ギガスクール」時代の安全教育の可能性 ――「社会実装」過程のモノグラフ（１） ――」,『日本犯罪社会学会第49回大会報告要旨集』

-----, 2023a,「『聞き書きマップ』で記録した音声の自動認識によるテキスト化の試み」,『第74回数理社会学会大会研究報告要旨集』: 41-42.

-----, 2023b,「ミクロな地域社会研究への地理空間情報技術の応用：QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』を例として」『理論と方法』 38(1): 126-141.

静岡県市民安全調査からみる暗数の実態に関する報告

○清永奈穂（日本女子大学学術研究員・(株)ステップ総合研究所）

1. 本調査の目的

静岡県民対象に、2003年・2010年・2014年・2016年・2020年と計5回、犯罪及び(反社会的) 迷惑行為の遭遇体験の状況とその警察への通報（届け出）状況等について調査し、警察の公式統計(警察認知数）では把握することの出来ない「被害体験者目線の犯罪情勢(被害者体験数)」を把握する。

これにより自治体レベルでの日本の「日常生活上での生身の犯罪発生状況」がいかにあるかを知ることが出来る。

2.暗数測定指標犯罪及び(社会的) 迷惑行為

身近で起きる主な犯罪及び迷惑行為について、「あなたやあなたの家族」の被害体験の程度を求めた。調査対象となった行為は、以下のとおりである。

①一般刑法犯に属する19種の犯罪

ア）自動車ドロボウ イ）オートバイドロボウ ウ）自転車ドロボウ エ）自動車等の部品を盗まれる オ）自動車内や自転車に載せた金品を盗まれる カ）空き巣などの侵入ドロボウ キ）（凶器を使った）自分の家への侵入強盗 ク）屋外（路上など）での強盗 ケ）人の家や敷地への無断の侵入 コ）車や壁などが無法に壊される サ）すり・ひったくり シ）恐喝や脅迫 ス）暴行・傷害 セ）ちかん ソ）下着ドロボウ・のぞき タ）薬物の乱用が原因の犯罪 チ）悪質商法などの詐欺犯罪 ツ）ストーカー犯罪 テ）その他の犯罪

②「(反社会的) 迷惑行為」に属する６種の行為

ト）夜間などに後をつけられる ナ）知らない人がしつこく話しかけてくる ニ）知らない人がマチ中や家の周りを用も無く歩き回っている ヌ）夜間、少年が集まって騒いでいる ネ）暗い道端に人が用も無いのにたたずんでいる ノ）知らない人が用もないのに子どもに話しかける

③平成21年度調査から追加した「犯罪的行為」に属する５種の行為

ハ)特殊詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺など) ヒ）住居など人家への放火 フ）子どもへの性的いたずら ヘ)若い女性を被害者とする性的犯罪やひったくりなど ホ)老人を被害者とするひったくりやドロボウ・強盗など

3.調査対象罪種選定理由

「被害体験の有無」を求めた「犯罪行為」は、Van.Dijk等が行った1989年の「国際犯罪被害実態調査（日本では「都市防犯研究所 JUSRI」が1990年実施)の国際比較罪種をベースに、この罪種群に日本の犯罪情勢把握を目的とする罪種を加えた計19罪種を「調査年次共通の基本罪種群」とした。さらに2020年調査では、最近の特有な情勢把握を目的とする5罪種を加え、最終的に24の犯罪行為についての体験を求めた。

4.今回発表目的

特に今回発表では、計5回の調査の内、直近の2020年調査の「犯罪及び（反社会的）迷惑行為」に絞り、被害体験と暗数化の状況について報告する。

これにより定点観測的に、交通業過を除く地域ひいては日本の犯罪発生の実態を推測することができる。求める暗数は、「被害体験者の未届け率」「被害体験件数の未届け率」の「人」と「件」の2つである。

5.今回調査年次・調査対象者・調査法

調査は静岡県と共同し、2020年12月1日～12月10日の間に、公職選挙法改正を基に、静岡県居住18歳以上成人男女対象調査。配布・回収数、及び有効回答数は以下の通りである。

①郵送調査数（率）	2,700（100.0%）
② 回収数（率）	1,156（ 42.8%）
③不 回収数（率）	1,544（57.2%）
④最終有効回答数	1,096（ 40. 6%）

調査対象者の抽出は、①基本設定標本数＝2,700票とし、②静岡県内を東部・中部・西部の３地域に区分し、③その３地域の人口割合に従って基本設定標本数を割り振り、④さらにその３地域ごとの性別及び年齢構成に偏りのない市部・郡部の22市（区）町を抽出、⑤その当該22市（区）町の中の18歳以上人口数（選挙人名簿登録者数）から人口年齢割合を壊さないようランダムサンプリングし2,700人を割り振って郵送で調査表配布・回収した。

6.調査結果

(1)19罪種被害体験者出現状況

上記罪種及び行為ごとの犯罪遭遇体験者の発生は、一人で幾つもの犯罪被害に遭遇した延べ人数を表し、一人で複数の行為に遭遇した体験者のいる可能性が

高い。

そこで全犯罪及び迷惑行為のどれかに一度でも遭遇した者が実際何人いるか、即ち犯罪以外及び迷惑行為被害体験者の「発現数」と、その内の体験を警察に届け出た「人」、逆に届け出なかった「人」の割合、即ち犯罪被害体験者中の「人の暗数化」率を計算した。

今回調査では「19 罪種の被害に全く遭っていない」という「発現率＝０」の者が 92%とほとんどを占めていた。逆にいえば残りの８％と 10 人に一人近くの者が１年間に最低１回以上何らかの犯罪の「被害体験」を持っているという結果になった。

(2) 追加５罪種の犯罪被害体験状況

先の基本 19 罪種に対し、その時々に人々から関心が寄せられ被害実態把握が必要となった特殊詐欺等の犯罪５種（以下「追加５罪種」）の被害体験を求めた。

調査では、先の基本 19 罪種と同様、追加５罪種全てで「１件も被害に遭ったことのない」者が９割以上を占めた。

ただ、最近の情勢を反映し、「特殊詐欺」の被害体験を持つ者が２％と、他の罪種に比べ２ポイント前後高くなっている。

(3)迷惑行為被害体験状況

先の 19 罪種や５罪種の場合と同様、迷惑行為６種の全てで「被害体験なし」が９割以上を占めた。ただ、「知らない人がマチ中や家の周りを用もなく歩きまわっている」と「夜間、少年が集まって騒いでいる」といった行為で、複数回被害に遭ったという者が多い。

(4)犯罪行為の暗数化率

被害体験した犯罪・迷惑行為の内、どれほどの件数が警察に届けられ（警察はそれを把握したか＝把握率)、あるいは逆に届けられなかったか（体験者個人が公にすることなく内々に処理したか＝暗数化率）を求めた。

犯罪行為についていうと、コロナ禍最中の令和２（2020）年の１年間に遭遇した犯罪被害の内の 42%が警察に届け出ておらず暗数化している。逆に言えば警察が把握（認知）した犯罪件数は、第三者の届け出や警察官自身が認知した場合もあろうが、ともかく被害者が体験＝被害遭遇した犯罪の 58%でしかない。

個々の罪種別に見ると、例えばオートバイ盗で 17%、最近大きな問題となっている悪質商法などの詐欺犯罪で 27%、特殊詐欺でも４％が暗数化している。その一方、自転車盗で 37%、空き巣で 54%、ストーカー犯罪で 75%、子どもへの性的いたずら 67%などと多くが暗数化している。

(6)迷惑行為の暗数化率

迷惑行為においても、犯罪行為と同様、多くの迷惑行為が警察に届け出られておらず、犯罪行為に比較し暗数化率は高くなっている。特に「知らない人がマチ中や家の周りを用もなく歩きまわっている」や「暗い道端に人が用も無いのにたたずんでいる」などの暗数化率は高くなっている。

7. 考察

(1)2020 年時点における静岡県内で暮らす本人あるいはその家族の８パーセントが犯罪被害（交通業過を除く一般刑法犯）に遭遇している（要、他の調査との数値比較)。

(2)しかもその内の 42%は、警察に届け出られておらず暗数化している。

(3)こうした犯罪発生状況の意背後には、人々の間の「匿名性」の問題があることが定量的にうかがわれる。但しこの点の詳細な検討は後ほど行う。

(4)（社会的）迷惑行為の発現状況が一般的知見から見て低いと診られる。この点は、質問の設定の仕方に問題があり、今後のこの種の質問に工夫を必要とすることがいえる。

(5) 先行調査と比較すると（表）他の調査は特定の罪種に絞られており、各調査によって罪種の絞り方、対象年齢など異なることから、今後暗数調査はこれらの内容含め検討していく必要がある。

参考　　先行「暗数調査」との比較

	本調査(静岡調査)	社会安全財団調査	法務省調査
1．調査実施年	2020年12月	平成 29（2017)年 9 月	平成12（2002）年2月
２．調査対象	静岡県居住18歳以上男女、訪問調査1,096人	全国20 歳以上男女、訪問調査1,718 人	全国16歳以上男女、電話調査2,211人
３．分析罪種	犯罪＝24罪種、迷惑行為＝6罪種	犯罪＝16罪種	犯罪＝14罪種
４．被害者発現率	過去1年に、本人あるいはその家族の8.21パーセントが犯罪被害（交業を除く一般刑法犯）に1回は遭遇。迷惑行為は2.55パーセント。	過去1年に、本人あるいは家族の12.8ーセントが交業を除く犯罪被害に１回は遭遇。	1999年1年間に、犯罪被害に1回以上遭った者14.6パーセント。
５．暗数化率(警察未届け率)	犯罪は42.19パーセント。迷惑行為は100.0パーセント。	74.9パーセント。	個別罪種計算のみ。

文献

静岡県,株式会社ステップ総合研究所，2020,『静岡県防犯まちづくりに 関するアンケート調査報告書』

日本の性犯罪に関する法改正における「年齢差」レトリックの構築

周　筱（筑波大学）

1. 目的

本報告の目的は、現代社会において、「子どもの性」をめぐる公的言説が従来と比べるといかにして変化したのを明らかにすることである。本報告は、2023 年 7 月に施行された刑法改正案を対象に、とりわけ新たに設けた「5 歳の年齢差」に関する公的言説に着目する。

2. 問題意識

2023 年 7 月 13 日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の施行に伴い、性犯罪の規定が大幅に見直された。従来の「強制性交罪」と「強制わいせつ罪」が、「不同意性交罪」と「不同意わいせつ罪」に罪名を変更したのみならず、法定刑の種類の変更、罪の成立要件の拡大、性交同意年齢の引き上げ、時効の延長と、さまざまな点に及んでいる。本報告はその中に「子どもの性」と深く関わる「性交同意年齢の引き上げ」に着目する。

性交同意年齢の引き上げに関する今回の修正点は、第一に、従来は 13 歳と定められていた性交同意年齢が 16 歳へ引き上げられたことにあり、第二に、そこに 5 歳の年齢差の要件が加えられたことにある。本報告は、その 5 歳の年齢差に着目し、増設に至るまでに、「年齢差」の規定がどのような文脈で提案されてきたのかを解明したうえで、専門家たちがどのように「年齢差」の規定の正当性について論じ合ったのかを明らかにする。

3. 先行研究

「子どもの性」をめぐって、公的言説が用いるレトリックは「年齢」から「年齢差」に変容したというダイナミクスを描くために、既往の「子どもの性」に関する研究までに遡ってみよう。

「子どもの性」に関する議論は、歴史を通じてさまざまな文脈で行われてきた。近代前期には、「子どもの性の教育化」や「子どもの健全育成」の観点から、「子どもの性」は教育、司法、医療、福祉などの公的言説において、保護的、あるいはパターナリスティックに語られていた（Foucault 1976=1986；Moore and Reynolds 2018）。この時期、子どもと性の関係は、多くの場合、「性的虐待」の文脈で取り上げられ、「無性的な子ども（asexual child）」という政治的言説が形成されていた（Angelides 2004: 162）。

しかし、1990 年代に入ると、テクノロジーの進化とともに社会の価値観や性の位置づけが変わり始めた。この時期、性の焦点は「生殖の性」から「快楽の性」へとシフトし、若者文化にもその影響が顕著に表れてきた（亀田 2001: 39）。生殖以外の性行動の意義や目的、例えばオーガズムを求める行動、コミュニケーションの一環としての性行動、売春などの行動が青少年の間でも現れるようになった。このような変化を背景に、公的言説は「子どもの性」に関する諸現象を「社会問題」として捉え、問題解決のための対策を練り始めた。しかし、子どもの性的成熟の現実と向き合う中で、近代前期の「無性的な子ども」という一元的な語り方で「子どもの性」を捉えることは難しくなり、言説の多極化が進行してきた。

その背景を踏まえ、赤川学はフェミニズムに提供した「差異極大論／差異極小論」の分析枠組みを「子どもの性」に関する研究に試みた（赤川 1993）。彼は 90 年代の有害コミック問題に関する言説の構造を分析したうえで、近代における子どものイメージが差異の極大化論から極小化論へ移行している傾向が見られるにもかかわらず、差異極大論は差異極小論によって完全に代替されておらず、極大化する言説と極小化する言説が同時に産出している当時の社会の特徴を描き出した（赤川 1993: 192-5）。

それを踏まえ、山本功はさらに 2000 年代における援助交際を含む「少女売春」に関する言説の構造を反省的に検討し、赤川が提示した「子ども／大人」という差異の極大化論／極小化論を、新たに「売春する者／売春しない者」という軸を入れて再整理し、表 1 のように言説構造の 4 類型を析出した（山本 2014）

表 1　「少女売春」に関する日本社会の議論の 4 類型

		「売春するもの」と「売春しないもの」の差異	
		最小	最大
「子ども」と「大人」の差異	最小	フェミニズム背景を背景としの売買春一般の問題（1990 年代の援助交際を含む）	古典的「娼婦像」
	最大	「援助交際少女」が社会の変化による適応の一形態	「非行研究」

（表 1 は，山本功，2014,『逸脱と社会問題の構築』学陽書房，135-6 により筆者が作成した）

ところが、今日、例えば援助交際の場合では、援助交際が年少者と大人の間のコミュニケーションを維持し，「大人」と「子ども」という大人集団によって作られた境界線を越えようとして親密な関係を構築する手段とも見られるという言説も生産されている（卡 2018；鈴木 2012；Ho and Tsang 2002）。要するに、援助交際を「売春」だと認識している年少者も現れている。これらの現象を語るさいに、例えば「女子高生」、「援助交際者」など、「子ども」とは異なる何かの「主体」カテゴリーが新たに用いられるようになり、「子ども」の細分化が顕著になってきた。

このように「子ども」の細分化は今日の法改正にも影響を及ぼしている。元森によると、現代社会において「子ども／大人」の境目のイメージを並べて見ても，矛盾だらけで一つに収斂しない（元森 2021: 20）。したがって、特に公的言説の場合では、従来のように「子ども」を絶えずに細分化して「子ども」と「大人」の差異の極小化／極大化を検討する記述法はもはや困難となっており、複雑性をもたらす。そのさいに、国家権力は社会統

制を図るため、いかにして複雑性の縮減を果たせる方法を模索しなければならない。本報告の仮説としては、「年齢差」レトリックは、「子どもの性」に関する言説の構造が複雑化になった現代社会において、国家権力がパターナリスティックな支配を維持ために新たに用意した正当性の根拠として用意されたものである。その内実は、従来の「子どもとはどの存在なのか」という属性を根拠としてのパターナリズムが歴史的な舞台から退去し、「子どもは誰と関わったのか」という関係を根拠としてのパターナリズムの時代が到来しているということだと本報告が仮説を立てる。その仮説を踏まえ、本報告は、公的言説における「年齢差」のレトリックの定義過程に着目する。

4. 方法と考察

本報告は、構築主義的アプローチを用い、公的な言説の場である法制審議会において、

「子どもの性」について、特に「年齢差」という条件に焦点を当てて、専門家たちのクレイム申し立て活動を分析する。この分析を通じて、以下の点が明らかになる。

第一に、「年齢差」という条件が初めて提案されたのは法専門家によるものではなく、実際の症例をもとに一部の精神科医が提案したものである。その提案の背景には、未成年者同士の恋愛が増加しており、そうした関係の刑事可罰性に対する懸念があったためである。

第二に、確かに現代社会において、一部の未成年者は自らに性的な関係を求めたかもしないが、精神医療の観点からみれば、その「同意」は実際に相手側との「パワーの差」によって影響を受けていた可能性がある。そしてその「パワーの差」が未成年者同士の場合に生じにくいため、「年齢差」の導入が必要とされる。

第三に、しかしこの「年齢差」の条件は法専門家にすぐ受け入れられるわけではなかった。最初は法専門家が依然として「子どもは同意能力がない」という属性を根拠として抵抗した。だが、議論が進む中で、「未成年者同士の非対称的な関係性」が抵抗の理由として浮上した。こうした法専門家の「子どもの性」に対する視点が属性から関係性への変化が、「年齢差」の議論が進める上での重要な転換点となっていると考えられる。

文献

赤川学，1993，「差異をめぐる闘争」中河伸俊・永井良和編『子どもというレトリック』青弓社，163-200.

Angelides, Steven, 2004, “Feminism, Child Sexual Abuse, and the Erasure of Child Sexuality,” GLQ: A Journal of Lesbian and Gay Studies, 10(2): 141-77.

Foucault, Michel, 1976, Histoire de la sexualité, I: La volonté de savoir, Paris :Gallimard.（渡辺守章訳，1986，『性の歴史 I――知への意志』新潮社.）

Ho , P. Sik Ying and A. Ka Tat Tsang, 2002, “The Things Girls Shouldn’t See: Relocation the penis in sex education in Hong Kong,” Sex Education, 2(1): 61-73.

亀山佳明，2001，『子どもと悪の人間学――子どもの再発見のために』以文社.

卡維波，2018，「援助交際的現代性」何春蕤編『援助交際在台灣』，34-9.

Moore, Allison, and Paul Reynolds, 2018, Childhood and Sexuality, United Kingdom: Palgrave Macmillan.

元森絵里子，2021，「多様性としての子どもの近代から現代へ」元森絵里子・高橋靖幸・土屋敦・貞包英之『多様な子どもの近代――稼ぐ・貰われる・消費する年少者たち』青弓社，210-22.

鈴木大介，2012，『援デリの少女たち』宝島社.

山本功，2014，『逸脱と社会問題の構築』学陽書房.

問題解決型裁判所と少年裁判所

○石田　侑矢（九州大学）

はじめに：問題の所在と分析視角

本報告は問題解決型裁判所と少年裁判所の関係性について検討することを目的とする。この目的に向けて、本報告では理論と機能の両面から検討する。具体的には、①少年裁判所はTJの実践といえるか、そして②少年裁判所は問題解決型裁判所の一種といえるかというふたつの問いを検討する。

Ⅰ　TJと問題解決型裁判所

（１）問題解決型裁判所

問題解決型裁判所は 1980 年代終わりからアメリカで展開されている特別裁判所の総称である。そこでは、公判段階において犯罪行為の背景にある問題を解決することで再犯を防止することが目指される。問題解決型裁判所は、1980 年代から進められた厳罰化政策及び量刑改革による刑事施設の過剰収容、それに伴う社会内処遇の機能不全、そして公判前ダイバージョンの縮小を背景として、実務先行で設置された。つまり、当時のアメリカでは刑事司法システム全体の機能不全を背景として、公判段階においてこれを解消するためのシステムとして誕生した。

（２）TJについて

ⅰ）概観

TJ は 1990 年代に精神衛生法の領域で誕生した。当時のアメリカでは措置入院（civil commitment）の在り方に焦点が置かれていた。そこで、治療と法的保障を両立させる考え方として、TJ が誕生した。つまり、TJは適正手続保障を維持したまま、治療的効果を向上／反治療的効果を除去ないし減少させるためにはどうすべきかを検討するものとして誕生した。そのため、TJは常に治療を優先する医療モデルとは異なり、あくまで自由権保障と両立する範囲内で治療的効果の向上を目指すものといえる。

ⅱ）「治療」の意義

TJ における「治療」には、「個人の心理的あるいは身体的な福利を向上させるあらゆるもの」が含まれるとされている。ただし、その中核には伝統的な意味での精神病理学上の影響を避けたり、あるいは改善したりすることについての関心があるとされており、心理的な要素が関係する健康上あるいは社会的な問題が「治療」の対象であるとされている。以上を踏まえ、提唱者らはTJを「法が生活における心理的側面や心理的な福利に与える影響」に焦点を当てるものであるとしている。このことに鑑みれば、少年司法におけるTJとは、「法が子どもの成長に与える影響に焦点を当てるもの」であるといえる。また、少年司法における「治療」には、「子どもの成長発達に資するあらゆるもの」が含まれると考えられる。

ⅲ）両者の関係

TJと問題解決型裁判所は、それぞれ異なる文脈で誕生したが、現在、TJは問題解決型裁判所の理論的基礎ないしパラダイムのひとつとして位置づけられている。

Ⅱ　少年裁判所とTJ

アメリカにおける少年裁判所の展開は4つの時期に区分することができる（Feld, 2017）。

①Progressive 期（1899 年～1960 年代）

1899 年にシカゴのクック郡にて、全米初の少年裁判所が設置された。これは子どもを刑事手続から分離するものであったが、その趣旨は①刑事手続による害悪から子どもを保護すること、そして②刑罰ではない適切な社会復帰処遇、すなわち教育や必要な支援を提供することにあった。とりわけ、②の観点から、少年裁判所ではプロベーションオフィサー(以下、「PO」。）による調査とそれに基づく個別的な処遇ないし支援の提供が行われた。また、当時の少年裁判所では、対象者に対する手続保障はなく、裁判官に大きな裁量が与えられていた。つまり、少年裁判所は子どもの特性に着目したうえで、成人から分離させ、刑罰ではなく個別的な教育ないし支援を提供するものとして設置された。

②Due Process 期（1960 年代～1970 年代）

1967 年の In re Gault 事件判決をきっかけに、少年司法においてもデュー･プロセス革命が進行した。これにより、少年裁判所においても弁護人依頼権や自己負罪拒否特権などの権利が認められるようになった。しかし、Feld（2017）によれば、デュー・プロセス革命によって少年裁判所の性質が変化し、その結果、少年裁判所は刑事裁判所に従属するものとなったとされている。

③Tough on Crime 期（1980 年代～1990 年代）

1980 年代から 1990 年代にかけて、少年による重大事件が増加したことを背景として、厳罰化が進められた。具体的には、自動移送を含む刑事裁判所への移送の容易化、混合量刑の導入等が行われた。また、処分選択についても Offender-based から Offense-based へと転換し、これによって身体拘束の性質も不定期刑から定期刑へと転換した。さらに、この時期、一部の州では必要的刑罰の賦課も定められた。このように、この時期アメリカでは刑事裁判所で審理を受ける子どもが増加した。また、自動移送や Offense-based への転換によって、少年裁判所

の特徴のひとつであった個別化という価値は大きく後退した。

④Children are different 期（2005 年～現在）

Roper 判決に代表される脳神経科学の知見（科学的見地からみると、子どもは成人と異なる）を反映した連邦最高裁判例によって、現在少年裁判所の運用は大きく変わりつつある。具体的には、多くの州で必要的刑罰の規定が削除ないし制限されている。また、施設に収容される子どもの数も減少傾向にあり、代わりに社会内処遇を受ける子どもが増加傾向にある。このように、現在アメリカでは脳神経科学の知見を応用することで、Tough on Crime 期とは逆方向での改革が進められている。つまり、個別化の方向性に軌道修正が図られているといえる。また、かかる傾向は今後も継続していく見通しであるとされている。

（２）少年裁判所と TJ

少年裁判所における分離、個別化、教育という三要素は､少年裁判所を TJ たらしめているといえそうである。しかし、TJ がデュー・プロセス保障の範囲内で治療的効果を高めるものであるとすれば、設立当初の少年裁判所は TJ の実践とはいえない｡つまり、少年裁判所は、Due Process 期を経て初めて TJ の実践として捉えることが可能となった。したがって、後藤（2016）が指摘するように対審構造の導入によって後退したのではなく、むしろそれを含む手続保障が果たされたことによって TJ の実践といえるようになったと理解すべきである。

また、Tough on Crime 期においても、TJ としての基本的な性格は維持されてきたといえる。たしかにこの時期、個別化は後退した。しかし、刑事手続からの分離及び教育という価値はいずれも維持されている。また、Intake 時における PO による調査も維持されており、他方で刑事手続におけるような量刑ガイドラインは導入されていない。つまり、この時期においても、少年裁判所における個別化は完全に消失してしまったわけではない。さらに、近年では脳科学の知見を応用することで個別化が促進されている｡その意味で､Children are different 期以降、アメリカの少年裁判所は TJ の要素をより強くしていると考えることができる。

少年司法の変遷は「厳罰な処罰」と「寛容な処遇」のあいだを往復するサイクルとして捉えられてきたが、TJ の観点からすれば、アメリカの少年裁判所は Due Process 期以降一貫しているとみることができる。

Ⅲ　少年裁判所と問題解決型裁判所

（１）手続の比較

①問題解決型裁判所

対象者本人の同意に基づいて､手続が開始される。その後、裁判官の監督の下、薬物離脱のプログラムを受講する。度重なる失敗や本人からの申出によって事案が刑事裁判所に係属される。全てのプログラムを完遂するまで、処遇の提供が続けられる。

②少年裁判所

多くの場合､PO によって事案を少年裁判所に係属させるかどうかが決定される。事案が少年裁判所に係属した場合、PO による調査が行われる。裁判官はこの調査結果等に基づき、適切な処分を言い渡す。

（２）検討

両者は以下の点で共通している。第一に、両者はいずれも対象者の特性に応じた刑事手続からのダイバージョンである一方で、一定の場合には刑事裁判所に係属する可能性が留保されている点で共通している。第二に、行為の背景にある問題にアプローチする点でも共通している。以上を踏まえれば、両者は極めて類似しており、少年裁判所は問題解決型裁判所の一種といえそうである。

他方で、両者は以下の点で異なる。まず、問題解決型裁判所では本人からの申出あるいは度重なる失敗によって、事案が刑事裁判所に係属されるが、それ以外は Graduation で完結するまで処遇が続けられる。つまり、そこでは手続内で処遇が完結する仕様となっている。これは問題解決型裁判所において前提とされている価値が刑事手続や行刑等と大きく異なることによる。問題解決型裁判所が設置された背景を踏まえると、手続内で処遇が完結するこの仕様は問題解決型裁判所の本質のひとつであるといえる。要するに、問題解決型裁判所ではそこでの価値が刑事手続やその後の行刑に引き継がれない構造となっている。

これに対して、少年裁判所は必ずしも手続内で処遇を完結させなくてもよい構造となっている。これは、プロベーションや施設内処遇が、少年裁判所と同様の価値に基づいて運用されていることによる。また、このことは少年裁判所の高い独立性をも示唆している。このように、問題解決型裁判所と少年裁判所は、理論・機能の両面において多くの点で共通している一方で、前提としている構造を大きく異にしているといえる。以上より、手続内で処遇を完結させることが問題解決型裁判所の本質であるとすれば、少年裁判所は問題解決型裁判所の一種とはいえない。

＜参考文献＞

後藤弘子（2016）「少年司法と治療的司法」季刊刑事弁護 87 号 78-82 頁

Feld, Barry (2017) *The Evolution of the Juvenile Court: Race, Politics, and the Criminalizing of Juvenile Justice*, New York University Press

第　１７　期　研　究　委　員　会

岡邊健※　上田光明　大谷彬矩　大塚英理子

櫻井悟史　竹中祐二　津島昌弘　橋場典子

松川杏寧　水藤昌彦　森久智江　山口裕貴

※委員長

『日本犯罪社会学会第 50 回大会報告要旨集』

[第 50 回大会]

開　　催　　日：2023 年 10 月 14 日（土）・15 日（日）

会　　場：立正大学　品川キャンパス

大会実行委員長：原田豊（立正大学）

発　　行　　日：2024 年 3 月 1 日

編　　集：日本犯罪社会学会研究委員会

発　　行　　者：日本犯罪社会学会

577-0036　大阪府東大阪市御厨栄町 3-1-35

学術センターU-BOX 2F